

特別区長会事務局講演会講演録

都区のあり方検討とは何か

特 別 区 長 会 事 務 局

まえがき

この講演録は、「都区のあり方検討とは何か」と題して令和6年7月5日に行われた特別区長会事務局講演会の内容をもとに作成したものです。講師は、志賀徳壽特別区長会事務局参与です。

この講演は、「特別区制度（特論）～都区制度（東京の大都市制度）について～」と題して令和3年から令和4年にかけて同じ講師により行われた講演のうちの「都区のあり方検討」に焦点を絞り、再構成して行われたものです。

都区のあり方検討は、平成12年都区制度改革に伴い改革時に解決すべきであった「都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」が、先送りされた改革後の協議でも決着がつかず、「今後の都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方（再編等）、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討することとし」、「財源配分のあり方については、この検討を行う中で、その結論にしたがい整理を図る」とする都区協議会のとりまとめ（平成18年1月31日）のもとに行われたものです。

しかしながら、検討の経過の中で、都が実施している事務について行われた今後の検討の方向付けは整理されたものの、区域のあり方をめぐる都区間の認識の乖離を主因として、平成23年1月に開催された第13回都区のあり方検討委員会以降、検討は止まったままになっています。

この講演録が、都区のあり方検討の経緯を確認し、今後の方向を考えるための参考となれば幸甚です。

令和7年10月

特別区長会事務局

「都区のあり方検討とは何か」講演録 目次

はじめに	3
◇検討に至る経緯と立ち上げ	4
都区のあり方検討を行うに至った経緯は？	
○都区制度改革の変遷	4
○都区のあり方検討に至る経緯	5
都区のあり方検討はどのように進められたか？	
○都区のあり方の検討経緯	7
○都区のあり方に関する検討会（基本的事項の整理）	8
○都区あり方検討の検討体制等	9
○都区のあり方に関する検討の方向	10
◇事務配分の検討	12
○事務配分に関する検討経緯	12
○検討対象事務の選定基準と項目数	14
○移管すべき事務の選定基準	14
○都区の事務配分の検討結果	15
○都区の事務配分の検討結果内訳	16
○事務配分の検討状況（例）	17
○事務配分をめぐるいくつかのやり取り① （事務配分と区域のあり方のセット論を巡って）	18
○事務配分を巡るいくつかのやり取り② （上下水道の事務でのメリット論、最適論を巡って）	19
○地方自治法における役割分担	20
○地方自治法における都区の役割分担	21
○事務配分に関する都区の考え方（例）①（上水道の設置・管理事務）	22
○事務配分に関する都区の考え方（例）②（公共下水道の設置・管理事務）	23
○事務配分を巡るいくつかのやり取り③ （「人口50万人程度に再編の場合を想定」を巡って）	24
○事務配分に関する都区の考え方（例）③ （法令上区への移譲が可能とされている事務）	25

◇区域のあり方の検討	26
○区域のあり方に関する検討経緯	27
○区域のあり方について①（都が示した「検討の視点」）	29
○区域のあり方について②（都が示した「論点メモ」抜粋）	29
○区域のあり方について③（区が示した「参考論点」の項目）	30
○区域のあり方について④（区が示した「参考論点」の例）	30
○区域の変遷	32
○特別区の昭和22年と平成17年の人口比較	33
○区域再編シミュレーション（森財団「6特別市構想」）	34
○区域のあり方に関する考え方	34
○東京の自治のあり方研究会	36
○東京の自治のあり方研究会最終報告について	36
◇税財政制度の検討	38
○税財政制度について（区が示した「論点」）	38
◇都区のあり方検討の状況と今後	39
都区のあり方検討はどのような状況に置かれているか？	
○都区のあり方検討の状況	39
都区のあり方検討の今後をどのように考えるか？	
○都区のあり方検討の今後	40

参考資料

○都区の事務配分に関する検討状況	42
○検討対象事務評価シート（児童相談所の例）	88
○都区のあり方検討 移管検討対象事務（53項目）一覧	92
○特別区の区域のあり方、都区制度・分権改革関連の動き等 に関する幹事会提出資料（一覧）	94
○特別区の区域のあり方に係る検討の視点について（都側資料）	102
○特別区の区域のあり方に関する論点（都側資料）	103
○特別区の区域のあり方に関する参考論点（区側資料）	105
○特別区の区域のあり方に関する考え方（都から示された論点に沿った整理）	109
○区が示した「特別区の区域のあり方に関する主要論点」に対する都の意見	116

はじめに

今日は「都区のあり方検討とは何か」という題でお話をさせていただきます。

資料としては、「都区のあり方検討とは何か」という今日の講演を基本的に進めていくための資料、また、「特別区制度改革の歩みとこれから」という都区のあり方検討だけでなく特別区制度に係わる事項をコンパクトにまとめた資料、さらに、「特別区制度（特論）」という以前別の機会に行った講演の講演録の3点です。

「特論」の講演録については、厚いほうの資料編がありまして、これをお話の中で少しだけ覗いていきたいと思いますが、「歩みとこれから」の資料は、「特論」の要約版のようなもので、時点更新をしながら作っているものですので、参考にしていただければと思います。

お話しする「都区のあり方検討」というのですが、実は、都との間の協議がずっと止まったままになっています。実質的には平成23年1月から止まっていますので、かれこれ13年を超える日々、塩漬けになっているのです。特別区の職員の中でも、都区のあり方検討という存在自体、覚えていない、あるいはそもそも知らない方が多いのではないかでしょうか。

この都区のあり方検討というものが、都区制度の改革の中で、どういうところに位置づけられているのかということを振り返りつつ、どんなことを検討したのか、これからどうなっていくのかということをお話しさせていただくのですが、今前ほんとうに冊子を10数冊並べてあります。これは都区間で協議した結果の部分だけを冊子にまとめたものなんです。これだけの量があります。

都区間の協議結果以外に、特別区の側で検討した結果をまとめた冊子もあり、また、これからお話しする経緯の中出てくる「東京の自治のあり方研究会」の検討結果をまとめた冊子もありますので、大変な分量です。

しかも、これらは、検討の結果をまとめたもので、その検討結果に至る過程ではいろいろな資料のやり取りをして、修正を繰り返しながら、最後にたどり着いたのがこれだということなので、いかに膨大な検討作業であったかを実感していただければと思います。

特に事務配分の検討については、東京都の事務のほとんどを対象にして行いまして、しかも、それは特別区の側では、検討対象となった事務一つ一つを23区それぞれの関係部署で検討して、それを各区の企画担当が集約をして、それぞれの区の考え方を区長会事務局に寄せていただき、それを踏まえて検討しながら、最終的に区長会の場で方向性を決めて、都に示していくという大作業を繰り返しています。東京都のほうも、総務局の行政部が所管となって、都の事業全般にわたって洗い出しを行い、各局の意向を照会して、やり取りをしながら都としての考え方をまとめて、それを区側に示していくという大作業を行っています。

それを都区のあり方検討委員会と幹事会の場で議論していくことを行って

きたのです。事務配分のほかに、特別区の区域の問題等もあってまさに膨大な検討が行われてきたのですが、検討資料と議論の概要も含めて、ご覧いただいた冊子の内容は、区長会と都の行政部それぞれのホームページに全て掲載されていますので、覗いてみてください。

ストップしたままではいけないということで、区長会としては毎年検討の再開を東京都に対して求めているという状況にあります。そのようなものであるということを冒頭、認識していただいて、お話を聞いていただければと思います。

◇検討に至る経緯と立ち上げ

都区のあり方検討を行うに至った経緯は？

それでは、まず、検討に至る経緯と立上げということでお話したいと思います。

都区のあり方検討を行うに至った経緯については、実はかなり長い歴史を見なければならぬということで触れさせていただくのと、どのように具体的な検討が進められていったのかということを、まずお話ししたいと思います。

＜都区制度改革の変遷＞

まず、都区制度改革の変遷について大まかな流れを見ていただきます。

戦後、地方自治法の制定によって東京の区が「特別区」と称されて、基礎自治体と

都区制度改革の変遷		
大都市の一体性を確保しつつ 身近な自治を強化		
地方自治法	改革のポイント	改革の背景
昭22施行	都区2層制(特別区は「基礎」) ⇒実態的権限なし	戦後民主化の徹底 ※都区の紛争激化
昭27改正 (同年施行)	特別区は都の内部的団体に ⇒都が「基礎」、区長公選廃止、 事務の限定列举、都が調整権	強力な「基礎」の存在が 戦災復興を「阻害」 ※改革悲願の始まり
昭39改正 (昭40施行)	特別区の権限を拡大 ⇒福祉事務所等移管、課税権(都 が調整)、都区協議会設置	「市」の事務の重圧で 都の行財政が麻痺 ※大都市問題の激化
昭49改正 (昭50施行)	特別区に「市」並み自治権付与 ⇒区長公選、人事権、事務配分 原則の転換(保健所等の移管)	大都市における自治 意識の高まり ※引き続き都が「基礎」
平10改正 (平12施行)	都区2層制の復活(法定) ⇒都区の役割分担、財源配分 原則明確化(清掃等の移管他)	地方分権、都区の行政 責任明確化の要請 ※都区制度の到達点

してスタートしました。その時に、名目上は基礎自治体だったのですが、それまでの間、東京都が全て権限を持つていましたので、都から権限が移されない限りは基礎自

治体の実はなきないという状態に置かれて、もっと権限をよこせということで都区間で紛争状態になりました。

それが、すぐ5年後には、特別区を基礎自治体としない改正というのが行われてし

まうのですね。東京都が広域自治体と基礎自治体を兼ねると。特別区は、内部的な団体である、制限自治区であるとする改正が行われて、区長の公選も無くなり、事務権限も限定されるという改正が行われています。

これが特別区としては一番屈辱的な出来事だったのですが、基礎自治体としての地位を取り戻すべく猛烈に様々な改革運動を進めていくことになっていくわけです。その後、東京がどんどん発展を遂げて、行政需要も肥大化し、東京都が全てをあずかる仕組みではとても対応し切れなくなっています。都の行財政が麻痺するという評価が下って、昭和40年に特別区にできるだけ権限を下ろしていくという改革が行われました。この時に福祉事務所などが特別区に移譲されています。

さらに時が過ぎて、大都市問題も激化するし、分権の意識も高まってきて、様々な住民運動も出てくる中で、昭和50年には、特別区を原則市並みの自治体とするという改革が行われます。区長の公選が復活し、事務も都が行うもの以外は原則的に市の事務を行う、人事権も取戻すという内容でした。保健所が移管されたのはこの時です。

ところが、実質的に基礎自治体になったと言われるこの改革でも、基本的な性格としては特別区はなお基礎自治体ではないと。基礎自治体はあくまでも東京都が引き続き兼ねる、そして、この改革というのは実験であって、うまくいかなければ元に戻すというようなことでスタートしたものだったのですね。

したがって、さらに、名実ともに基礎自治体としての地位を取り戻すべく自治権拡充の運動が続けられています。それが最終的に実ったのが平成10年の法改正、平成12年施行の改革で、特別区が「基礎的な地方公共団体」となって、東京都との間では二層制の関係となり、都と特別区の役割分担、財源配分の原則が定められて、今日に至っているという流れになっているわけです。

ご覧いただいたように、特別区が権限を剥奪されて、それ以降、取り戻していく長い過程があって、この平成12年改革を迎えました。その平成12年改革をどのように整理するのかというのが、現行制度における都区のあり方を示すことになるのですね。

＜都区のあり方検討に至る経緯＞

昭和50年の改革から平成12年の改革に至るまでの間にはいろいろなことがありました。まず、都と特別区がそれぞれ調査会を設けて、検討して、それぞれが二層制にすべきだと。つまり、特別区を基礎自治体にすべきだということで一致しまして、「都区制度改革の基本的方向」という形で昭和61年に都区合意しました。

それを踏まえて、都と特別区が一緒に国に対して働きかけをして、平成2年に地方制度調査会が「都区制度改革に関する答申」を出しました。概ね都区合意の内容で進めるのが良いのではないかと。ただし、特別区を基礎自治体として法定化するかどうかについては言及がなく、実質的にはそうなるだろうという言及にとどまっていた

わけです。それでも、二層制に向けての答申が出たということで、弾みがついたわけ

ですね。

答申を受け
て、都区間で
いろいろ検討
していく中で、
「都区制度改
革に関するま
とめ（協議案）」
というものが
合意されて、
これを国に正
式に持ち込ん
でいくことにな
るのですが、

都区のあり方検討に至る経緯

S56.8～S59.6 都区それぞれの調査会が改革を提言

S61.2 「都区制度改革の基本的方向」を都区合意

H 2.9 地方制度調査会「都区制度の改革に関する答申」

H 6.9 「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」都区合意

都と特別区の
二層制

清掃事業他の
事務移管等

都区双方の財政需要
による財源配分

H10.5 自治法の一部を改正する法律公布（H12.4施行）

＜二層制、役割分担・財源配分原則法定＞

財源配分のあり方の検討は不調のため改革後の課題に

H12.3 都区制度改革実施大綱決定（都区協議会）

H12.4 都区制度改革施行

財源配分のあり方の協議が不調（H15～18）

H19.1～ 都区のあり方検討に移行

事務配分、区域、税財政等を根本的に発展的に検討

財源配分のあり方はその検討結果で整理

この時に、今言いました都と特別区を二層制にすること、清掃事業をはじめとする大幅な事務移譲を行うこと、そして、都区双方の財政需要によって財源配分を行うという考え方方が整理されています。

いろいろ紆余曲折はありましたが、平成10年に法改正が行われて、都区で合意した内容以上に抜本的な改革が行われることになりました。二層制が確立するのと同時に、二層制を確立する中身、つまり都と特別区の役割分担原則、それに基づく財源配分の原則というものが法定されるという画期的な改正が行われたのです。

その過程で、改革に伴う財源配分の問題について都区で協議をして整理をしようとしたのですが、双方の見解が一致できずに、改革後の課題に先送りをするということになってしまいました。そういう中で、この都区制度改革を迎えることになったのです。

そして、協議案のところで出てくる、都と特別区の二層制が法律で確定して、事務事業の移管についても都区で合意した内容をもとに整理されて、平成12年4月から清掃事業が特別区の事業としてスタートするというようなことが行われたわけですが、都区双方の財政需要による財源配分の課題については、結局、改革前にできなかつたので、改革後の検討に送られるわけです。主要5課題の協議と言われているものです。

ところが、その改革後の検討も、都区双方の見解が分かれてしまって解決がつかず、その結果として、この問題の解決を、「都区のあり方検討」というものを経た先に行うということになりました。根本的にもう一回、事務配分の問題、区域のあり方にについて、そして税財政制度について検討して、その結果で財源配分の問題を整理しよう

という取決めになったのです。

ご覧いただいたように、平成12年の改革に向けて都と特別区の役割分担が決められて、それに基づいて清掃事業、その他の事務移管をしたという、その整理された役割分担の内容で都区間の財源配分を整理し直そうというのが約束事だったのですが、それができないまま、改めて事務配分を検討しようということになったところにお付きでしょうか。

ある意味、やろうとしていたことができないまま衣替えをしてしまったということなのです。これは都区の協議の中での限界ではあったのですが、そういうセットがされた以上は、その新しいレールの上で、もう一回、その検討をきちんとして、実を取る対応をしていこうではないかということで、区側としてはその後の検討に入ってしまったのです。

都区のあり方検討はどのように進められたか？

＜都区のあり方の検討経緯＞

都区のあり方検討がどのように進められてきたかを、ざっと見ておきたいと思います。

まず、都区のあり方検討というのは、「都区のあり方検討委員会」というものを作って検討されるのですが、その前段で「都区の

都区のあり方の検討経緯

- H18.5 都区のあり方に関する検討会で大枠を整理(～H18.10)
- H18.11 都区のあり方検討委員会及び幹事会を設置(H19.1開始)
- H19.10 事務配分の検討の進め方を整理
- H19.10 区域のあり方検討開始
- H19.11 具体的な事務配分の検討開始
- H21.2 別途東京の自治のあり方の調査研究を行うことを合意
※東京の自治のあり方研究会 H21.11～H27.3
- H22.6 児童相談所のあり方の先行検討を区から提案
- H23.1 幹事会で、事務配分検討対象444項目の検討が終了
- H23.12 事務配分の具体化は今後の検討課題とし、別途児童相談行政に関する検討を行うことを合意
※H24.2 児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会開始

あり方に関する検討会」というものを設けて大枠の整理をした上で、平成19年1月に始まります。

そして、検討が始まってしばらくして、事務配分の検討の進め方というものが整理されて、区域のあり方の検討が始まる、そして、具体的な事務配分の検討がすぐ追つ

かけて始まつてていくということになります。

その後の検討の過程で、区域の問題については暗礁に乗り上げるわけですね。議論が噛み合わない。その中で、区域の問題の議論の前に、そもそも東京都がどうなつてしまふのかが先決ではないかという話になつて、市町村と学識者を交えた調査研究をしようではないかということになり、「東京の自治のあり方研究会」が行われることになりました。

それから、もう一つ、事務配分の検討が進められてはいったのですが、あまたある事務の検討の具体化が何も進まないままではいけないのではないかと。喫緊の課題として浮上している児童相談所の問題について、先行して具体化の検討を始めるべきではないかということを区側から都に提起したということもありました。

平成23年1月に、幹事会が事務配分の検討対象全ての検討を終えました。実はここで、それ以降の検討は事実上ストップしてしまっているのです。

幹事会の段階で事務配分の当面の検討が終わつて、それを検討委員会に報告する段階で、また一悶着ありますと、調整に1年ぐらいかかるつてようやく検討委員会が書面開催で開かれました。幹事会での検討内容については了承したもの、了承した事務配分の検討結果を受けて、さらに具体化に向けて検討を進めることについては一旦留保し、今後の検討課題ということにして、別途、区側から申し入れた児童相談行政に関する検討についてはやろうではないかという取決めが行われたのです。そして平成24年に「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」が行われることになりました。

以上が全体の流れでした。今見ていただいた一連の動きをもう少し詳しく見ていきたいと思います。

<都区のあり方に関する検討会>

まず、「都区のあり方に関する検討会」についてですが、先ほどご覧いただいたように、財源配分問題のけりがつかなくて、それを都区のあり方検討の結果に委ねるということが行われているわけですが、その時の命題が、今後の都区のあり方について根本的かつ発展的に検討するということでした。その内容としては事務配分であり、特別区の区域問題であり、税財政制度であるということで、協議が整い次第、検討組織を都区共同で設置すると。

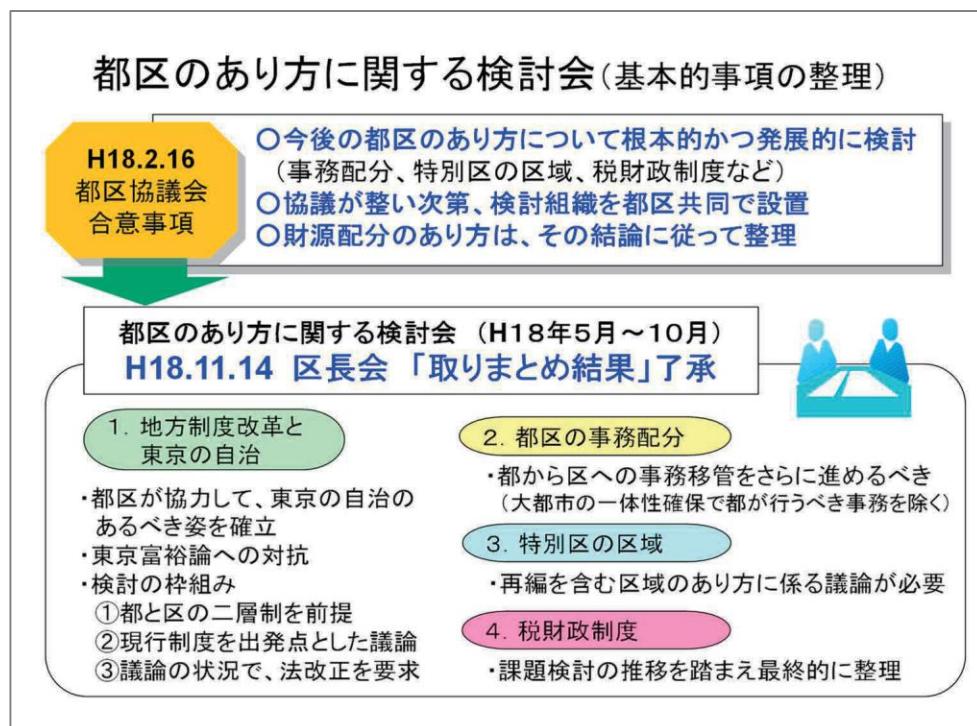
この「協議が整い次第」というところが、これからお話しする「都区のあり方に関する検討会」での協議で、検討組織というのが「都区のあり方検討委員会」になります。そして、財源配分のあり方がもともとの課題ですので、そういう検討の結論に従つて整理をすることにしようということで預けることになるわけですね。

その「都区のあり方に関する検討会」は、区長会の正副会長と東京都の副知事をメンバーとして行われています。

協議の結果は、1つは、地方制度改革と東京の自治ということで、検討に臨むスタンスのようなものです。この中に、検討の枠組みとして、都と特別区の二層制を前提にしようということと、現行制度を出発点として検討しようということがあります。つまり、抜本的に検討するといつても、制度のあり方自体を根本から改める検討をするのではなく、現行制度の下でどこまでができるかを基本に検討しようということなのです。

極端な話、特別区が一部事務組合なり広域連合を使って広域的な事業を全部やると言ったならば、都区制度は飛んでしまうぐらいの話になってしまうわけです。そういうレベルの検討は、実は都と特別区それぞれが、この時期に学識者に依頼して検討しているものがありまして、その結果が正反対の方向を示してしまっているのです。

将来的な制度のあり方について行われた都区双方の学識者による検討結果が



相反する方向を示している中で、今後の抜本的な制度の改革まで含めて検討するとなると、とても先に進まないので、現行制度の下でのより抜本的な対応でどこまでどこができるかということで検討しようという整理になったわけです。

都区の事務配分の問題については、都から特別区への事務移管をさらに進めるべきであると。都が大都市の一体性を確保するために必要があるという事務以外は特別区に移す方向で検討しようということ。特別区の区域の問題については、再編を含む区域のあり方に係る議論が必要という整理。それから、税財政制度については、課題検討の推移を踏まえて最終的に整理をしよう、という取決めをした上で、都区のあり方検討を進めていくことになったわけです。

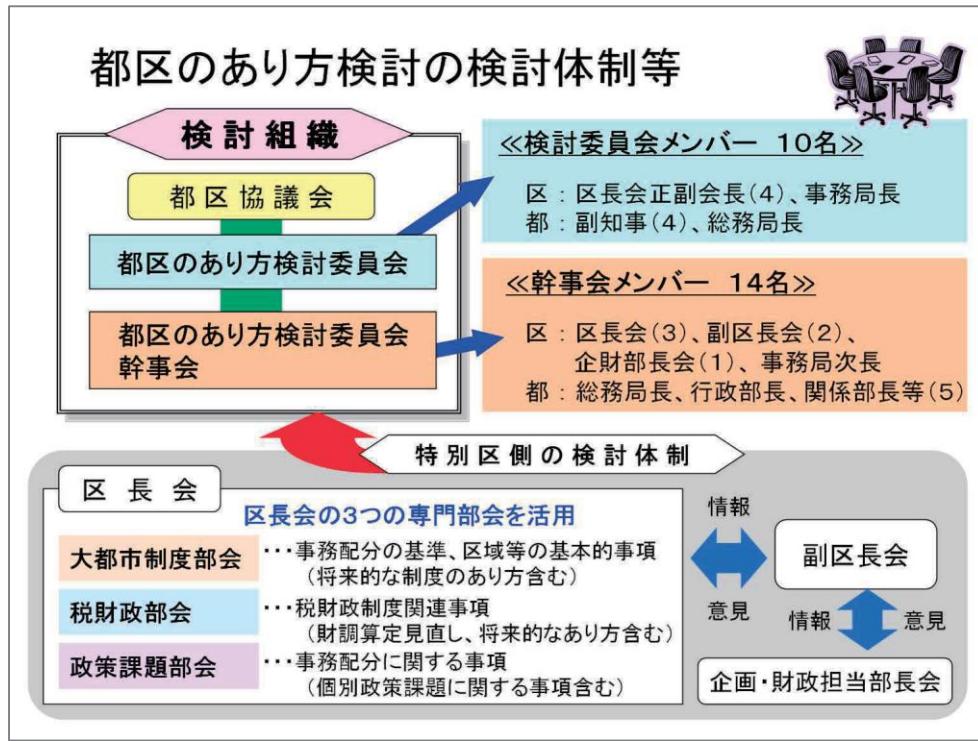
<都区のあり方検討の検討体制等>

検討の進め方については、都区協議会の下に「都区のあり方検討委員会」というも

のを設ける。検討は、区側は、区長会の正副会長と区長会の事務局長、東京都は、全

ての副知事
と総務局長
というメン
バーで行う
ということ
ですね。

そして、
その下に幹
事会を設け
る。その検
討は、区側
は、区長会
が「3」とな
っています
のは、この



後お話しする、区長会の中の部会のトップを据えるということですが、その他副区長会、企画財政部長会から、また区長会事務局次長、東京都は、総務局長以下関係部長等というメンバーで検討することになりました。

検討委員会の会長は都の副知事。幹事会のほうは、区長が座長を務めるということで、都と特別区の検討組織で区側のメンバーが座長を務めるというのは非常に珍しいケースですが、そのような体制でした。

この検討に臨む区側の体制ですが、区長会の中に、大都市制度部会、税財政部会、政策課題部会というのがありますて、この部会を活用して検討に臨むということになりました。

このうち大都市制度部会の部会長が、先程の幹事会の座長になるわけです。そして、副区長会、あるいは企画・財政担当部長会で情報なり意見を交換しながら、最終的には区長会が判断をしていくというような仕組みにしたわけです。

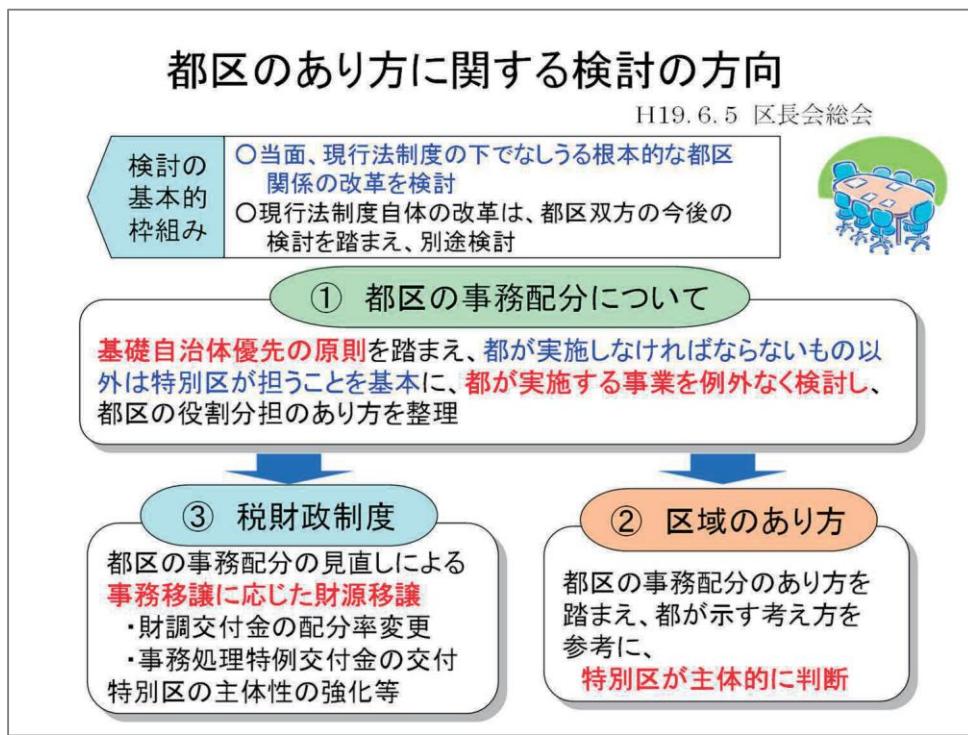
区長会が判断するについては、先ほど言いましたように、各区がそれぞれ検討し、それを集約して、副区長会を通して区長会に上げ、区長会が方針を決めていく仕組みを取ったわけです。

＜都区のあり方に関する検討の方向＞

都区のあり方検討に臨むにあたって、区長会として一定の方針を整理しています。基本としては、先ほど都区の検討会のまとめにもありましたように、現行法制度の下でなし得る抜本的な改革を検討していくことですね。それで、現行法制度自

体を変えるというような話については、検討の行方次第ということで別途な扱いにしようということにしています。

そして、3つの課題についてですが、1つ目の都区の事務配分については、基礎自治体優先の原則を踏まえて、都が実施しなければならないもの以外は特別区が担うということで、例外なく検討していくこうという方針です。通常、都道府県と市町村との関係で基礎自治体優先の原則があるのですが、都と特別区の関係においても基礎自治体優先の原則、つまり特別区優先の原則が適用されるというのは国も説明している話です。ところが、東京都は、特別区優先の原則をなかなか認めたがらないので、常に都区間でぎくしゃくしているわけですが、いずれにしても、区側としてはその立場で臨んでいこうということ。



2つ目の区域のあり方については、都区の事務配分のあり方を踏まえながら、都が示す考え方を参考に、それぞれの区が主体的に判断するというスタンスで臨もうという方針です。これは、事務配分を検討していった先に、さらに特別区が事務を担うということになった時に、今の区域の体制では無理だというようなことが各区の中でもし起きたとしたならば、それは、それぞれの区が検討して対応することですね。

「都が示す考え方を参考に」としているように、区側から積極的に区域の問題を検討して、何らかの方向性を出していくということはしないと。あくまでも東京都が区域の問題を議論したいというので、それに応じるだけだということにしています。

都区のあり方検討に区域のあり方を課題としてセットするということについては、特別区の中でも大議論がありまして、区長会、議長会でも反対論が噴出しました。当時の区長会の会長が自ら、区長会、議長会を説得して、これを入れなければ、あり方の検討への転換ができない、東京都が逃げてしまうということで、乗っかりましょうと。もともと東京都には、区域の問題について提案する権限はあるので、その話を聞

かないということはないでしょう。聞いた上で、あくまでも判断するのは各区のですからということで説得して、課題に入れたという経緯があるのです。そういう経緯があって、このような表現になっています。

3つ目の税財政制度の問題については、都と特別区の事務配分の見直しをしたならば、事務移譲に応じて財源も移譲するということを基本にしつつ、特別区の主体性がさらに強化されるような検討を進めていくという方針です。

このような方針で臨んでいくこととなりました。

以下、それぞれの事務配分等の課題がどのように検討されたかということを見ていきたいと思います。

◇事務配分の検討

まず、事務配分の検討についてです。

前段で行われた「検討会」での確認は、先ほど見ていただいたように、「大都市の

一体性確保のために
都が行う必要がある
とされた事務を除き、
都から特別区への事
務移管をさらに進め
るべきである」とい
うことでした。

区長会の方針は、
これも先ほど見て
いただいたように、都
が実施しなければな
らないもの以外は特
別区が担っていくこ

事務配分の検討

<検討会での確認>

大都市の一体性確保のために都が行う必要があるとされた事務を
除き、都から特別区への事務移管を更に進めるべきである。

<区長会の方針>

- ✓ 基礎自治体優先の原則を踏まえ、都が実施しなければならない
もの以外は特別区が担うことを基本に、都が実施する事業を例
外なく検討し、都区の役割分担のあり方を整理する。
- ✓ 事務の移譲に当たっては、移譲の方法、実施時期等について、
地域の実情に応じ弾力的な対応を図る。
- ✓ 移譲事務の実施方法、実施体制等については、特別区が主体
的に判断する。

とを基本に検討するということで、移譲にあたっては、地域の実情に応じて弾力的に
対応し、特別区が主体的に判断していくということで臨みました。

<事務配分に関する検討経緯>

事務配分に関する検討の経緯を大づかみで見ていただきたいと思います。

平成19年1月に検討がスタートして、その年の10月までの間に事務配分の検討
の進め方というものを整理しています。具体的な内容は、この後見ていただきます。

幹事会が検討結果を検討委員会に報告した段階で、東京都は区域の議論と事務配分

のあり方はセットだということを言い出しています。これは最初の取りまとめにはなかったことです。これも後程説明します。

平成19年11月に具体的な事務配分の検討が開始されましたが、最初に検討したのが上下水道でした。上下水道から入るのはやめたほうがいいと区側からは言ったのですが、東京都がそこからやりたいと言うので、上下水道から入っていったのです。

おそらく東京都は、上下水道については、当然のことながら引き続き都だということで区側も出してくるだろうと見込んでいたと思うのですが、区長会の議論の中で、先ほど言いましたように、事務配分の抜本的な見直しをするということであれば、都でなければできないものでない限り特別区が引き受けるという姿勢で臨んでいく

事務配分に関する検討経緯

H19.10 事務配分の検討の進め方を整理

◇都が、区域の議論と事務配分のあり方のセット論を主張

H19.11 具体的な事務配分の検討開始

◇都が、上下水道を巡り移管するメリットを示すべきと主張

H20. 4 ◇都が、分権ではなく、最適論を主張

H20. 4 ◇都が、特別区が人口50万人程度以上に再編された場合を想定して検討と説明

H22. 6 児童相談所のあり方について、他の事務に先行して検討することを区から提案

H23. 1 幹事会で、事務配分検討対象444項目の検討が終了

H23.12 事務配分の具体化は今後の検討課題とし、別途児童相談行政のあり方に関する検討を行うことを合意

※H24.2 児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会開始

べきであるということになって、上下水道についても特別区が実施する方向で検討する事務に位置付けるべきという結論を出して都に示したわけです。

そうすると都のほうは、何という非常識なことだ、真面目な検討ではないということを反発しまして、そもそも上下水道を移管するメリットは一体何なのかを示すべきだということを言い出しました。それによって検討が少し停滞してしまうようなことが最初からあったのですね。

そして、東京都は、分権どうのこうのではなくて、どちらがやったほうがいいのかという観点から検討すべきだというようなことを言い出しました。これも後ほど出できます。

さらに、東京都としては、特別区が人口50万人程度以上に再編された場合を想定して検討しているということも言い出しました。

その後、平成22年6月に、先ほど言いました児童相談所のあり方について先行検討を区側から提案する。平成23年1月に事務配分の検討が終了する。そして、平成23年12月に検討委員会としての、その段階での取りあえずのまとめが行われて、具体化の検討は保留し、児童相談所のあり方については別途検討することになる。こういう経緯をたどっていくことになります。

<検討対象事務の選定基準と項目数>

もう少し詳しく見ていきたいと思います。

「検討対象事務の選定基準」についてですが、これは、どういう事務を検討対象に

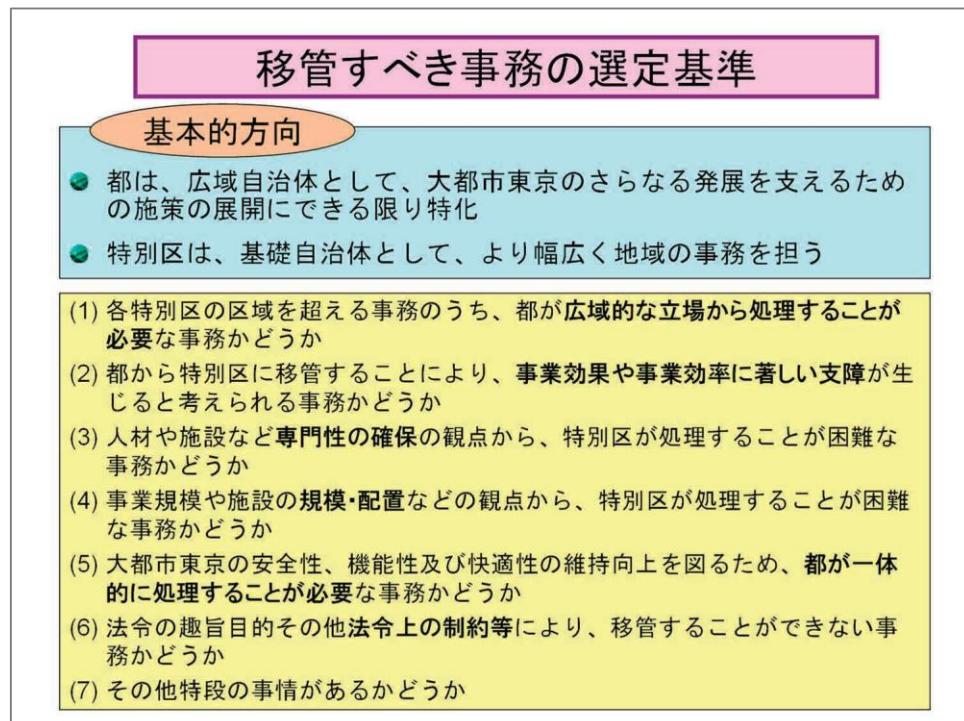


するかということです。府県事務を含めて幅広く検討しようということで取り組みまして、結果としては、検討対象外とするのは、都議会の関係だとか、都の内部組織だとか、23区域外の事務だとか、そういうものに限ることにして、東京都のほとんど全ての事務を検討対象にすることになりました。それが444項目という数です。それだけの膨大な検討をしようということになったわけです。

<移管すべき事務の選定基準>

この膨大な検討対象をどのようにして仕分けしていくのかということで、「移管すべき事務の選定基準」というものを次に整理しました。

基本的な方向として



は、今まで見ていただいたのと同じことになるのですが、東京都は広域自治体として、大都市東京のさらなる発展を支えるための施策の展開にできる限り特化する、特別区は基礎自治体として、より幅広く地域の事務を担うということを確認して、それをさらに、どのようなメルクマールで検討していくかということを整理しました。

都が広域的な立場から処理することが必要なのかどうか。事業効果、事業効率の面で特別区に移すと著しい支障が出るのかどうか。専門性確保の観点から都でなければならぬのかどうか。規模や配置などの観点から特別区ではできないのかどうか。都が一体的に処理することがどうしても必要なものなのかどうか。法令上の制約があるのかどうか。

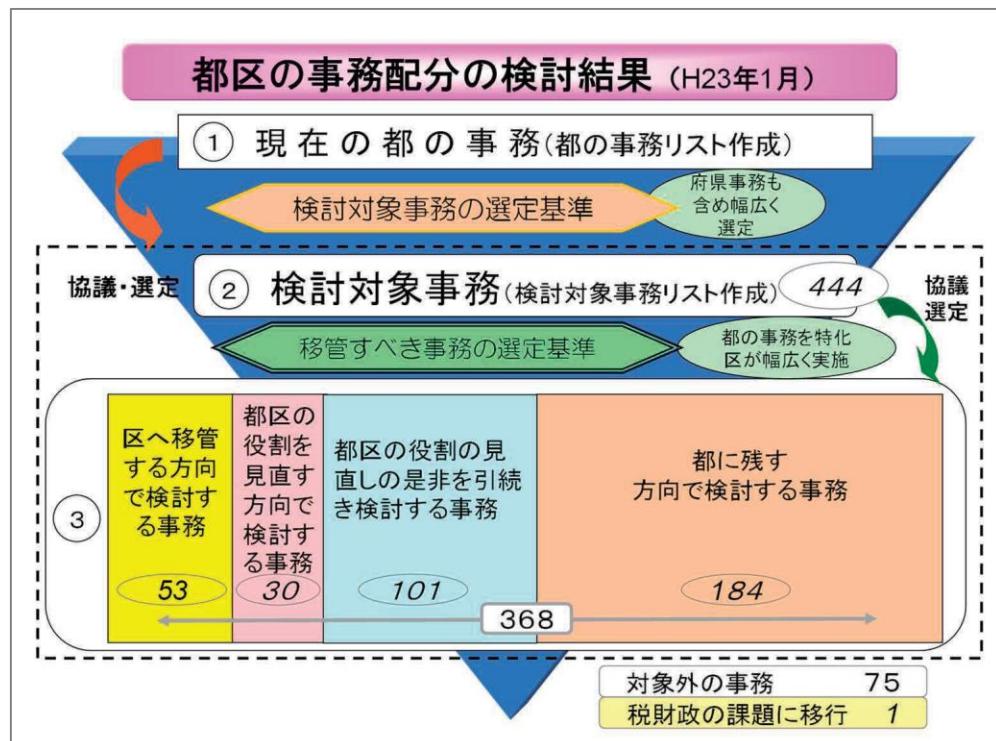
そのようなことをメルクマールとして検討していくことになったわけです。

ご覧いただいているように、都でなければできないもの以外は特別区が処理する方向とするというメルクマールになっているわけです。

＜都区の事務配分の検討結果＞

都から示された「都が現在行っている事務のリスト」をもとに、「検討対象事務の選定基準」

によって
444項目という
検討対象
事務を設
定し、「移
管すべき
事務の選
定基準」を
具体的に
各事業に
当てはめ
つつ検討
していく



ことになるわけですが、その結果を4つの方向に整理していくこととしました。

1つ目は、特別区へ移管する方向で検討するもの。2つ目は、都と特別区の役割を見直す方向で検討するもの。つまり、都区の共管ではあるけれども、特別区が担う領域をより増やしていく。ここまででは、ある意味、都と特別区が一致して変えていくことになるわけですが、3つ目に、都区の認識が一致しないので引き続き検討するということで留保するもの。4つ目に、都に残す方向で検討するということで都区

が一致したもの。そういう4つの方向に分けていったわけです。

検討した結果、「区に移管する方向で検討する事務」としたのが53項目、「都区の役割を見直す方向で検討する事務」としたのが30項目出てきました。合わせて83項目については、見直す方向で都区の認識が一致したということです。

それ以外については、「都に残す方向で検討する事務」としたのが184項目と半分以上ありましたし、そもそも、都区の認識が一致しなかったものが100項目もあると。検討した結果、対象外であったという事務等も75項目ありました。

こういう検討の方向付けをしたところまでで、検討がストップしてしまったということなのです。

＜都区の事務配分の検討結果内訳＞

事務配分の検討結果の内訳を見ておきたいと思います。

「区へ移管する方向で検討する事務」と整理されたのは、全て法令に基づく事務で、

そのうち、特定の市が処理することができるというものがほとんどであったということなのです。「都区の役割を見直す方向で検討する事務」も含めて、任意共管事務について

都区の事務配分の検討結果内訳

	区へ移管する方向で検討する事務	都区の役割を見直す方向で検討する事務	都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務	都に残す方向で検討する事務
法令に基づく事務	53	30	64	122
(うち、特定の市が処理するもの)	(42)	(22)	(29)	
任 意 共 管 事 務			37	62
計	53	30	101	184

は一致したものが1つもありませんでした。

どちらかというと、任意共管事務こそ見直しをして、特別区が担う方向にするものがあなたてもいいのではないかと思うのですが、協議の過程では、先ほど触れた上下水道の問題でもめたり、あるいは事務配分の検討と区域のあり方はセットだとか、50万人程度に再編された時を想定している等の都の主張が出てきたりして、都の姿勢が特別区への移管に消極的になっていたんですね。任意共管事務の検討は、検討の後半に行いましたので、その頃はすべからく現状のまま都が実施すべきだという対応でした。

1つだけ例外は瑞江の火葬場で、これだけは都は、特別区だと言いました。区側は、広域的な対応だとして引き続き都だと言いましたので、結局は任意共管事務で一致するものは1つもなかったということなのです。

＜事務配分の検討状況（例）＞

事務配分の検討の状況についてですが、444項目ありますので、とても説明しきれません。特別区制度（特論）の講演資料編に一覧が載っているところがありますし、詳細は、冒頭見ていただいた資料の中、あるいは区長会のホームページにも載っていますので、覗いてみていただきたいと思いますが、その中の幾つかを例としてご覧ください。

事務名		評価		
		都評価	区評価	結果
一般的に市が実施	都市計画決定に関する事務（特定街区で面積が1haを超えるものなど）	都	区	継
	上水道の設置・管理に関する事務	都	都区	継
	公共下水道の設置・管理に関する事務	都	区	継
	消防に関する事務	都	区	継
特定の市が実施	延床1万m ² 超の建築物にかかる建築確認等の事務	都	区	継
政令指定都市等が実施	児童相談所設置など児童福祉に関する事務	区	区	区
	指定区間外国道管理などに関する事務（特例都道含む）	都区	都区	継
	県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務	区	区	区
	一級河川の管理などに関する事務	都区	都区	継
任意共管事務	都市高速鉄道の建設助成に関する事務	都	都	都
	都営住宅の供給に関する事務	都	都区	継
	医療費助成に関する事務	都	区	継

（注）「評価」欄の「都」「区」は役割分担の方向。「都区」は、当該事務を分担して担う方向。「結果」欄の「継」は、都区の見解の相違又は役割分担の考え方を調整する必要から、引き継ぎ検討するものとして整理したもの。

「一般的に市が実施」しているもの、「特定の市」あるいは「政令指定都市等」が実施しているもの、「任意共管事務」、という分類ごとに主なものを示し、「評価」の欄に、都区それぞれの「評価」と検討の「結果」を記しています。

とくに大きなものとして、児童相談所等の事務と県費負担教職員の任免、給与決定等の事務については、都区共に特別区に移管する方向で検討する事務として一致した結果となっています。

この点についてですが、児童相談所は、かつて都区で制度改革に向けて検討した時に、特別区に移管する方向で一致していた時期があったんですね。国が難色を示したので、平成12年改革には盛り込まれなかつたのですが、そういう経緯がありました。

また、県費負担教職員の任免、給与決定については、都の教育庁が国に対して、市町村に移譲すべきであるというようにかつて言っていたことがあります。

そのようなこともあるって、都としては、これらを都に残すとは言えなかつたということだと思います。しかし、今は積極的に特別区に移管するつもりはないので、解決すべき重い課題があるということを付して示してきたのではないでしようか。

ここで特論の講演資料編をご覧ください。

261ページに、事務配分に関する検討状況という総括表があって、次のページから事務ごとの一覧が記されています。

ここには、事務名とごく簡単な概要、いつの幹事会で検討したか、都区双方の評価と結果、しか載っていませんが、これを見ただけでも膨大な検討が行われたことが分かると思います。

1つの例として、339ページに、児童相談所についての検討資料を載せています。ここに都区それがどのような考え方で評価したのかが示されています。

「2 児童相談所などに関する事務」となっていますが、その上にある「1 児童相談所の設置など児童福祉に関する事務」という項目の中の2番目の事務ということです。全体の444項目の検討対象というのがいかに大きいかが見て取れると思います。このような検討を一つひとつ行ったということなのです。

343ページには、「区に移管する方向で検討する事務」として一致した53項目の一覧を載せています。網掛けしてある事務は、一部を含めてその後の地方分権改革等で特別区に移譲された事務です。都区間の検討は進んでいないのですが、国の検討が先に進んでいる部分があるということですね。

<事務配分を巡るいくつかのやり取り①>

事務配分と区域のあり方のセット論を巡って

先ほど経緯の中でお話しした、事務配分を巡る幾つかのやり取りについて、見ていただきたいと思います。まず、事務配分と区域のあり方のセット論というものです。

都の主張

都が突然言い出したのは、「将来的に効率的にいい行政サービスを提供していくた

めには器の整理は避けて通れない。ターゲットを区域に絞って、それを意識しながら事務配分を考えていくことが、効率的な行政が出来る方法だ」つまり、区域の問題が先だと。そこに焦点を絞るべきだということですね。

事務配分を巡るいくつかのやり取り① - 1

事務配分と区域のあり方のセット論を巡って

<都>

- ・ 将来的に効率的にいい行政サービスを提供していくためには、器の整理は避けて通れない。ターゲットを区域に絞って、それを意識しながら事務配分を考えていくことが、効率的な行政が出来る方法だ。(H19.10.10第3回検討委員会)
- ・ 12年の段階で現状の区割りに対する事務配分はもう検討を終了しているという意識を持っている。区割りの案のたたき台をどう作るのか、どのようなシミュレーションをしていくのか。その議論の過程の中である程度姿が見えたときに、事務もこれだけの規模でこれだけできるのではないかというセット論になっていく。(H20.4.18第4回検討委員会)

また、「12年の段階で、現状の区割りに対する事務配分はもう検討を終了しているという意識を持っている。区割りの案のたたき台をどう作るのか、どのようなシミュレーションをしていくのか。その議論の過程の中である程度姿が見えた時に、事務もこれだけの規模でこれだけできるのではないかというセット論になっていく」ということを、検討委員会の場で副知事が言ってきました。

経緯の中で見ていただいたように、事前の議論の中で、事務配分の問題と区域の問題はセットである、あるいは、区域の問題を通じて事務配分を整理していくということは一言も約束していませんが、急にこんなことを言い出してくるわけです。

区側の反論

区側委員からは、事務配分の問題だけでは再編に直結する必然性は出てこない。区域の問題というのは、それぞれの区がどのような生き方をするかという問題であって、住民の思いを抜きに簡単にまとまっていくような問題にはそもそもなり得ないものだということを言っています。

また、区域の議論もするということは都区間で合意した。これは、検討会のまとめですね。けれどもその順序は、あくまでも事務配分の検討をして、その先に区域の再編が必要であれば、その次の議論であるというのが、区長会の一貫した前提であるということで反論をしています。

事務配分を巡るいくつかのやり取り① - 2

事務配分と区域のあり方のセット論を巡って

<区>

- 事務配分の問題だけでは再編に直結する必然性は出てこない。それぞれの区がどう生き方をするかという問題であり、それぞれの区の住民の思いを抜きに、簡単に何かまとめていくような問題にはなり得ない。(H19.10.10第3回検討委員会)
- 確かに区域の議論もすることを都区で合意したが、ただ、その順序は、あくまでも具体的な事務配分の検討をして、税財政の検討をして、その上で区域の再編なりが必要であれば、その次の議論であるというのが、この都区のあり方検討に臨む区長会の一貫した前提である。(H20.6.26 第13回幹事会)

〈事務配分を巡るいくつかのやり取り②〉

上下水道の事務でのメリット論、最適論を巡って

先ほど、もう一つ、上下水道の問題で、メリット論、最適論が出てきたというお話をしました。

都の主張

都は、「事業全体を一体的に処理することが必要な事務であり、移管するならば、そのメリットを示すべきだ」ということを言ってきました。また、「分権だからどう

こうというのではなくて、基本的には都民、区民にとってどういう形が一番いいのか

事務配分を巡るいくつかのやり取り②

上下水道の事務でのメリット論、最適論を巡って

<都>

- 事業全体を一体的に処理することが必要な事務であり、移管するならばそのメリットを示すべき。(H19.11.22 第7回幹事会)
- 分権だからどうこうというのではなくて、基本的には都民・区民にとってどういう形が一番いいのかという観点から検討すべきだ。
(H20.4.18 第4回検討委員会)

<区>

- 複数区による共同処理を行えば区が担える事務であり、都でなければ出来ない理由がなければ、まずは区へ移管する方向で検討すべき。(H19.11.22 第7回幹事会)
- 分権化の方向をどのように考えるかということで、基礎自治体に馴染むことは特別区に移譲して、東京都は東京都でなければということに特化していくべきだという合意から、始まっている。
(H20.4.18 第4回検討委員会)

という観点から検討すべきだ」ということを言つきました。

メリットがあるのかないのか、あるいは、都と特別区のどちらがやるのがいいのか最適解を求めるということは、先ほど経緯の中で見ていただいた、事務配分を検討する際の基準にはない話です。都

区で確認したものとは別の尺度をここで持ち込もうとしてきたということなのです。

区側の反論

区側委員からは、複数区による共同処理を行えば特別区が担える事務であり、都でなければできない理由が無ければ、まずは特別区に移管する方向で検討してみて、その上でどうするかの話にすべきではないかということ。

また、分権化の方向をどのように考えるかということでやっているので、基礎自治体に馴染むことは特別区に移譲して、都は、都でなければならないということに特化していくべきだ、それが合意ではないかということで反論しています。

<地方自治法における役割分担>

特に「最適論」というのは、議論を混乱させる内容なので、改めて自治法における役割分担の考え方をおさらいしておきたいと思います。

地方自治法における役割分担

- 地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う。
- 国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、**住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねること**を基本として、適切に役割を分担する。
- 市町村は、基礎的な地方公共団体として、**都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、地方公共団体の事務を処理する。**
- ただし、**都道府県の事務のうち③は、市町村の規模及び能力に応じて処理できる。**
- 都道府県は、広域の地方公共団体として、①広域にわたるもの、②市町村に関する連絡調整に関するもの、③**その規模又は性質において一般の市町村が処理するところが適当でないと認められるものを処理する。**

自治法においては、地方公共団体の事務の考え方として、国が本来やるべきものを行う以外の住民に身近な事務については地方公共団体が処理するという考え方の下に、都道府県が処理するものとされたものを除いて市町村が優先的に行っていく

ということを原則としています。

その都道府県が処理するものというのは、広域のもの、規模・性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するということですので、市町村が処理するのを原則としつつ、市町村ができないものを都道府県が行うという補完関係にあります。

その一般の市町村が処理することが適当でないものであっても、規模、能力があれば市町村が行うということで、市町村優先の原則をより徹底する規定になっています。

従って、事務の検討をする時には、この市町村優先の原則というものを適用した時に、それでもなおかつ都道府県に残すべきなのかという議論をしなければならないということなのですね。

そういう原則があるにもかかわらず、どちらがやったほうがいいですかというのは、非常に曖昧な概念で、これは検証しようがない話なのです。しばしば、都道府県の側で、今現状で何か支障がありますか、支障がないのならば、今が一番いいのではないかですかというような使われ方をする話なので、議論としては非常に危険な話になるのです。

＜地方自治法における都区の役割分担＞

さらに、市町村と都道府県との関係は、特別区と都との関係にも当てはまるということなのです。特別区は市町村と同じ基礎的な地方公共団体で、都が処理するものを除いて、一般的に市町村が処理するものとされている事務を処理するということですから、特別区の優先関係が規定されています。

都の役割は、まず、都道府県が処理するものとされている事務。つまり、今みていただいたように、広域にわたる事務、一般的の市町村では担えないような事務を行うということですね。

地方自治法における都区の役割分担

- 特別区は、基礎的な地方公共団体として、都が処理するものとされているものを除き、一般的に、市町村が処理するものとされている事務を処理する。
- 都は、広域の地方公共団体として、
 - ①都道府県が処理するものとされている事務、
 - ②特別区に関する連絡調整に関する事務、
 - ③市町村が処理するものとされている事務のうち、
人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該地域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理する。

そして、特別区に関する連絡調整に関する事務と、市町村が処理するものとされている領域の中で、都が一体的に処理することが必要であると認められるものを処理するということになっていまして、これが、ほかにはない都の特例になるわけです。

「都が一体的に処理することが必要であると認められる事務」の意味合いは、大都市地域としての23区全体を通じて1つの主体が担わなければならないような事務

については都が行う趣旨で規定されているということですから、一般の都道府県と市町村の関係と少し似たようなところがありますね。通常の市町村事務であっても、それぞれの区ではできないもの、あるいは、23区の連携による対応では限界があるものを都にあずけるということで、そこに都区制度としての特殊性を置いているということなのです。

このように考えると、地方自治法の規定の意義というのは、見直す時は特別区優先の原則に従って見直すということになりますので、都区のあり方検討の場面に当てはめると、府県事務についても市の領域の事務についても、いずれも特別区優先の原則に従って検討していかなければならないということになるはずなのです。

そういう意味で、区側は、上下水道の事務についても特別区が処理する方向で検討すべきだと示していくことなのです。

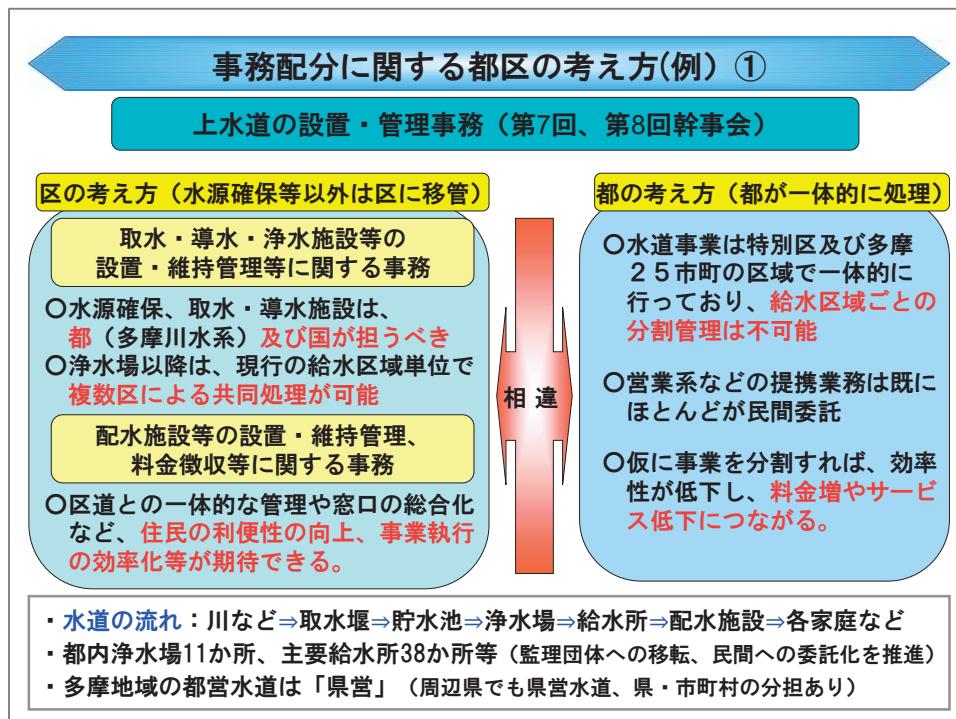
その上水道、下水道の事務について、今ここでそこまで詳しく説明する必要があるかどうか分からぬのですが、都が言うように建前だけでたらめにやっているのではないということを見ていただくために、少しお話ししておきたいと思います。

＜事務配分に関する都区の考え方例①＞

上水道の設置・管理事務

上水道については、川や湖などから水を取って、それを貯めて、浄水して、それぞれの家庭に配っていくという一連の流れがあって、その過程で、浄水場や給水所等の設備が置かれていくということになっています。

区側としては、まず、「取水・導水・浄水施設等の設置・維持管理等に関する事務」については、水源の確保や取水・導水施設は、都あるいは国が広域的に対応する必要



があるとしたしました。

これは、都だけでなく、国も様々な対応をしなければ、東京の水需要に対応できないことが現実としてあるわけです。

しかし、淨

水場以降については、現行の給水区域単位で、複数区による共同処理が可能ではないかと。つまり、幾つかの浄水場に分かれて、その浄水場ごとに、さらにその下の施設に向かっていくことになるので、浄水場の単位を複数区で処理すれば全区一括でなくともできるのではないかという意味ですね。

そして、「排水施設等の設置・維持管理、料金徴収等に関する事務」については、特別区が行うことで、区道との一体的な管理、窓口の総合化というような面で、住民の利便性、あるいは事業執行の効率性が期待できるのではないか。

そのような方向で検討してはどうかということを示しました。

これに対して、都は、水道事業は一体的に行っているので、分割はできない。営業系などの提携業務は既に民間委託しているのですよと。そして、事業を分割することになると効率性が低下してしまうということで、都が一体的に処理すべきだと主張しました。

＜事務配分に関する都区の考え方例②＞

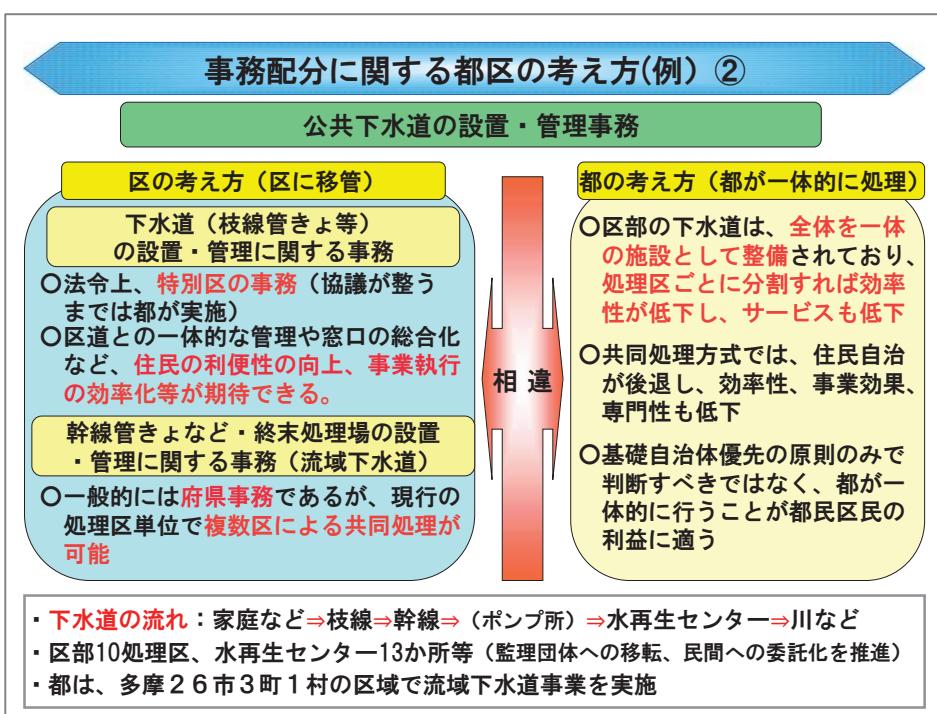
公共下水道の設置・管理事務

下水道についてですが、これも23区の区域全部が1系統ではなく、幾つかの処理区に分かれて行われているということがあります。

実は、「下水道（枝線管きょ等）の設置・管理に関する事務」は、法律上は既に特別区の事務になっているの

です。ただし、都区の協議が整うまでは都が実施するというのが現行規定です。

過去において、下水道を普及させていくについては、全て東京都が実施した



わけではなく、特に周辺区においては、都から受託をして下水道の枝線の整備を進めました。特別区はそのノウハウを持っているのです。

そういうこともあるって、区側は、特別区が行うことで、区道との一体的な管理や窓口の総合化などを通じて、事務の利便性や事業執行の効率化が期待できるのではないか

かと示しました。

また、「幹線管渠など・終末処理場の設置・管理に関する事務」、いわゆる流域下水道については、一般的には府県事務として規定されています。しかし、上水道と同じで、処理区単位で行うことができるのではないか、複数区による対応が可能なのではないか、そういう方向で検討したらどうかということを言っていきました。

都は、やはり全体を一体の施設として整備されているので、分割はできないと。それから、共同処理だと住民自治が後退し、効率性、事業効果、専門性も低下すると。そして、基礎自治体優先の原則のみで判断すべきではなく、都民、区民の利益にかなうのは都が一体的に処理することだと主張しました。

このようなやり取りがあったということを見ておいていただければと思います。

＜事務配分を巡るいくつかのやり取り③＞

「人口50万人程度に再編の場合を想定」を巡って

都の対応

事務配分を巡るやり取りのもう一つ、人口50万人程度に再編された場合を想定したという都の説明がありました。これも突如出てきたものですが、「特別区が人口50万人程度以上に再編された場合、どんな事務が移管できるか」という前提を置いて事務の掘り起こしを行った」と。したがって、都が特別区に移管する方向でいいと言ったのは今の区割りではないですよということを言い出したのです。

人口50万人以上というのは、実は今の自治法上の政令指定都市の要件です。実際

には、今は70万人ぐらいでやっていると思いますが、法律上は50万人以上ですので、政令指定都市並みになつた時に、こういう事務を特別区に移管する方向でいいのではないかという検討をしたということなのです。

非常に唐突な説明

でしたが、都の言い分は、都区のあり方検討で各局に照会をかけているが、各局からは、平成12年改革でもう整理がついているのに、何で今さらまた検討するのかと。

事務配分を巡るいくつかのやり取り③-1

「人口50万人程度に再編の場合を想定」を巡って

＜都＞

- 特別区が人口50万程度以上に再編された場合、どんな事務が移管できるかという前提を置いて、事務の掘り起こしを行った。したがって、ここで「区へ移管する方向で検討する事務」という評価をしているが、ここで言う「区」とは、現在の区割りではなく、人口50万程度の区を想定している(H20.4.24 第11回幹事会)
- 後日、「都の評価は、特別区が人口50万人以上の規模となった場合を想定した評価である。ただし、これをもって移管の前提条件とするものではない」と修正 (H20.10.2 第16回幹事会)

また、平成12年改革の後に都が第2次分権推進のための検討を行うということで特別区に投げかけた時に、区側は消極的だったではないかということを言って、各局がなかなか応じてくれないと。そこで、50万人程度以上に再編された場合にどうかということで検討をお願いしたというような説明をしてきました。

いずれにしても、まさに、再編ありきの話なので、区側は反発しました。しばらくやり取りを続けて、最終的に、都は、その評価自体は変えなかったのですが、「ただし、これをもって移管の前提条件とするものではない」という表現を入れてきたというやり取りがありました。

区側の主張

都の対応に対して、区長会が大きく反発しました。区側委員からは、都区のあり方検討が始まった経緯は先ほど見ていただいたとおりで、平成12年改革の積み残しの課題として引き続き協議していくという経過の中での話なので、再編しなければ事務移管ができないということではなく、都が広域の事業にさらに特化していく、特別区がさらに引き受けしていくという方向で検討しようという話ではないかと言っています。

事務配分を巡るいくつかのやり取り③ - 2

「人口50万人程度に再編の場合を想定」を巡って

<区>

- 都区のあり方検討が始まった経緯は、平成12年改革の積み残しの課題として、引き続き協議していくという中で起きている。区側のスタンスは、再編しなければ事務移管はないということではなく、現行制度の中で都が広域的な事務に特化すべきであって、住民に身近な事務は基礎自治体である特別区に移管する方向で検討しようということになっている。
- したがって、事務配分を検討し、その結果として小規模では住民の信託に応えられないということであれば、再編ということについても議論することはやぶさかではない。しかし、人口50万人でなければ駄目だとすると、再編先にありきという議論になる。

(H20.9.3 第15回幹事会)

したがって、事務配分を検討して、その結果として小規模では耐えられないということであれば、再編の議論もやぶさかではないけれども、50万人でなければ駄目だということになると再編先にありきという議論になるということで、主張しました。

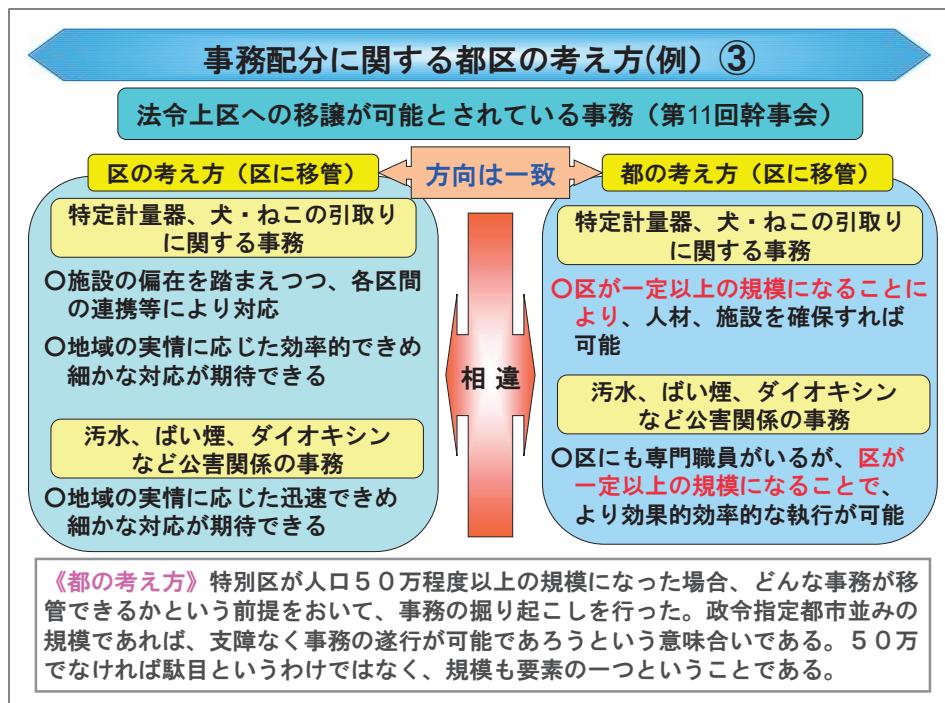
<事務配分に関する都区の考え方例③>

法令上区への移譲が可能とされている事務

「50万人以上」というものが、実際の検討の中でどういう形で出てきたかですが、特定計量器、犬・猫の引取りに関する事務、あるいは汚水、ばい煙、ダイオキシンなど公害関係の事務を例にご覧ください。

これらの事務は、法令上区への移譲が可能とされている事務ですが、結論としては、都区ともに特別区に移管する方向で検討することで一致しています。

しかし、区側は、地域の実情に応じてきめ細かな対応ができるという趣旨で移譲すべきと言ったのですが、都は、いずれも特別区が一定以上の規模になることで移譲が



可能になると
いう考え方を
示しました。

施設が偏在
しているもの
については特
別区間で連携
する必要はあ
るとしても、
これらの事務
の規模感から
いって、特別
区が一定の規
模以上になら

なければできないということは、およそないと思うのですが、ことごとくこのような条件をつけてきたということです。方向としては一致しているけれども、考え方方が違うということですね。

◇区域のあり方の検討

次に、もう一つの大きなテーマの区域のあり方の検討についてです。

区域のあり方の検討

<検討会での確認>
再編を含む区域のあり方について、議論が必要である。

<検討会でのやり取り>

- ✓ 再編を含む区域のあり方について、議論するという共通認識を持ちたい。
- ✓ 区域についての議論は避けるわけではないが、最初から区域のあり方を検討していくことを前提にすることはできない。
- ✓ あくまでも、区域の議論を含んだ議論も、この検討会がするということだ。
- ✓ 今まで23区長会では、この議論というのは一切したことがない。議論の素材であるという理解をしている。
- ✓ 今の段階では、区域の問題を議論することは避けないという認識でよい。

<区長会の方針>
都区の事務配分のあり方を踏まえ、都が示す考え方を参考に、特別区が主体的に判断する。

前段で行われた
「検討会」での確
認は、前に見てい
ただいたように、
「再編を含む区域
のあり方について
議論が必要である」
ということです。

この検討会での
確認に至るやり取
りを見ると、都区
それぞれに、思惑

が多少ずれていることが分かると思います。

「再編を含む区域のあり方について、議論するという共通認識を持ちたい」。これは都側の発言ですね。

「区域についての議論は避けるわけではないが、最初から区域のあり方を検討していくことを前提にすることはできない」。これは区側の発言。

「あくまでも、区域の議論を含んだ議論も、この検討会がするということだ」。これは都側。

「今まで23区長会では、この議論というのは一切したことがない。議論の素材であるという理解をしている」。これは区側。

「今の段階では、区域の問題を議論することは避けないという認識でよい」。これは都側。

ご覧いただいたように、区側は、あくまでも、議題にすること自体は拒否しないというスタンスです。このため、区域の問題を議題にすることは避けないということでおいと都側が言って収まっているのです。

区側としては、都がやりたいというので、都の考えを聞こうではないかということで受けたということです。したがって、前に見ていただいたように、区長会としては、

「都区の事務配分のあり方を踏まえ、都が示す考え方を参考に、特別区が主体的に判断する」という方針で検討に臨んだのです。

＜区域のあり方に関する検討経緯＞

区域のあり方に関する検討の流れを改めて見てみると、平成19年10月に区域のあり方の検討を具体的に開始して、都側が「検討の視点」、あるいは「論点メモ」といったものを示してきました。

区側も、関連資料や「参考論点」というものを提示していくきます。

それらを踏まえて、さらに都側が「論点」とか「考え方（検討の素材）」を示し、その際に、都がつくった都区の論点対比の資料の中で、

区域のあり方に関する検討経緯

- H19.10 区域のあり方検討開始
都が「検討の視点」提示
- H19.11 都が「論点メモ」提示
- H19.12 区が「関連資料」「参考論点」提示
- H20.4 都が「論点」「考え方（検討の素材）」提示
◇区の見解を示すよう要求
- H20.5 都が「既に公表されている再編案の例」提示
(以降幹事会の都度関連資料を提示)
- H20.7 **◇区が都からの質問に回答**
- H20.9 都が「区側回答に対する都の意見」等を提示
- H21.2 別途東京の自治のあり方の調査研究を合意

※東京の自治のあり方研究会 H21.11～H27.3

区側の論点が埋まらない部分があると。それについて見解を示せということを迫ってくるというございました。

さらに、都側から、過去に提言されている特別区の再編案の例を提示したり、それ以降も、幹事会の都度、関連資料を様々出してきてはいるのですね。

特論の講演資料編の312ページから、「特別区の区域のあり方、都区制度・分権改革関連の動き等に関する幹事会提出資料（一覧）」というものが載っています。これは、都区のあり方検討委員会幹事会が平成23年12月に検討委員会に報告した「平成22年度の検討状況」の資料として添付したものです。この報告を最後に都区のあり方検討はストップしているのですが。

都側から区域のあり方の検討抜きに事務配分の検討を前に進められないという声が聞こえてきていたものですから、十分過ぎるくらい検討材料が揃っているということが分かるように、報告の資料に載せてもらったのです。

幹事会の都度、都がいろいろな資料を次から次に出していくのです。区側からも、312ページの第2回幹事会のところで「地方分権改革の動き」、314ページの第8回のところで「特別区の区域のあり方関連資料」、「特別区の区域のあり方に関する参考資料」、「第二次特別区制度調査会報告」等の資料を示しています。

このうち、322ページに、都側から示された「検討の視点」、あるいは323ページに同じく都側から示された「論点」、また、325ページに、区側から示した「参考論点」を載せてています。

幹事会の報告の資料ではありませんが、330ページ以降に、幹事会の検討の過程で都区双方から出された論点等を、都から示された論点に沿って整理した資料を載せてはいますので、参考にしてください。なお、区側から示した論点等は、「参考論点」という資料の表題に示されているように、区側としてまとまった統一見解を示したものではありません。あくまでも議論の素材として示したものです。それは、先ほど言いましたような経緯の中での話があるからなのです。

先ほどの、都のほうが事務と区域はセットだとか、50万人だとか、いろいろなことを言ってきて、区長会がかなり反発をする中で、区側の見解を示せと言われたことについて、答える必要はないというような議論がしばらく続くのですね。

最終的に都のほうも少し態度を変えてきたというようなことがあって、平成20年7月に、区側から都に対して、都が求める「穴埋め」への回答をしています。その時に改めて区側としてのスタンスを説明しています。

その後も、都側が、区側の「回答」に応じた都の意見を示すというようなことも散発的にはあったのですが、いずれにしても、区域の問題については議論がかみ合わないまま、ある意味、膠着状態になってしまいまして、その中から、東京の自治のあり方の調査研究をすべきだという話になって、東京の自治のあり方研究会というものを別途立ち上げることになっていきます。

このあと、検討の内容を少し詳しく見ていきたいと思います。

<区域のあり方について①>

都が示した「検討の視点」

まず、都が示した「検討の視点」というものなのですが、生活圏に比べて区域が狭いという視点、効率的な事務執行という観点から行財政基盤を強化する必要があるという視点、人口規模が小さいと非効率であるという行政改革推進の視点、そして行財政基盤を強化するための税源偏在是正の視点、という4つの「視点」を示してきました。

実は、背景として、平成の大合併というのを聞いたことがあるでしょうか。地方分権改革を進めていく上で、基礎自治体が総合的な行政を展開していく、そのための体制づくりとして、合併をして、期待される役割に応えられるようにしていくべきではないかということで、かなり強力に国が働きかけをして進めた時期がありました。

平成11年の段階で3,229あった市町村が、その合併を通じて、平成22年には1,727市町村に減っているんですね。過去にも明治の大合併、昭和の大合併というのがあって、どんどん市町村の数が減ってきてているのですが、平成の大合併を促す時の視点というのが、ほぼ、都から示された内容と重なります。つまり、都が示したもののは、全国レベルでの一般的な合併推進論のような中身なのです。

<区域のあり方について②>

都が示した「論点メモ」

それから、もう一つ、「論点メモ」というのが都から示されているのですが、これは今見ていただいた「視点」の考え方から少し角度を変えて、いろいろな角度から、区域のあり方にアプローチしていくこうというものでした。

区域のあり方について① ～都が示した「検討の視点」（第6回幹事会）～

▶生活圏拡大の視点

生活圏に比べ区域が狭いため、行政サービスの受益と負担が不一致

▶行財政基盤強化の視点

事務の効率的な執行の必要性から規模拡大の要請が働く

▶行政改革推進の視点

人口規模が小さい場合や区域が狭い場合、行政運営が非効率

▶税源偏在是正の視点

特別区の行財政基盤を強化するためには、税源偏在の是正が必要

区域のあり方について② ～都が示した「論点メモ」抜粋（第7回幹事会）～

●特別区の再編の論点

(1) 特別区の規模 (2) 区域再編の必要性 (3) 区域再編と税源偏在

●都区制度の論点

(1) 都区制度の是非 (2) 特別区の位置づけ

●道州制への対応の論点

道州制が導入された場合、都区はどうあるべきか

●大都市制度の論点

(1) 特別区の姿 (2) 特別区の名称 (3) 首都性 (4) 適用区域

<区域のあり方について③>

区が示した「参考論点」の項目

区側から「参考論点」を出したというお話をしましたが、実は、区側としては、統

区域のあり方について③ ～区が示した「参考論点」の項目（第8回幹事会）～

- 区域問題の性格
- 住民意識
- 特別区制度の特殊性
- 自治体の規模、面積等
- 生活圏と区域の関係
- 行財政基盤と区域の関係
- 行政改革と区域の関係
- 税源偏在
- 区域を越える課題への対応
- 再編の必要性

一見解を出すような立場でもないし、そういう議論もしていない。そして、何というのでしょうか、区域の問題というのは各区の中でも議論が一切出てきていないのです。議会からも住民からも出ていない中で、区長会が突出して区域のあり方を云々するというのは、そもそもおかしいし、みんなで一緒になって区域をどう

しましょうかという問題でもない。

それぞれの区が、自ら、今までいいのか、将来別の形にしていくのか考えるべき性質の問題なので、そういう意味では、23区で共通認識を持つ問題ではそもそもないということなのです。

とはいっても、先ほど見ていただいたように、合併の一般論で都から特別区に改革を迫ってくるということを放つておくと、そういう流れになつてはいるが誤解されても困るということもあって、それまで都区のあり方検討委員会や幹事会、また区長会での様々な議論の中で発言があった内容等を踏まえると、このようなことも論点として留意すべきではないかということで整理して、「参考論点」という形で示したのです。

「参考論点」は、都から示された内容も踏まえつつ、いくつかの項目ごとに整理しています。

<区域のあり方について④>

区が示した「参考論点」の例

区側が示した「参考論点」の中身を幾つか紹介したいと思います。

そもそも、都区制度というものが、1つの大都市地域を単位とした自治制度であつて、その中の広域自治体としての都との特別な役割分担の下に、複数の基礎自治体をおいている制度であるということを踏まえると、個々の区ごとに規模を拡大していくという話は、制度的に複雑化を招くのではないかという論点。

また、生活圏に比べて区域が狭いという点についてですが、そもそも生活圏をどう捉えるかという問題があります。今の時代、近隣の中で生活している農耕社会とは違って、あらゆるところに出かけていって働いたり、買物をしたりということで動いて

いますよね。動いているもの全てを生活圏だというように捉えてしまうと、1つの区、あるいは、その周辺の区ということでは収まらずに、23区全体、東京圏全体ということを視野に区域の問題を考えなければならないことになってしまいます。そうすると、基礎自治体のレベルの話ではなく、広域自治体のあり方として議論しなければならないのではないかといふ論点。

そして、1つの大都市地域として形成してきたということは、23区の区域の中で経済的な分担が行われているということであり、財源が偏在しているのは、大都市の特性として当然のことなので、どのように再編しようが、財源の偏在を是正することにはならないのではないかという論点。

それから、特別区は既に一定の規模や行財政能力を持っているということです。例えば、一番人口の少ない千代田区であっても全国の市町村の中からすれば上位の部類に入る中核的な都市ですし、むしろ、都心区で財政力もあるわけです。そういう状況

があって、しかも都区財政調整制度によって財源の均衡を図ることが行われているので、今の状態で分権改革に対応できないということはない。そういう意味で再編のメリットはないのではないかという論点。

さらに、基礎自治体の行政は、身近なところでより多くのサービスを

効率的に提供するということが基本なので、そういう観点でいろいろ創意工夫をしたり、連携したりということをやっていけば、区域の再編をしなければできないということはないのではないかという論点。この「身近なところでより多くの」という意味

区域のあり方について④ - 1 ～区が示した「参考論点」の例①（第8回幹事会）～

- ◆ そもそも特別区の区域は、ひとつの大都市地域を単一の基礎自治体で担うことが困難であることから、住民自治の観点を重視して複数の基礎自治体をおいているのであり、規模を拡大して身近な自治を地域内分権に委ねることは、制度的に複雑化を招くのではないか。
- ◆ 生活圏に比べて区域が狭いと言っても、特別区だけの問題ではなく、東京圏全体の問題であり、生活圏と行政区域を一致させるとすれば、基礎自治体の再編よりも広域自治体のあり方を議論すべきではないか。
- ◆ 特別区の区域はひとつの大都市地域として形作られてきた沿革から、個々の区域ごとに見れば財源が偏在しているのは当然のことであり、再編によって偏在を是正することはできないのではないか。

区域のあり方について④ - 2 ～区が示した「参考論点」の例②（第8回幹事会）～

- ◆ 特別区は、一定の規模や行財政能力を有しており、都区財政調整制度による財源の均衡化も含めて考えれば、今後の分権改革の中で基礎自治体に期待される役割を担えるだけの受け皿を持っており、通常言われている合併のメリットは働きにくいのではないか。
- ◆ 基礎自治体の行政は、住民の身近なところでより多くのサービスを効率的に提供することが基本であり、行財政運営の創意工夫や自治体間の相互補完、民間活動との連携等の方策も含めれば、区域の再編が不可欠とは言えないのではないか。
- ◆ 現状において、特別区の区域再編を行わなければならないほどの積極的な事情はないので、今後事務事業の大幅な移管を検討していく先に、その受け皿として必要があれば、それぞれの区の判断で、区域の再編を検討することになるのではないか。

は、自治体の規模を大きくする程、住民から遠くなっていくという意味合いを含んだ考え方ですね。

結果として、先程区側の主張の中にも出てきましたが、区域の再編を行わなければならぬ程の積極的な事情は、実はないのではないかと。これから都区のあり方検討で抜本的に事務事業のあり方を検討していって、それを担うにはどうしても再編が必要だというように判断する区があるならば、その時に考えればいいのではないかという論点。

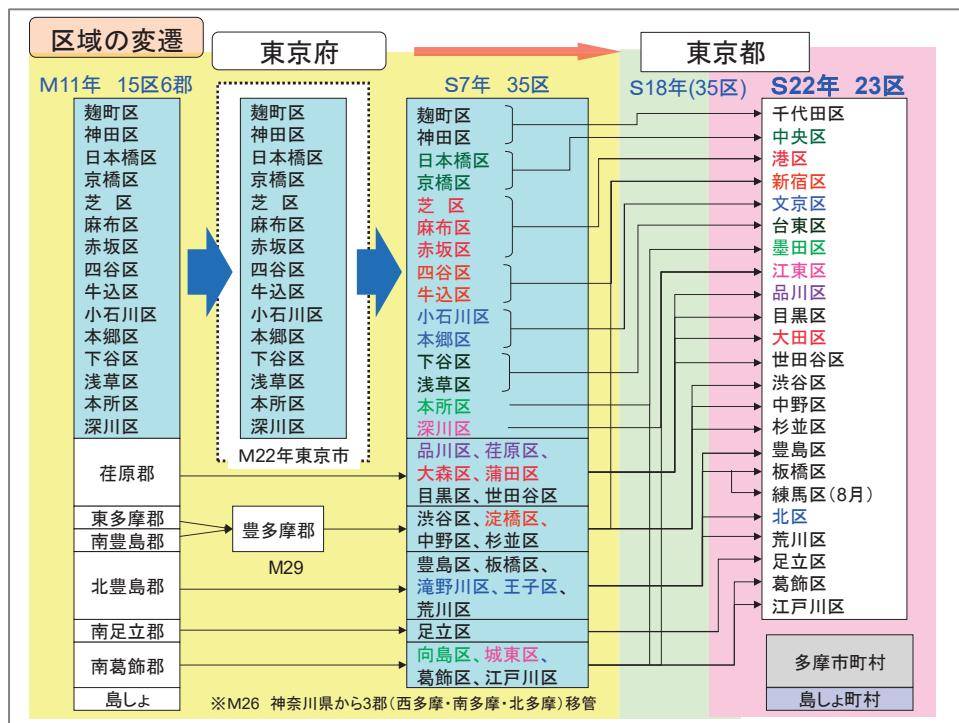
このほかにもありますが、このような論点を「参考論点」として示したということです。

＜区域の変遷＞

区域のあり方に関連して幾つかお話をされておきたいと思います。

まず、区域の問題については、特別区の区域においても、過去を遡ればいろいろな変異がありました。

明治11年に郡区町村編制法という、我が国に統一的な自治制度が初めてできてい



で6郡ありました。この15区と周辺6郡がその時の東京府の姿であり、今の23区の地域における自治制度のスタートになるのです。

その後、明治22年に市制町村制ができた時に、この15区の地域に東京市というものがかぶさることになります。市制町村制で市や町村の役割を増やしていくこうという流れの中で、それを担えるだけの体力をつけるべきだということで、国が町村合併を促していく明治の大合併というものが行われていて、東京の6郡に当たる地域の町村でも、大合併が行われているのです。

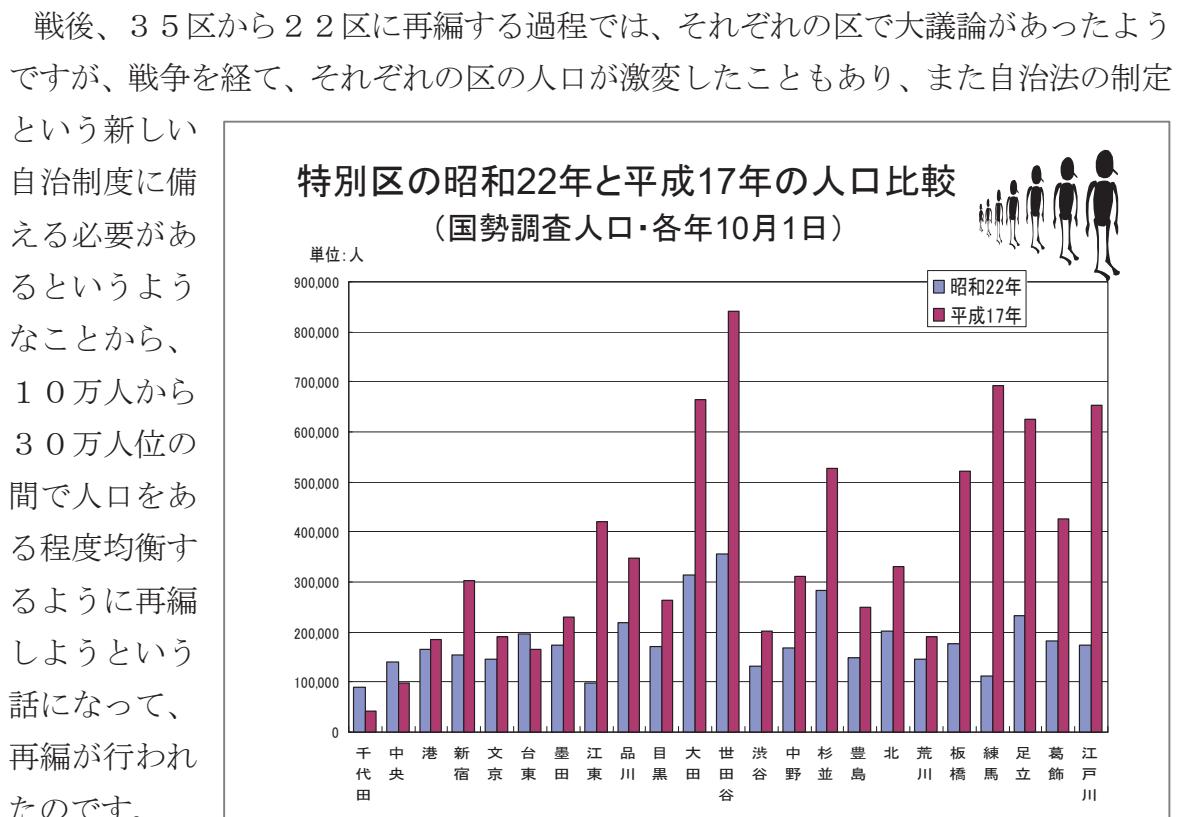
全国的には、7万1,314町村あったのが、この明治の大合併によって、わずか1年で1万5,820町村に再編されたということで、8割減という大幅な合併が行われていますが、東京府の6郡については、1,782町村あったものが85町村に再編されて、つまり95%減ですね。ドラスチックな合併が行われているのです。

そして、昭和7年に、大東京市ということで15区の区域の周辺の6郡、その当時は5郡になっていましたが、そこまで東京市を広げ、「区」を置くということで、周辺の5郡が20の「区」に再編されました。この20の「区」というのは、それぞれの郡の中を幾つかに分割することになるのですが、この時は82町村だったと思いますが、それを20の区に再編し、もとの15区と合わせて35区になるということが行われているのです。

昭和18年には、東京府と東京市をともに廃止して、東京都を設けるという改革が行われているのですが、この時には、35区はそのまま継続することになっています。

戦後の昭和22年になると、自治法の改正に向けて体制を整えるということで再編が行われます。35区をまず22区にして、自治法改正の後に板橋区から練馬区を分離して23区になるという改革が行われて今日に至っているのです。

<特別区の昭和22年と平成17年の人口比較>



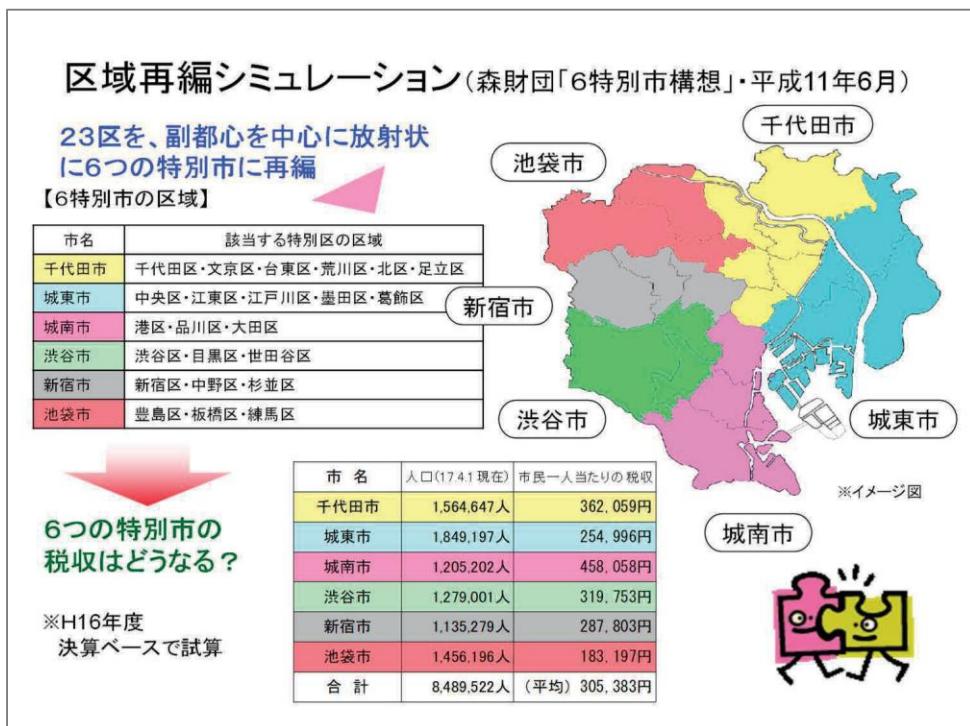
その時のそれぞれの区の人口が図の青いほうの棒です。

それが、平成17年の時点を見ると、23区間の人口の差が非常に大きくなっています。こういう姿を見て、不均衡なので再編をしてもう少しならすべきなのではない

かという議論が生まれてくることにもなるのですが、それをどう考えるかということですね。

<区域再編シミュレーション>

その中で、森財団というところが「6特別市構想」というものを出したことがあります。23区を、副都心を中心に放射状に分けて特別市にしていくという考え方です。財源の偏在の問題がどうしてもネックとしてあるので、財源の豊かな地域を含みつつ周辺部にまたがりいくつかの区域に再編することで、財源の問題もならしていくという構想になつてているのです。



ですが、税源を分けてみると、やはり偏在は解消されないのです。

「城南市」というのは、港区、品川区、大田区に当たるところですが、ここだと、住民1人当たり45万8千円という税収に対して、豊島区、板橋区、練馬区に当たる「池袋市」というところでは、18万3千円ということですから2.5倍ぐらいの財源格差が出てしまうので、これでよろしいですねというわけには、やはりいかないのです。

23区の区域全体で1つの大都市地域を構成しているので、どう切っても偏在が是正されない。従って、財政調整はどうしても必要になってくるということの証左だと思います。

<区域のあり方に関する考え方>

区域のあり方に関する考え方ということで、ざっくりと整理してみると、東京都は、都区の事務配分の検討と特別区の区域のあり方の検討はセットで検討すべきであり、50万人以上の規模となった場合を想定して検討するということで、区側が区域の再編の議論に応じないので、都区のあり方はストップしてしまったという言い方をして

います。

先ほども言いましたように、当初の段階ではなかった話が、検討の途中に急に出てきたということ。そして、盛んに検討が必要だと迫ってくるのですが、都から具体案は一切出てきていません。検討すべきだと区側に言っているだけなんですね。

それで、区域の再編の議論に区側が応じないので検討がストップしたという言い方なのです。事前の都区の合意の際の話からは外れたことを都が言ってきて、それに応じないから

ストップしたという言い方は、フェアではないですよね。もしかしたら、都は、ストップした理由を区のせいにして、しのいだのかもしれません

区域のあり方に関する考え方

- ※都の考え方
- ※事務配分の検討の途中から ※都の具体案は無し
- 都区の事務配分の検討と特別区の区域のあり方の検討はセットで検討すべきである。
 - 都の事務配分の評価は、特別区が人口50万人以上の規模となった場合を想定した評価である。
 - 区側が区域の再編の議論に応じないため、都区のあり方検討は中断。

※区の考え方

区域の再編の問題は、それぞれの区や地域のあり方に係わるものであり、23区が統一的な見解を持ちうる性格の問題ではなく、今回の都区のあり方検討を通じて、都区の役割分担のあり方を整理した上で、それぞれの区が基礎自治体としての自らのあり方を構築する中で主体的に判断するものである。

- ✓ 区域再編が事務配分の前提となる理由は無い。
- ✓ 都から様々な資料、論点の提供や説明を受け、区からも資料、参考論点を示し、都からの質問に回答しており、論点は出尽くされている。

これ以上何を？

都は、区域の議論が必要だとしかけてきて、いろいろな資料も出したけれども、結局、特別区をそういう方向に向かわせるだけの説得力のある説明はできなかつたということであって、それを区側のせいにするのはどうかと思います。

区側は、区域の再編の問題というのは、それぞれの区や地域のあり方に係わるものであって、23区が統一的な見解を持ちうる性格の問題ではない。今回の都区のあり方検討を通じて、役割分担のあり方を整理した上で、それぞれの区が基礎自治体としての自らのあり方を構築する中で主体的に判断するものである。そもそも、そういうものだということを言っていました。

そういうことで、結局、膠着してしまったのですが、いずれにしても、区域の再編の問題が事務配分の前提となるというのは、全く根拠がありません。都と区の約束でももちろんありませんし、かつ、例えば、地方制度調査会が大都市問題に関する答申を出した時に、やはり同じように、区域の問題と事務配分の問題というのは分けて考えるべきだということをはっきり示しているように、そういうことなのですね。

また、都から様々な資料とか論点の提供がありましたし、区側からも関連資料や参考論点を出したり、都から求められた質問にも回答していますので、この区域問題を巡る論点というのは、もう出尽くしているということなのです。にもかかわらず、再

編の議論に応じないから進まないと言って、一体何を求めているのでしょうかということになります。

しかも、それでは都が再編案を出せばいいではないか、そうすれば区のほうも反応するのではないかということを区側から言ってもそれも出さない。しかも、人口50万人以上という政令指定都市並みになった時を考えて評価した結果がわずか53項目ですかということですね。

そのようなことを考えた時に、都が、この議論をストップさせているのは、区域の問題を、議論を前に進めないためのブレーキに使っているだけなのではないかと思わざるを得ないということなのです。

＜東京の自治のあり方研究会＞

「東京の自治のあり方研究会」のことを先ほどの経緯の中で触れましたが、これは、区域のあり方の問題が膠着する中で、区域の議論の前に、将来東京都がどうなるのか

東京の自治のあり方研究会

特別区の区域のあり方については、引き続きの課題とするが、当面、都区のあり方検討とは別に、将来の都制度や東京の自治のあり方について、学識経験者を交えた、都と区市町村共同の調査研究の場を設けることとし、その結果を待って、必要に応じ議論する。

—— 21.2.2 都区のあり方検討委員会 幹事会への下命事項

- 将来の都制度や東京の自治のあり方について、学識経験者を交えた、都と区市町村共同の調査研究の場
- 東京都、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会の4者共同で「東京の自治のあり方研究会」を設置
- 学識経験者7名、行政実務者10名(都4名、区2名、市2名、町村2名)で構成
- 平成21年11月～ 平成27年3月最終報告

の議論が先決ではないかということを区側から提起しています。都は、都と特別区だけで検討できる問題ではないので、市町村を交え、また、学識者も交えて検討しようということを言ってきました、この研究会を設けることになったのです。

区域のあり方については、引き続きの課題とするけれども、当面、都区のあり方とは別枠で調査研究を行い、その結果を待って、必要に応じ議論することとしたのです。

研究会は平成21年11月から始まっています。あり方検討のほうは平成23年にストップしてしまっているのですが、この研究会は東日本大震災で少し空白ができましたが、その後も続けていて、平成27年3月に最終報告が出ています。

＜東京の自治のあり方研究会最終報告について＞

研究会の最終報告のポイントですが、将来的に人口が減っていって、環境が著しく変化していくということになると、現在の行政サービス水準の維持や存続は困難となる地域が発生することが予想されるということで、様々な行政課題を上げていって、

最終的に、あり方検討の中で言っていた、必要があれば区域のあり方の議論に戻るというところに関わる問題については、各区市町村が危機的な状況に陥る前から合併、共同処理、相互補完、機能分担等、多様な選択肢について、主体的に検討、判断していく必要があるというまとめになっています。

これは国でも、地方分権改革の過程で平成の大合併を進め、その総括をする中で、合併というのは1つの選択肢であって、共同処理や連携等も含めて、それぞれの自治体が判断していくべきだという考え方へ変わっていくわけですが、それと同じ流れになります。つまり、各区市町村が主体的に選択、判断していくものであるということをまとめたことになるのですね。

一方、様々な状況を踏まえて、いろいろな選択肢の中で、関係自治体間の議論が重要であると言っています。

区側は、区長会の受け止めとして、この研究会の報告自体は貴重な内容なので、議論の参考として受け止めるけれども、区域のあり方の検討の問題については、都区間で直ちに検討が必要という提言にはなっていないので、従来どおり、各区が主体的に判断する課題として、都から具体的に提案があった場合に対応するという整理をしています。

つまり、研究会のまとめは、各区市町村が主体的に検討する問題だとしているので、都区間でどうしても検討しなければならないという結論ではないということですね。

都のほうは逆に、関係自治体間の議論が重要だと言っているのだから議論すべきではないかと言うわけですが、区側の理解は、関係自治体間の議論が重要だというのは、各市町村が主体的に検討して、合併について議論が必要だとなった時に、その関係先の自治体と議論することであり、それは当たり前ではないかということで、やはり都と区側の見解が分かれてしまいました。

結局、研究会の報告を都区のあり方検討のほうに戻す予定だったのですが、戻せなくなってしまったのですね。こうして、研究会を経ても、議論は進まなくなってしまったということです。これが区域のあり方のてんまつでした。

東京の自治のあり方研究会最終報告について

＜最終報告のポイント＞

- 今後高齢者、特に75歳以上人口が著しく増加。生産年齢人口の減少もあり、人口構成や財政環境の変化に伴い、今後、現在の行政サービス水準の維持・存続が困難となる地域が発生することが予想
- 各区市町村は、危機的な状況に陥る前から、合併、共同処理、相互補完、機能分担等、多様な選択肢について、主体的に検討、判断していく必要
- 地理的状況、人口規模、人口・産業の集積状況、地域の連坦、面積等地域特有の状況を踏まえ、合併・連携等の多様な選択肢の中で、より有効な手段について、関係自治体間の議論が重要

＜区長会の方針＞ H27.10.16 大都市制度部会・政策課題部会合同会議

- ✓ 各区で今後議論する際の参考として受け止める。
- ✓ 区域のあり方については、都区間で直ちに検討が必要との提言にはなっていないという理解である。従来どおり、各区が主体的に判断する課題として、都から具体的に提案があった場合に対応する。

◇税財政制度の検討

検討課題の3つ目の税財政制度の検討についてですが、前段の検討会の中では、「今

後の検討課題の議論の推移を踏まえて最終的に整理する」ということになりました。

区長会の方針は、整理の方向として、事務移譲に応じて財源を移譲するということ、事務移譲の方法については、事務の性格に応じてきちんと手当

税財政制度の検討

<検討会での確認>

税財政制度のあり方については、今後の検討課題の議論の推移を踏まえて最終的に整理する。

<区長会の方針>

- 都区の事務配分の見直しに伴う事務移譲に応じて、当該事務の執行に充てられていた金額と等しい財源を移譲する。
- 財源移譲の方法は、事務の性格に応じ、特別区財政調整交付金の配分率の変更又は事務処理特例交付金の交付による。
- 都区財政調整制度の運用については、簡明化、特別区の主体性の強化等の観点から改善を進める。

をするということ、そして、都区財政調整制度の運用については、特別区の主体性の強化の観点から改善を進めるという方針で臨んでいくことにしていました。

<税財政制度について>

実際には、事務配分の検討はストップしてしまいましたし、区域のあり方についても進まなかったので、税財政制度の検討は具体的にしているのですが、区側からは論点という形で1回出しています。

議論 자체はしていないのですが、この

内容については前回の都区財政調整の話の時に課題ということでお話をしましたので、説明は省略させていただきます。

税財政制度について

～区が示した「論点」（第13回幹事会）～

● 財源の移譲に係る指針の整理

(1) 事務移譲に応じた財源の移譲

(当該事務の執行に充てられていた金額と等しい財源の移譲)

(2) 事務の性格に応じた財源移譲の方法

(財調交付金配分率、事務処理特例交付金、都市計画交付金)

● 財源移譲後に想定される課題の整理

(1) 特別区の主体性の強化

(協議のあり方、政策税制協議、調整税の会計上の取扱い)

(2) 法令改正を伴う事項の検討

(税源移譲、税制改正等を踏まえた財調制度の見直し等)

◇都区のあり方検討の状況と今後

以上、いろいろお話ををしてきて、最後に、都区のあり方検討の状況と今後ということで確認をしていきたいと思います。今現在どういう状態に置かれていて、今後どのように考えたらいいのかということですね。

お話しした中で、伝わったかどうか分からぬのですが、平成12年改革で解決しようと思った財源配分の課題が、改革後に行われた協議でも解決できずに、都区のあり方検討という別舞台を設けていくという過程は、そういうことで議論を先延ばしにしようという都からの仕掛けだったのですね。

区側はそれに乗つかって、乗っかった以上はきちんとやろうということで方針を決めて臨んだということなのですが、財源配分の問題を、この都区のあり方検討の結論に従って整理するというのは、もともとやろうとしていたこととは違うものだというのは、前にお話ししました。

つまり、平成12年改革の時点で清掃事業等の移管が行われて、改正法の下での役割分担の整理が終わっているので、その役割分担の下でのるべき財源配分を整理しようとしたのがもともとの課題でした。それを平成12年の時点の整理ではなく、もういちど別の整理をした上で財源配分の整理をしようというのが、この都区のあり方検討なので、この違うものを区側としてどう消化したらいいのかというのは非常に悩ましいところなのです。

結局、ある見方をすれば、都区間で都区制度改革による平成12年の時点の事務配分をもとに財源配分を整理しようと思ったができなかつたので、事務配分を再度検討する中で、新たに都の事務が特別区に移譲されることに応じた財源を特別区に移すことで、その財源の中で特別区が自ら工夫をして、ふさわしい事務のあり方を作っていくというように考えるしかなかつたということなのだと思います。

検討が進んでいませんので、そういう思惑を言っても詮無いことではあるのですが。

都区のあり方検討はどのような状況に置かれているか？

＜都区のあり方検討の状況＞

現在の状況ですが、都が区域のあり方を事務配分とのセット論で議論を求めてきたのに対して、区側は、それは各区の主体性の問題なので、事務配分の議論の前提となるものではないとしてかみ合わなかつたということで、これ以上、都が進められないとしているために、平成23年12月以来検討が止まっています。

区長会としては、毎年協議の再開を繰り返し要求しているという状況です。

区長会は、いろいろな場面で言っているのですが、毎年行われている、次年度の東京都予算に対する知事のヒアリングの際にも検討の再開を求めています。

都がどのような反応をしているかということですが、3年前の令和3年12月に開

催された知事ヒアリングの際に、区長会の会長が、「都区の役割分担に関する協議の実施について」ということで、「平成23年に中断したままとなっている都区のあり方検討委員会の協議について、再開をお願いしたい。いつまでも止まっている状態は正常ではない。このことはぜひ知事にお願いしたい」と発言しています。

都区のあり方検討の状況

- ◆都が、事務配分と区域のあり方はセットで検討すべきであり、再編を含む区域のあり方にについて議論が必要としたのに対し、特別区は、区域の再編の問題はそれぞれの区が主体的に判断すべきものであり、事務配分の議論の前提となるものではないとして噛み合わず
- ◆都区のあり方検討は、都が、区域の再編議論抜きにこれ以上進められないとして、平成23年12月以来保留状態
- ◆区長会は、協議の再開を繰返し要求

知事の回答はなかったのですが、副知事が、「都区の協議について、平成18年度の都区合意、平成23年の中断等々、経緯は東京都も認識している。しかし、東京は様々な課題を抱えている。

現在の都区制度のもとでしっかりと都と特別区がその役割を果たしつつ、共に力を合わせながら、東京の発展に向けて取り組んでいくことが何より重要である」という返しをしています。

全く答えになっていないのですが、つまり、都区のあり方検討があって、止まっているのは知っているが、そんなことよりも、とにかく一緒に何かやっていきましょうというはぐらかしです。これが最後の都の反応です。

その後、令和4年、令和5年にも同じように知事のヒアリングがあつて、区長会の会長から再開の要請をしていますが、その時には、もう回答自体が無く、完全にスルーされてしまっているのです。それが現状なのです。

都区のあり方検討の今後をどう考えるか？

＜都区のあり方検討の今後＞

こういう現状のもとで、これから先どうしようかということなのですが、都区財政調整の時にお話ししたのと同じで、展望が見えていないのが現状です。

都区のあり方検討というのは、何が目的かというと、最終的には平成12年改革の積み残し課題であった、都区の役割分担を踏まえた財源配分の整理という課題を解決して、それによって、法の趣旨に沿った都区関係を構築することであるわけですね。

しかし、こういう状態で先に進まないということなのですが、都は、協議の膠着を理由にして、財源配分問題とセットでお蔵入りさせることを企図している可能性があります。可能性というか、ほぼそうだと言っていいのではないかと思います。

財源配分の問題については、都区間で都の事務の分析までして、きちんと協議した

ではないかと。それでも折り合いがつかなかったのだから、もう解決できませんよねと。そして、都区のあり方検討もいろいろやったけれども、結局、折り合いがつかなくて進められなくなってしまいましたよねと。ということは、つまり、もう無理なのですよ、解決がつかないのですよということで、もうこの課題は終わりにしたいということなのだと思います。

これまでも、そういう兆候は出ていたのですが、今行わ
れている児童相談所を巡る財源配分の問題での都区ワ
ーキングの中でも、都のほうから、そのようなニュアンスの発言が出ていますので、お

そらく、都としてはそういう方針なのだろうと思うのです。

それでは特別区としてどうするのかと。都が駄目だと言っているのだから諦めるのかというと、今言いましたように、法の趣旨に沿った解決ができていない以上は、下ろすわけにはいかないですね。ですから、何とか、様々手立てを講じて東京都に解決を迫っていくということは、どうしても続けていかなければならないと思うのです。

その中で、引き続き協議の再開を求めていくにしても、どうにも動かないという状態が、もう13年続いているということですから、ただ言い続けるだけでいいのかという議論が必ず出てくると思います。そうすると、もしかしたら都区のあり方検討というステージではないさらに別のステージを考えなければならないかもしれません。

例えば、都と特別区がお互いに、都区関係をどうしたらいいかという課題を出し合
い、それを議論して解決していくというようなステージをつくるといったことも含め
てですが、次善の策として、決して本来目指すべきものを諦めるのではなく、本来目
指すべきものを実現するための別の方策は無いのかどうかということも視野に入
れて検討しながら、今後対応していく必要があるのではないかと思っているところです。

今の話は、踏み込み過ぎかもしれません、1つの参考にしていただければと思
います。

以上、都区のあり方検討についてのお話をさせていただきました。不十分な説明で
申し訳ありませんが、今後考える際の参考にしていただければ幸いです。どうもあり
がとうございました。

都区のあり方検討の今後

- ✓ 都区のあり方検討は、最終的には、平成12年改
革の積み残し課題である、都区の役割分担を踏ま
えた財源配分の課題を解決し、法の趣旨に沿った
都区関係を構築することが目的
- ✓ 都は、協議の膠着を理由に、財源配分問題とセッ
トで「お蔵入り」させることを企図している可能性
- ✓ 引き続き協議の再開を求めつつ、都区間の課題
解決のための協議の枠組みを検討することも必要

都区の事務配分に関する検討状況

(第28回都区のあり方検討委員会幹事会まで)

H23.1.19 現在

区分	検討対象項目	方向性整理						検討対象外と整理
			区	役割の検討	是非の検討	都	その他	
1 法令に基づく事務	336	270	<5> 53	<2> 30	64	122	1	66
① 一般には市に属する事務で、法令により都が処理することとされている事務	6	6			5		1	
② 建築主事設置市及び保健所設置市の事務で、法令により都が処理することとされている事務	6	6	1		5			
③ 法律により一定の要件を満たす市が処理できることとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれているものの、政令により具体的な指定を受けていない事務	11	9	7		2			2
④ 法律により一定の要件を満たす市が処理できることとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれていないもの	92	78	<5> 34	<2> 22	22			14
⑤ 府県事務で、他府県において事務処理特例制度により市が処理している事務	77	51	8	8	19	16		26
⑥ 上記以外の府県事務	144	120	3		11	106		24
2 任意共管事務	108	99			37	<10> 62		9
合 計	444	369	<5> 53	<2> 30	101	<10> 184	1	75

(注)・<>の数字は、「是非の検討」とした事務を含む項目の数を内書き。

・「役割の検討」は、「都区の役割を見直す方向で検討」の略。

・「是非の検討」は、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」の略。

・「その他」は、「税財政制度のあり方」に係る課題として整理したもの。

※以下、「結果」欄のうち、「役割」は、「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの、「是非」は、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
1 法令に基づく事務						
①一般には市に属する事務で、法令により都が処理することとされている事務						
① - 1	都市計画決定に関する事務(特定街区で面積が1haを超えるものなど)(都市計画法、同法施行令)		8回 14回			
1	(1) 大規模な特定街区に関する都市計画決定	特定街区で面積が1haを超えるものに関する都市計画決定を行う。		都	区	是非
	(2) 水道等に関する都市計画決定	水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、市場及び畜場に関する都市計画決定を行う。		都	区	是非
	(3) 大規模な再開発等促進区を定める地区計画等に関する都市計画決定	再開発等促進区を定める地区計画又は沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画でそれぞれの促進区の面積が3ヘクタールを超えるものについて都市計画決定を行う。		都	区	是非
① - 2	上水道の設置・管理に関する事務(水道法)		7回 8回 22回			
1	(1) 取水・導水・浄水施設などの設置・維持管理などに関する事務	<水源～給水所> ○水道水源林の管理○水源施設の設置・管理○取水・導水施設の設置・管理○浄水場の設置・管理○送水施設の設置・管理○水質管理(水源・浄水場) ＊水道法で規定する水道用水供給事業に関する事務を想定 <給水所～家庭など> ○給水所の設置・管理○配水施設の設置・管理○給水装置の検査○水質管理(給水栓)○水道の使用にかかる受付(開始・中止)○使用水量の算定○水道料金、下水道料金の徴収 ＊水道法で規定する水道事業(上記の取水・導水・浄水施設の設置・維持管理などに関する事務を除く)に関する事務を想定		都	都区	是非
	(2) 配水施設などの設置・維持管理、料金徴収などに関する事務			区		
① - 3	公共下水道の設置・管理に関する事務(下水道法、地方自治法の一部を改正する法律)		7回 8回 22回			
1	(1) 住民の用に供する下水道(枝線管きよなど)の設置・管理に関する事務	<家庭など～幹線管きよ> ○下水道(枝線管きよなど)の設置・管理・下水道の再構築、浸水対策、合流式下水道の改善を含む○排水設備に関する事務○再生水事業○水質規制事務○汚水排出量の認定○下水道料金の徴収 ＊下水道法で規定する流域関連公共下水道に関する事務を想定 <幹線管きよ～水再生センター> ○幹線管きよなどの設置・管理○ポンプ所の設置・管理○水再生センターの設置・管理○再生水供給施設の設置・管理○地球温暖化対策 ＊下水道法で規定する流域下水道に関する事務を想定		都	区	是非
	(2) 幹線管きよなど・終末処理場の設置・管理に関する事務			区		

事務名			事業概要	幹事会	評価		
					都	区	結果
① - 4	感染症の予防・まん延防止に関する事務 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症を予防し、まん延を防止するため、生活用水の使用・給水と制限又は禁止した場合における生活用水の供給の事務を行う。	8回 22回	都	区	是非
① - 5	消防に関する事務 (消防組織法)			22回			
1	(1) 消防本部に関する事務		消防法、消防組織法に基づき、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減する。 (1) 消防本部は、消防団の事務を除き、消防事務を統括する機関である。 (2) 消防署は、火災の予防、警戒、鎮圧、その他災害の防除及び災害による被害の軽減の活動を第一線に立って行う機関である。 (3) 消防団は、主として火災の予防、警戒、鎮圧、その他災害の防除及び災害による被害の軽減の活動に従事する、自らの意思で参加した住民有志により組織されている公的機関である。		都	区	是非
	(2) 消防署に関する事務					区	
	(3) 消防団に関する事務					区	
① - 6	固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税、都市計画税及び事業所税の賦課徴収に関する事務 (地方税法)			—	「税財政制度のあり方」に係る課題として整理		

②建築主事設置市及び保健所設置市の事務で、法令により都が処理することとされている事務

② - 1	延床1万m ² 超の建築物にかかる建築確認等の事務 (建築基準法、同法施行令)		8回 14回				
1	(1) 延べ面積が1万m ² を超える建築物等に係る建築主事の事務	延べ面積が1万m ² を超える建築物及び法律等により都知事の許可を必要とする建築物又は工作物に係る建築主事の事務を行う。		都	区	是非	
	(1) 延べ面積が1万m ² を超える建築物等に係る特定行政庁の事務	都の建築主事の確認対象となる建築物等に係る特定行政庁の事務を行う。			区	是非	
	(2) 中間検査に係る特定工程の指定	中間検査を要する工事の工程の指定を行う。			区	是非	
	(3) 特殊建築物の敷地の位置の許可	卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置の許可を行う。			区	是非	
	(4) 用途地域の指定のない区域内の建築物に係る建築制限	用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの指定を行う。			区	是非	
	(5) 特例容積率の限度の指定等	住宅用途を含む建築物の容積率の緩和及び特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定を行う。			区	是非	
	(6) 被災市街地における建築制限等	①被災市街地における建築制限及び②非常災害時の仮設建築物に対する制限緩和の対象区域の指定を行う。			区	是非	

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
② - 2	食品衛生に関する事務(花き市場除く) (食品衛生法、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令)	市場内に流通する鮮魚介類、加工品、青果物等の安全確保をして、違反食品や不良食品の製造・流通を防止するため、監視指導・検査などを行う。	8回 21回	都	区	是非
② - 3	狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務 (狂犬病予防法、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令)	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図るために、犬の抑留処分又は狂犬病発生時の犬のけい留命令、けい留されていない犬の薬殺等の措置を行う。	8回 21回	区	区	区
② - 4	特定建築物に関する届出受理などの事務 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令)	事務所、店舗、学校、旅館、興行場等、11用途の延床面積3,000m ² 以上(学校教育法第1条に規定する学校は8,000m ² 以上)の建築物について、飲料水、空気環境などの環境衛生上の維持管理が適正に行われるよう、立入検査等の監視指導や講習会を行う。	8回 21回	都	区	是非
② - 5	と畜場の規制に関する事務 (と畜場法)	と畜場(食用に供する目的で牛、馬、豚、めん羊、山羊をとさつし、又は解体するために設置された施設)の設置の許可、許可の取消しを行う。衛生的で安全な食肉を消費者に供給するために、獣医師の資格を持つ検査員が、牛、豚等について1頭ごとに検査を行い、食肉の適否を判定する。	8回 21回	都	区	是非
② - 6	引取業者の登録などに関する事務 (使用済自動車の再資源化等に関する法律) ※⑥-33から区分変更	使用済自動車の引取業者・プロン類回収業者の登録、解体業・破碎業の許可及び事業者に対する立入検査の実施等による指導監督を行う。	21回	都	区	是非
③法律により一定の要件を満たす市が処理できることとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれているものの、政令により具体的の指定を受けていない事務						
③ - 1	特定計量器に係る定期検査、勧告などに関する事務 (計量法)		11回			
1	(1) 特定計量器に係る定期検査に関する事務	計量法に基づき、取引、証明に使用している特定計量器を対象に、定期的に(質量計(はかり等)は2年に1度、皮革面積計は1年に1度)検査を行う。		区	区	区
	(2) 勧告などに関する事務(立入検査)	計量法に基づき、適正計量の実施に関する遵守事項及び商品量目等の違反を是正するために勧告・公示・改善命令等を行う。		区	区	区
③ - 2	汚水等を排出する特定施設の設置届の受理などに関する事務 (水質汚濁防止法)	水質汚濁防止法に基づき、排出水の排出の規制及び水質の汚濁の状況の監視等を行う。	11回	区	区	区
③ - 3	ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務(工場に係るものを探す) (大気汚染防止法)	大気汚染防止法に基づき、ばい煙の排出の規制等、粉じんに関する規制、大気の汚染の状況の監視等に関する事務を行う。	11回	区	区	区

事務名			事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果		
③ - 4	公害防止統括者等の届出の受理などに関する事務 (特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、相当量のばい煙・汚水・粉じん・騒音振動・ダイオキシン類を発生させる特定事業者(製造業、電気・ガス・熱供給業)からの公害防止管理者等の選任届の受理などに関する事務を行う。	11回	区	区	区	
③ - 5	ダイオキシン類を発生する特定施設の設置届の受理などに関する事務 (ダイオキシン類対策特別措置法)	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類の排出の規制等及びダイオキシン類による汚染の状況に関する調査等に関する事務を行う。	11回	区	区	区	
③ - 6	土壤汚染状況調査の実施の命令などに関する事務 (土壤汚染対策法)	土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染状況調査、指定地域の指定等及び土壤汚染による健康被害の防止措置に関する事務を行う。	11回	区	区	区	
③ - 7	犬及びねこの引取りに関する事務 (動物の愛護及び管理に関する法律)	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬及びねこの所有者からの要請あるいは負傷動物の発見者からの通報等に基づいて犬及びねこ等を引取る事務等を行う。	11回	区	区	区	
③ - 8	診療報酬の審査及び支払などに関する事務 (公害健康被害の補償等に関する法律)	疾病の認定、療養の給付、診療報酬の審査・支払に関する事務を行う。	19回	対象外			
③ - 9	対象建設工事受注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)		15回				
1	(1)	対象建設工事受注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、対象建設工事における特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施が行われるように、①発注者からの申告の受付、②工事受注者への助言又は勧告、③工事受注者への命令、④工事受注者に対する報告徴収、⑤工事現場等への立入検査に係る事務を行う。	都	区	是非	
2	(1)	対象建設工事受注者などに対する特定建設資材の分別解体等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、特定の建設資材について、その分別解体等の適正な実施が行われるように、①対象建設工事の届出及び通知の受理、②工事受注者などへの助言又は勧告、③工事受注者などへの命令、④工事受注者などに対する報告徴収、⑤工事現場等への立入検査に係る事務を行う。	都	区	是非	
③ - 10	(事務を特定する政令が定められていない) (特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法)	※事務を特定する政令が定められておらず、対象となる事務がない。	19回	対象外			
③ - 11	(事務を特定する政令が定められていない) (屋外広告物法)	※「④-19」と一体的に評価	12回	都	区	是非	

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
④法律により一定の要件を満たす市が処理できることとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれていないもの						
④ - 1	児童相談所設置など児童福祉に関する事務 (児童福祉法、少年法、児童虐待の防止等に関する法律)		13回			
1 (1)	児童福祉に関する審議会その他合議制の機関(児童福祉審議会)の設置に関する事務	児童福祉法第8条第1項に基づき設置した東京都児童福祉審議会の運営 ①知事の諮問に答えること②調査審議した事項について、関係行政機関に意見を具申すること③個々の児童福祉行政に関し意見を述べること④児童福祉文化財につき推薦、勧告すること		都	区	是非
2 (1)	児童相談所設置などに関する事務	児童福祉法、少年法、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童相談所の設置を行い、18歳未満の児童に関する相談及び市町村支援に関する事務を行う。		区	区	区
3 (1)	里親の認定などに関する事務	児童福祉法に基づき、里親希望者に対し、里親として適当であるかを調査し、適当であるものを里親として認定する。		区	区	区
4 (1)	児童委員の指揮監督及び研修に関する事務	児童福祉法に基づき、児童委員の指揮監督及び研修を行う。		区	区	区
(1)	指定療育機関の指定などに関する事務	児童福祉法に基づき、結核り患児童の医療に係る療育の給付事務を委託する病院(以下「指定療育機関」という。)の指定等を行う。		都	区	是非
5 (2)	慢性疾患の児童等に対する事業などに関する事務	児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るために、当該疾患の治療方法に関する研究に資する医療の給付を行う。		区	区	区
6 (1)	障害児施設給付費等の支給などに関する事務	児童福祉法に基づき、障害児施設給付費、高額障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児施設医療費の支給を行う。		区	区	区
7 (1)	児童自立生活援助事業の届出などに関する事務	児童福祉法に基づき、①児童自立生活援助事業の届出に関する事務、②児童自立生活援助事業に係る検査等に関する事務、③児童自立生活援助事業の届出等に関する制限又は停止に関する事務。		区	区	区
(2)	児童福祉施設の設置の認可などに関する事務	児童福祉法に基づき、児童福祉施設の設置の認可を行う。		区	区	区
8 (1)	認可外保育施設への指導監督などに関する事務	児童福祉法に基づき、認可外保育施設への指導監督等を行う。		区	区	区
④ - 2	民生委員の推薦など民生委員に関する事務 (民生委員法)		12回			

事務名			事業概要	幹事会	評価		
					都	区	結果
1	(1)	民生委員の定数等の決定及び委嘱・解職に関する推薦などの事務	○民生委員の定数及び民生委員協議会の区域の決定 ○民生委員の委嘱・解嘱に係る推薦及び具申 ○民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会に関する経費の支出		区	区	区
	(2)	民生委員の指揮監督及び指導訓練に関する事務	民生委員法に基づき、民生委員の指揮監督及び指導訓練に関する計画の樹立・実施を行う。		区	区	区
④ - 3	更生相談所設置など身体障害者の福祉に関する事務 (身体障害者福祉法)		身体障害者福祉法に基づき、①身体障害者更生相談所の設置、②身体障害者相談員への相談、援助の委託③身体障害者手帳の交付、④盲導犬等の貸与、⑤身体障害者生活訓練等事業等に対する監督等を行う。	13回	都	区	是非
④ - 4	保護施設設置など生活保護に関する事務 (生活保護法)			12回			
1	(1)	生活保護施設の設置の認可その他の監督指導及び費用の補助などに関する事務	生活保護法に基づき、生活保護施設の設置の認可その他の監督指導及び費用の補助を行う。		区	区	区
	(2)	指定医療機関等の指定及び監督等に関する事務	生活保護法の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関、介護扶助を担当させる機関並びに出産扶助のための助産を担当する助産師及び医療扶助のための施術を担当するあん摩マッサージ指圧師・柔道整復師等の指定及び監督等を行う。		区	区	区
④ - 5	行旅病人等に関する費用弁償に関する事務 (行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ關スル件(勅令))		「行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ關スル件」(勅令)に基づき、区市町村が行った行旅病人の救護に要した費用及び死人の埋葬等に要した費用を弁償する。	12回	区	区	区
④ - 6	施設届出受理など社会福祉事業に関する事務 (社会福祉法)		社会福祉法に基づき、第一種社会福祉事業に係る届出の受理、許可等、第二種社会福祉事業に係る届出の受理などに関する事務を行う。	13回	区	区	区
④ - 7	更生相談所設置など知的障害者の福祉に関する事務 (知的障害者福祉法)		知的障害者福祉法に基づき、①知的障害者更生相談所の設置、②知的障害者相談員への相談、援助の委託等の事務を行う。	13回	都	区	是非
④ - 8	資金貸付など母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務 (母子及び寡婦福祉法)		○母子及び寡婦福祉法に基づき、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又はその扶養している児童に対し、必要な目的に応じ、母子福祉資金を貸付けし、償還事務を行う。 ○資金の種類(12種類)事業開始、事業継続、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、結婚、修学、就学支度	12回	区	区	区
④ - 9	居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務 (老人福祉法、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律)			12回			

事務名			事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果		
1	(1)	居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務	老人福祉法に基づき、老人居宅生活支援事業の開始の届出受理などの事務を行う。		区	区	区
	(2)	老人福祉施設の届出受理など老人福祉に関する事務	老人福祉法に基づき、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設等の設置の届出受理などの事務を行う。		区	区	区
④ - 10		指定養育医療機関の指定など母子保健に関する事務 (母子保健法)	母子保健法に基づき、知事等は開設者の同意を得て、養育医療を担当させる機関を指定する。	12回	区	区	区
④ - 11		自立支援医療費の支給等(育成医療及び精神通院医療)など障害者の自立支援に関する事務 (障害者自立支援法)		13回			
1	(1)	自立支援医療費の支給及び指定自立支援医療機関の指定等に関する事務	障害者自立支援法に基づき、①自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)の支給、②自立支援医療機関の指定等の事務を行う。		都区	区	役割
	(2)	障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収等に関する事務	障害者自立支援法に基づき、①地域生活支援事業の実施に関すること、②障害福祉サービス事業等の開始、障害者支援施設の設置等に関すること、③障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収、事業の停止等の事務を行う。		都	区	是非
④ - 12		食品衛生法に基づく公衆衛生上の措置基準策定に関する事務 (食品衛生法)	食品衛生法に基づき、公衆衛生上講ずべき措置の基準を定める条例制定などの事務を行う。	18回	都	区	是非
④ - 13		墓地経営の許可など墓地、埋葬等の規制に関する事務 (墓地、埋葬等に関する法律)	墓地、埋葬等に関する法律に基づき、死体の埋葬又は火葬を行う者がないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。この場合、費用を都が弁償する。	12回	区	区	区
④ - 14		興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務(付加基準の条例化) (興行場法、旅館業法、公衆浴場法)	興行場、旅館及び公衆浴場の営業に際し、公衆衛生上必要な制限を付加する規準を定める。	19回	対象外		
④ - 15		精神保健福祉センター設置など精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、①精神保健福祉センターの設置、②精神医療審査会の設置、③指定病院の指定、④精神障害者等の指定医による診察等、⑤精神障害者保健福祉手帳の交付等の事務を行う。 ○発達障害者支援法に基づき、発達障害者支援センターの設置運営(委託)等の事務を行う。	12回	都	区	是非
④ - 16		事務費用補助など結核の予防に関する事務(結核指定医療機関の指定など) (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核指定医療機関の指定・指導、結核指定医療機関の診療報酬の審査・決定などの事務を行う。	13回	区	区	区

事務名			事業概要	幹事会	評価		
	都	区	結果				
④ - 17	土地試掘許可など都市計画に関する事務 (都市計画法)			14回			
1 (1)	市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の許可に関する事務				都	区	是非
2 (1)	都市計画施設等の区域内における建築等の規制に関する事務				都	区	是非
3 (1)	都市計画事業の施行区域内における建築等の許可に関する事務				都	区	是非
④ - 18	組合施行者に対する監督など土地区画整理事業に関する事務 (土地区画整理法)			14回	都	区	是非
④ - 19	条例による屋外広告物に関する制限など屋外広告物の規制に関する事務 (屋外広告物法)			12回	都	区	是非
④ - 20	指定区間外国道管理などに関する事務 (特例都道含む) (道路法)				都区	都区	役割
④ - 21	県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律)			15回			
1 (1)	県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務				区	区	区
2 (1)	県費負担教職員の研修などに関する事務				区	区	区
④ - 22	特定工場の新設届出受理などに関する事務 (工場立地法)				区	区	区
④ - 23	住宅改良区域内の建築行為の許可などに関する事務 (住宅地区改良法)				都区	区	役割
④ - 24	保全区域内の建築物新築届出受理などに関する事務 (首都圏近郊緑地保全法)				対象外		
④ - 25	ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務 (大気汚染防止法)				区	区	区

事務名			事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果		
④ - 26	再開発事業計画認定などに関する事務 (都市再開発法)		都市再開発法に基づき、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新が必要な区域において、民間事業者等の活力の一層の活用を図り、市街地の再開発を促進することを目的とした、再開発事業計画の認定などに関する事務を行う。	14回	都区	区	役割
④ - 27	都市計画施設区域内の土地有償譲渡の届出受理などに関する事務 (公有地の拡大の推進に関する法律)		公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関しての届出、申出の受理、買取協議の通知、買い取らない旨の通知等の事務を行う。	14回	都	区	是非
④ - 28	保全区域内の建物建築届出受理などに関する事務 (都市緑地法)		都市緑地法に基づき指定された特別緑地保全地区における建築物建築、土地の形質変更等の行為の許可事務、土地所有者から土地の買い入れ申し出があった際の土地の買い入れ等を行う。	14回	都	区	是非
④ - 29	土地の権利移転届出受理などに関する事務 (国土利用計画法)		国土利用計画法に基づき、土地の有効利用による適正な土地利用の推進を実現するため、土地取引の活性化及び円滑化を図り、合理的な土地取引規制事務を行う。	14回	都	区	是非
④ - 30	住宅街区整備事業の認可などに関する事務 (大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法)			14回			
1 (1)	住宅街区整備事業施行地区内における建築行為等の制限などに関する事務		大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく、住宅街区整備事業の認可、住宅街区整備事業の施行地区内における施行の障害となる建築行為等の許可などに関する事務		都	区	是非
2 (1)	都心共同住宅供給事業の計画の認定などに関する事務		大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づき、事業の実施に関する計画の認定、同変更認定、認定の取消し、認定事業者の地位の承継の承認、認定事業者に対する改善命令等を行う。		区	区	区
④ - 31	農住組合の土地交換分合計画認可などに関する事務 (農住組合法)		農住組合法に基づき、農住組合の設立等に係る各種認可、農住組合の監督に係る各種事務、事業の実施に伴う交換分合の認可等を行う。	13回	区	区	区
④ - 32	特定周辺整備地区の指定などに関する事務 (産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律)		産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づき、特定整備地区的指定及び施設整備方針の策定等を行う。	15回	都	区	是非
④ - 33	賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務 (特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)			17回			
1 (1)	都が事業者を募集した住宅に係るもの		特定優良賃貸住宅の建設・管理の適正を確保するため、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、供給計画の認定等を行う。		都	区	是非

事務名			事業概要	幹事会	評価		
	都	区			結果		
2 (1) 区が事業者を募集した住宅に係るもの			特定優良賃貸住宅の建設・管理の適正を確保するため、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、供給計画の認定等を行う。		区	区	区
④ - 34			被災市街地復興推進地域内の建築行為許可などに関する事務 (被災市街地復興特別措置法)		14回		
1 (1) 被災市街地復興推進地域内の建築行為許可などに関する事務			被災市街地復興特別措置法に基づき、被災市街地復興推進地域内において、都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者の許可などに関する事務を行う。		都区	区	役割
2 (1) 被災市街地復興推進地域内における監視区域の指定に関する事務			被災市街地復興特別措置法に基づき、被災市街地復興推進地域内において、地価が急激に上昇した場合等において、国土利用計画法第27条の6第1項の規定により監視区域の指定に努める。		都	区	是非
④ - 35			防災街区計画整備組合の合併の認可などに関する事務 (密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律)	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づき、防災街区計画整備組合の合併の認可に関する事務、防災街区整備事業に関する事務及び防災都市施設の整備のための特別の措置に関する事務を行う。	14回	都区	区
④ - 36			大規模小売店舗新設届出受理などに関する事務 (大規模小売店舗立地法)	大規模小売店舗立地法に基づき、住民や商業その他の業務の利便確保に配慮すべき事項(交通渋滞、駐車場等)や周辺地域の生活環境の悪化防止に配慮すべき事項(騒音、廃棄物等)についての届出の受理などに関する事務を行なう。	13回	区	区
④ - 37			高齢者向け賃貸住宅整備計画認定などに関する事務 (高齢者の居住の安定確保に関する法律)		17回		
1 (1) 高齢者向け賃貸住宅供給計画認定などに関する事務			高齢者向け優良賃貸住宅の供給・管理の適正を確保するため、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、供給計画の認定等を行う。		区	区	区
2 (1) 終身賃貸事業の認可などに関する事務			高齢者に適した良好な居住環境が確保され高齢者が安定的に居住することができる賃貸住宅を設けるため、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、終身賃貸事業の認可等を行う。		区	区	区
④ - 38			軌道敷地の無償道路敷地化などに関する事務 (軌道法)	軌道法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。以下同じ。)の管理者として、軌道敷地の無償道路敷地化などを行う。	13回	都区	都区
④ - 39			当せん金付証票発売などに関する事務 (当せん金付証票法)	当せん金付証票(宝くじ)の発売、発売に関する総務大臣への申請や銀行等への委託、収益金の収納等に関する事務を行う。	19回		対象外

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
④ - 40 不在者投票に係る障害認定などに関する事務 (公職選挙法)	公職選挙法施行令に基づき、身体に重度の障害がある者に係る郵便による不在者投票のための障害程度を書面により証明する。	15回	都	区	是非
④ - 41 重要文化財の現状変更許可などに関する事務 (文化財保護法)	文化財保護法に基づき、重要文化財に関する軽微な現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可、及びその取り消し並びに停止命令を行う。	15回	区	区	区
④ - 42 社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務 (社会福祉法)	社会福祉法に基づき、社会福祉法人の設立に関する申請を受けて法人認可の要件が充足されているかどうか審査して認可する事務を行う。	15回	区	区	区
④ - 43 有線電気通信設備設置状況資料提出などに関する事務 (有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律)	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。以下同じ。)の管理者として、総務大臣に対し、資料の提供その他協力を行う。	13回	都区	都区	役割
④ - 44 道路管理上の措置の意見陳述などに関する事務 (道路運送法)	道路運送法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、道路管理上の措置の意見陳述などに関する事務を行う。	13回	都区	都区	役割
④ - 45 議会の同意による公安委員会委員推薦などに関する事務 (警察法)	議会の同意を得て、都道府県公安委員会の委員の推薦を行う。	19回	対象外		
④ - 46 地方道路公社の県道等新設許可同意などに関する事務 (道路整備特別措置法)	道路整備特別措置法に基づき、首都高速道路株式会社及び地方道路公社等が建設する高速道路や一般国道等の新設又は改築等に対する同意に関する事務を行う。	13回	都区	都区	役割
④ - 47 国道管理施設の管理方法決定などに関する事務 (高速自動車国道法)	高速自動車国道法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、共用高速自動車国道管理施設の管理の方法及び管理費用の分担について国土交通大臣又は高速道路株式会社と協議を行う。	13回	都区	都区	役割
④ - 48 路外駐車場管理者からの報告などに関する事務 (駐車場法)	路外駐車場の設置に係る届出の受理、路外駐車場管理者からの報告徴収等に関する事務を行う。	19回	対象外		
④ - 49 自動車交通禁止の際の意見陳述などに関する事務 (道路交通法)	道路交通法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、公安委員会に対する意見の陳述や免許等に関する手数料を定める条例制定等の事務を行う。	13回	都区	都区	役割
④ - 50 宅地造成工事規制区域の指定などに関する事務 (宅地造成等規制法)	宅地造成等規制法に基づき、宅地造成に伴いがけ崩れ等の災害が生ずるおそれが大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」として指定し、区域内で行われる宅地造成に関する工事について災害防止のための必要な規制を行う。	14回	区	区	区

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
④ - 51	踏切道の改良などに関する事務 (踏切道改良促進法)	踏切道改良促進法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、立体交差化計画等に係る鉄道事業者との協議、踏切道の改良の実施、実施に要する費用に係る鉄道事業者との協議及び当該費用負担を行う。	13回	都区	都区	役割
④ - 52	指定区域内建築物用地下水採取許可などに関する事務 (建築物用地下水の採取の規制に関する法律)	建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づき、政令で指定された地域内において、揚水設備により建築物用地下水を採取しようとする者の許可に関する事務を行う。	15回	区	区	区
④ - 53	建設完了後の占用予定者に対する占用許可などに関する事務 (共同溝の整備等に関する特別措置法)	共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、共同溝の建設及び管理に関する規程等を整備し、共同溝の建設整備を行なうとともに、共同溝の道路占用許可等の事務を行う。	13回	都区	都区	役割
④ - 54	特定支援事業に係る指定法人の指定などに関する事務 (中小企業支援法)	中小企業支援法に基づき、東京都が行う中小企業支援事業の実施に関する計画を定め、各中小企業支援策を実施する。また、東京都に代わって特定支援事業を行わせる法人(各都道府県に一つ)を指定し、その法人にその事業の適正かつ確実な実施を行わせるのに必要な措置を取る。	13回	都	区	是非
④ - 55	実施計画の策定・提出などに関する事務 (交通安全施設等整備事業の推進に関する法律)	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき、交通事故が多発している道路その他特に交通の安全を確保する必要がある道路について、国道、都道、区道の道路管理者が一体となり総合的計画を策定し、交通安全施設等整備事業を実施する。	13回	都区	都区	役割
④ - 56	流通業務地区公共施設都市計画決定などに関する事務 (流通業務市街地の整備に関する法律)	流通業務市街地の整備に関する法律に基づき、流通業務市街地の整備に当たり、流通業務地区を都市計画決定し、あわせて公共施設に関する都市計画の策定等の事務を行う。	14回	区	区	区
④ - 57	非課税証明書の発行などに関する事務 (登録免許税法)	登録免許税法施行規則第3条により、社会福祉法人からの証明申請に基づき、当該建物等が社会福祉事業の用に供するものか東京都が確認している事項に基づき、確認し証明書を発行(非課税証明書ではない。)する。	15回	区	区	区
④ - 58	従たる事務所の設置などに関する事務 (地方公務員災害補償法)	地方公務員に対する災害補償の実施及び災害を受けた職員の社会復帰の促進等に関する事務を行う。	19回	対象外		
④ - 59	都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務 (都市計画法)	都市計画法に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画の決定を行う。	14回	都	区	是非

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
④ - 60	地方障害者施策推進協議会設置などに関する事務 (障害者基本法)	障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する地方障害者施策推進協議会の設置等に関する事務を行う。	19回	対象外		
④ - 61	都道府県交通安全対策会議参加などに関する事務 (交通安全対策基本法)	都道府県交通安全対策会議の委員となり、又は委員となるべき職員を指名する。	19回	対象外		
④ - 62	中央卸売市場の開設などに関する事務 (卸売市場法)	卸売市場法に基づき生鮮食料品等の円滑な供給を確保し、都民の消費生活の安定に資するため、東京都が東京都全域を開設区域とする中央卸売市場を開設するとともに、市場の取引業務及び施設使用の適正化等に関する事務を行う。	15回	都	都区	是非
④ - 63	道路占用許可などに関する事務 (石油パイプライン事業法)	石油パイプライン事業法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、道路上に設置される石油パイプラインの道路占用許可(道路法)を行う。	13回	都区	都区	役割
④ - 64	有線テレビジョン放送施設設置状況資料提出などに関する事務 (有線テレビジョン放送法)	有線テレビジョン放送法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、総務大臣に対し、資料の提供その他の協力をを行う。	13回	都区	都区	役割
④ - 65	都市モノレール建設への配慮などに関する事務 (都市モノレールの整備の促進に関する法律)	都市モノレールの整備の促進に関する法律に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、都市モノレールの建設に対し配慮する。	13回	都区	都区	役割
④ - 66	貸付金償還免除などに関する事務 (災害弔慰金の支給等に関する法律)	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、区市町村が条例により実施する災害援護資金の貸付に要する経費の負担を行う(指定都市は都道府県ではなく国から貸付を受ける)。	15回	区	区	区
④ - 67	動物取扱業者の登録などに関する事務 (動物の愛護及び管理に関する法律)	動物の愛護及び管理に関する法律に基づく、動物取扱業者の登録などに関する事務を行う。	15回	区	区	区
④ - 68	道路交通騒音障害防止促進などに関する事務 (幹線道路の沿道の整備に関する法律)	幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、道路交通騒音障害防止促進などに関する事務などをを行う。	13回	都区	都区	役割
④ - 69	道路への敷設申請に係る意見陳述などに関する事務 (鉄道事業法)	鉄道事業法及び鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、鉄道路線を道路に敷設する許可を受けようとする場合に意見を述べる。	13回	都区	都区	役割

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
④ - 70 国土交通大臣の宅地開発事業計画認定に係る意見聴取に応じることなどに関する事務 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法)	宅地開発事業計画認定に係る国土交通大臣への意見陳述等の事務を行う。	19回			対象外
④ - 71 市街化調整区域内における認定市民農園建築物新築等の許可などに関する事務 (市民農園整備促進法)	市街化調整区域内の認定市民農園建築物の新築等の許可等の事務を行う。	19回			対象外
④ - 72 占用予定者への占用許可などに関する事務 (電線共同溝の整備等に関する特別措置法)	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路(指定区間 外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、電線共同溝の整備計画、電線共同溝への占用許可等に関する事務を行う。	13回	都区	都区	役割
④ - 73 (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の開発行為協議などに関する事務 (日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令)	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が開発行為等を行う場合に協議を行う。	19回			対象外
④ - 74 中核的支援機関認定などに関する事務 (中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律)	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき、新事業支援機関として、経営革新、地域産業資源を活用して行う事業環境の整備などをを行う。	13回	都	区	是非
④ - 75 特定建築物の基準適合報告などに関する事務 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、特定路外駐車場設置の届出等に関する事務を行う。	13回	区	区	区
④ - 76 マンション建替組合の設立の認可などに関する事務 (マンションの建替えの円滑化等に関する法律)	マンションの建替えの円滑化等に関する法律に基づき、マンション建替組合設立認可、個人施行における事業認可、権利変換計画認可等の認可事務等、組合理事長の氏名等の届出受理及び公告事務等を行う。	14回	区	区	区
④ - 77 事業者等からのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出の受理などに関する事務 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、東京都PCB廃棄物処理計画を策定し、PCBを保管している事業者から、毎年度、PCBの保管及び処分の状況に関する届出を受理し、公表する。	15回	都	区	是非
④ - 78 救援の実施などに関する事務 (武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律)	都内において武力攻撃事態(外国からの武力攻撃が発生した事態)や緊急対処事態(大規模なテロ等が発生した事態)に至った際には、都及び被災した区市町村等は国民保護法に基づき、住民の避難や被災した住民への救援の実施など各種国民保護措置を実施することとなる。この国民保護措置は、国からの指示に基づき実施する第1号法定受託事務であり、都と区市町村の役割分担が明確に規定されている。	15回	都	都区	是非

事務名			事業概要	幹事会	評価		
					都	区	結果
④ - 79	交通結節機能高度化構想の作成及び国土交通大臣との協議などに関する事務 (都市鉄道等利便増進法)	都市鉄道等利便増進法に基づき、交通結節機能の高度化に向け、交通結節機能高度化構想の作成、協議会の設置等の事務を行う。	14回	区	区	区	
④ - 80	供給計画の(変更の)認定及び通知などに関する事務 (高齢者の居住の安定確保に関する法律)	高齢者向け優良賃貸住宅の供給・管理の適正を確保するため、供給計画の認定等に関する事務を行う。	19回	対象外 (④-37で検討)			
④ - 81	地域住宅計画に記載された配慮入居者への特定優良賃貸住宅の全部又は一部の賃貸の承認などに関する事務 (地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法)		17回				
1	(1) 都が事業者を募集した住宅に係るもの	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に基づき、認定事業者(特定優良賃貸住宅の所有者等)が一定期間以上入居資格を有する者を確保できない特定優良賃貸住宅を地域住宅計画に記載した配慮入居者に賃貸する場合の承認等を行う。	都	区	是非		
2	(1) 区が事業者を募集した住宅に係るもの		区	区	区		
④ - 82	雨水浸透阻害行為の許可、条件の付加などに関する事務 (特定都市河川浸水被害対策法)	特定都市河川浸水被害対策法に基づき、雨水浸透阻害行為をしようとする者に対する許可事務及び保全調整池の指定事務を行う。	14回	区	区	区	
④ - 83	構造改革特別区区域内の特別養護老人ホーム不足区域における特別養護老人ホーム設置認可申請の審査などに関する事務 (構造改革特別区域法)	構造改革特別区域法により、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設置者からの施設設置認可申請に対し、法令に従った要件を具備しているか審査認可の事務を行なう。	15回	区	区	区	
④ - 84	一級河川の管理などに関する事務 (河川法)	河川法に基づく、一級河川(指定区间内)・二級河川の管理	15回	都区	都区	役割	
④ - 85	監視区域の指定などに関する事務 (多極分散型国土形成促進法)	国土利用計画法第27条の6第1項の適用による監視区域の指定等に関する事務を行う。	19回	対象外			
④ - 86	特定物資の価格の動向及び需給の状況に関する調査などに関する事務 (生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律)	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づき、特定物資の価格動向及び需給の状況に関する調査、特定物資の売渡しに関する指示などに関する事務を行う。	15回	都	区	是非	
④ - 87	特定優良賃貸住宅を特定入居者に賃貸することの承認に関する事務 (建築物の耐震改修の促進に関する法律)		17回				
1	(1) 都が事業者を募集した住宅に係るもの	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する資格を有する者を除く。)に特定優良賃貸住宅を賃貸することに対する承認を行う。	都	区	是非		
2	(1) 区が事業者を募集した住宅に係るもの		区	区	区		

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
④ - 88	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定などに関する事務 (中心市街地の活性化に関する法律)	中心市街地の活性化に関する法律に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に定められた中心市街地区域の、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定などに関する事務を行う。	13回	区	区	区
④ - 89	基本方針の策定及び変更に係る意見の申出などに関する事務 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、国による基本方針の策定及び変更に係る意見の申出、一般廃棄物処理施設の許可、産業廃棄物の多量排出事業者の処理計画の受理、産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理施設の許可などに関する事務を行うほか、立入検査・行政処分などをを行う。	15回	都	区	是非
④ - 90	監視区域の指定に関する事務 (大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法)	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第9条に基づき、同意特定地域内において、国土利用計画法第27条の6第1項の適用による監視区域の指定に努める。	14回	都	区	是非
④ - 91	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可などに関する事務 (地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律)	拠点整備促進区域内における土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築に係る許可等に関する事務を行う。	19回	対象外		
④ - 92	景観行政団体の事務などに関する事務 (景観法)	景観法及び東京都景観条例等に基づき、景観形成の方針や行為の制限に関する事項などを景観計画に定め、この計画に基づき建築物等の建築など一定の行為について、届出を義務づけ、指導及び助言等の事務を行う。	14回	都	区	是非

⑤府県事務で、他府県において事務処理特例制度により市が処理している事務

⑤ - 1	官庁又は公署の嘱託による登記に関する事務 (不動産登記法)	国有財産法に基づき、国道及び一級河川等について第一号法定受託事務として管理又は執行した事業に伴い、買収した土地等の国有財産で国土交通大臣の所管に属するものの登記を嘱託する等の事務を行う。	17回	都区	都区	役割
⑤ - 2	都市計画事業の施行の認可などに関する事務 (都市計画法)	都市計画法に基づき、国の機関、都道府県、市町村以外の者が都市計画事業を施行しようとする場合の施行の認可などに関する事務を行う。	17回	都区	区	役割
⑤ - 3	第一種市街地再開発事業の施行の認可などに関する事務 (都市再開発法)	都市再開発法に基づき、老朽化木造建築物の密集、土地利用の細分化、不十分な公共施設等都市機能が低下している市街地において、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備等を行うことにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする第一種市街地再開発事業についての施行の認可などに関する事務を行う。	17回	都区	区	役割

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
⑤ - 4 施行者に対する地区編入承認などに関する事務 (土地区画整理法)	公共施設等の整備改善及び宅地の利用増進を図るための土地区画整理事業を(独)都市再生機構等が施行する場合の事務を行う。	19回	対象外 (④-18で検討)		
⑤ - 5 急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕などに関する事務 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、標識の維持修繕や急傾斜地崩落防止施設の維持修繕に関する事務を行う。	17回	都	都	都
⑤ - 6 管理協定の認可などに関する事務 (都市緑地法)	都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区等の土地所有者と緑地管理機構が、緑地の管理について管理協定を締結するときの認可等に関する事務を行う。	17回	都区	区	役割
⑤ - 7 造成敷地等に関する権利の処分の制限などに関する事務 (流通業務市街地の整備に関する法律)	流通業務市街地の整備に関する法律に基づき、流通業務施設整備に関する基本方針の策定等の事務を行う。	14回	都区	区	役割
⑤ - 8 河川工事の施工などに関する事務 (河川法)	一級河川(指定区間内)・二級河川の管理に係る事務の一部を行う。	19回	対象外 (④-84で検討)		
⑤ - 9 水道施設の改善の指示などに関する事務 (水道法)	水道事業者(給水人口5万人以下)・水道用水供給事業者(1日の最大給水量25,000m ³ 以下)からの報告徴収、立入検査等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 10 国道及び都道の土地に係る境界確定などに関する事務 (道路法)	道路法の規定により指定市が管理する道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。以下同じ。)の用に供されている都道府県有財産である土地に係る境界確定に関する事務を行う。	17回	都区	都区	役割
⑤ - 11 土地の試掘の許可などに関する事務 (大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法)	住宅街区整備事業の施行地区内における施行の障害となる建築行為等の許可等に関する事務を行う。	19回	対象外 (④-30で検討)		
⑤ - 12 他人の占有する土地への立入りなどに関する事務 (国有財産法)	国有財産法に基づき、国土交通省所管の国有地の管理のうち、国有財産の調査・測量のための他人の占有する土地への立入り、境界確定の協議及び境界の決定等に関する事務を行う。	17回	都区	都区	役割
⑤ - 13 優良宅地の認定などに関する事務 (租税特別措置法)	優良な宅地等の供給に資する土地の譲渡に係る認定・証明事務等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 14 組合の設立の認可などに関する事務 (中小企業等協同組合法)	中小企業等協同組合法に基づき、中小企業の組織化を推進し、組織を通じて経済的基盤の確立と環境の整備等を図るために、協同組合等の設立認可や決算関係書類の受理などに関する事務を行う。	16回	都区	都区	役割
⑤ - 15 協業組合の事業転換認可などに関する事務 (中小企業団体の組織に関する法律)	中小企業団体の組織に関する法律に基づき、中小企業者やその他の者が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者がその営む事業の改善発達を図るために必要な組織を設けることにより、公正な経済活動の機会を確保し、国民経済の健全な発展のため、協業組合の事業転換や設立の認可などに関する事務を行う。	16回	都	都区	是非

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
⑤ - 16 特定商工業者の該当基準引上げの許可などに関する事務(商工会議所法)	特定商工業者の該当基準引上げの許可、商工会議所に対する報告徴収等の事務を行う。	19回			対象外
⑤ - 17 商工会の設立の認可などに関する事務(商工会法)	商工会の設立の認可、商工会に対する報告徴収等の事務を行う。	19回			対象外
⑤ - 18 基盤施設計画の認定などに関する事務(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律)	商工会・商工会連合会・商工会議所が策定した基盤施設計画・連携計画の認定等の事務を行う。	19回			対象外
⑤ - 19 高度化事業計画の認定などに関する事務(中小売商業振興法)	中小売商業振興法に基づき、高度化事業の種類ごとに定められた者が作成した高度化事業計画(商店街整備計画、店舗集團化計画、共同店舗等整備計画、商店街整備等支援計画)が法施行令で定める基準に適合するものである旨の認定他を行う。	16回	都	区	是非
⑤ - 20 適正計量管理事業所の指定などに関する事務(計量法)	計量法に基づき、事業者の申請に基づき、自主的な計量管理の推進を図るため、計量器を使用する事業者で一定の要件を有すると知事等が認めた事業所を、適正計量管理事業所として指定する。	11回	区	区	区
⑤ - 21 農地の転用の許可などに関する事務(農地法)	農地の転用の許可、農地又は採草放牧地の権利移動の許可等に関する事務を行う。	19回			対象外
⑤ - 22 土地改良事業の変更等に係る認可などに関する事務(土地改良法)	土地改良事業計画の変更等に係る認可に関する事務を行う。	19回			対象外
⑤ - 23 認定製造業者等への立入検査などに関する事務(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき、製造業者等への立入検査などの事務を行う。	18回	都	都区	是非
⑤ - 24 宅地等供給事業の承認などに関する事務(農業協同組合法)	農業協同組合法に基づき、農業協同組合の宅地等供給事業規程の設置、変更および廃止の承認等の事務を行う。	16回	都	都	都
⑤ - 25 権利の交換分合の認可に関する事務(農住組合法)	農住組合が作成する交換分合計画に対する認可に関する事務を行う。	19回			対象外 (④-31で検討)
⑤ - 26 組合の事業に対する認可などに関する事務(水産業協同組合法)	水産業協同組合法に基づき、水産業協同組合組織・運営の適正化を図るために、設立に関する認可や事業規定類の認可等に関する事務を行う。	16回	都	都	都
⑤ - 27 信託事業の承認などに関する事務(森林組合法)	森林組合が作成する信託規程等の承認等に関する事務を行う。	19回			対象外
⑤ - 28 地域森林計画対象民有林の開発行為の許可などに関する事務(森林法)	地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の許可等に関する事務を行う。	19回			対象外
⑤ - 29 分収林契約締結のあつせんなどに関する事務(分収林特別措置法)	申し出に基づく分収林契約締結のあつせん等に関する事務を行う。	19回			対象外

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
⑤ - 30 林業経営改善計画の認定などに関する事務 (林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法)	林業を営む者等が作成する林業経営改善計画等の認定等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 31 診療簿及び検案簿の検査及び報告に関する事務 (獣医師法)	獣医師法に基づき、獣医師が診療(検査)した場合に記載、保存することが義務付けられている診療簿(検案簿)の検査及び獣医師の現況届出(法22条の届出)の受理、進達に関する事務を行う。	16回	都	区	是非
⑤ - 32 診療施設の使用制限の命令などに関する事務 (獣医療法)	獣医療法に基づき、飼育動物診療施設(動物病院)開設に関する届出受理、動物病院の構造設備、施設の管理者が構造設備、医薬品等の管理及び飼育動物の収容について遵守すべき事項について、立入検査等による指導、監督等に関する事務を行う。	16回	都	区	是非
⑤ - 33 ふ化業者の登録などに関する事務 (養鶏振興法)	養鶏振興法に基づき、鶏ふ化業者の施設が農林水産省の定める基準に適合しているものであることを確認し、登録する。	16回	都	都	都
⑤ - 34 畜産業者の管理基準違反に対する勧告などに関する事務 (家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律)	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、畜産農家の家畜排せつ物の管理状況等についての検査等に関する事務を行う。	16回	都	都	都
⑤ - 35 輸出水産物製造事業場の登録などに関する事務 (輸出水産業の振興に関する法律)	輸出水産業の振興に関する法律に基づき、輸出水産業者等の登録などに関する事務を行う。	16回	都	都	都
⑤ - 36 農用地区域内の開発行為の許可などに関する事務 (農業振興地域の整備に関する法律)	農用地区域内における開発行為の制限、監督処分等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 37 果樹園経営計画の認定に関する事務 (果樹農業振興特別措置法)	果樹農業振興計画に係る区域内における生産者が作成した果樹園経営計画の認定に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 38 就農計画の認定などに関する事務 (青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法)	青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法に基づき、新たに就農しようとする青年等又は当該青年等をその営む農業に就業させようとする者が、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修等の計画を作成した場合における認定等に関する事務を行う。	16回	都	都	都
⑤ - 39 基金の業務の受託者に対する立入検査などに関する事務 (独立行政法人農業者年金基金法)	独立行政法人農業者年金基金法に基づき、独立行政法人農業者年金基金が行う農業者年金事業及び付帯業務について、基金からの受託者(農協)に対する立入検査業務等を行う。	16回	都	都	都
⑤ - 40 導入計画の認定などに関する事務 (持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律)	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定等に関する事務を行う。	16回	都	都	都
⑤ - 41 生産出荷近代化計画の提出及び公表などに関する事務 (野菜生産出荷安定法)	生産出荷近代化計画の作成及び提出、公表等に関する事務を行う。	19回	対象外		

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
⑤ - 42	地下水採取の許可などに関する事務 (工業用水法)	工業用水法に基づき、政令で定める地域において、井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供しようとする者の許可に関する事務を行う。	17回	都	区	是非
⑤ - 43	火薬類販売業の許可などに関する事務 (火薬類取締法)	火薬類取締法に基づき、製造、販売、貯蔵、輸入、消費、廃棄及びその取扱いについて申請の受付、審査、立入検査、許可証交付などの事務を行う。	22回	都	区	是非
⑤ - 44	ガス事業者などの事業場への立入検査などに関する事務 (ガス事業法)	ガス事業法に基づき、事業者等への立入検査やガス用品の提出命令などの事務を行う。	22回	区	区	区
⑤ - 45	第一種製造者に係る製造の許可などに関する事務 (高圧ガス保安法)	高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、消費等の取扱いの規制などに関する事務を行う。	22回	都	区	是非
⑤ - 46	液化石油ガス販売事業者の登録などに関する事務 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、液化石油ガス販売事業の登録や、保安機関の認定等に関する事務を行う。	22回	都	区	是非
⑤ - 47	電気用品の提出命令などに関する事務 (電気用品安全法)	電気用品販売業者への立入検査、電気用品の提出命令等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 48	販売事業者に対する立入検査などに関する事務 (消費生活用製品安全法)	消費生活用製品安全法に基づき、一般消費者の生命・身体に危害を及ぼすおそれが多い製品(特定製品)の販売事業者に対する立入検査等を行う。	18回	区	区	区
⑤ - 49	指示に従わない販売業者の公表などに関する事務 (家庭用品品質表示法)	家庭用品品質表示法に基づき、都内販売業者が、適正な表示を行っているか否かについて立入検査等を行い、表示事項の不表示、遵守事項違反に対しては必要な指導、指示、公表を行う。	16回	都	区	是非
⑤ - 50	標準価格等の表示等の指示などに関する事務 (国民生活安定緊急措置法)	国民生活安定緊急措置法に基づき、特に価格の安定を図るべき特定物資に関する標準価格等の表示の指示などの事務を行う。	16回	都	区	是非
⑤ - 51	特定物資の売渡しに関する指示などに関する事務 (生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律)	特定物資の価格動向及び需給の状況に関する調査、特定物資の売渡しに関する指示等に関する事務を行う。	19回	対象外 (④-86で検討)		
⑤ - 52	特定非営利活動法人の設立の認証などに関する事務 (特定非営利活動促進法)	特定非営利活動促進法に基づき、特定非営利活動法人に関する設立等の認証申請書の受理・認証、届出書類等の受理及び法人指導・監督などに関する事務を行う。	16回	都	区	是非
⑤ - 53	排出量等の届出経由及び意見付与などに関する事務 (特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律)	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、化学物質の排出量等のデータについて、対象事業者から国への届出の経由事務を行う。また、国から提供される電子ファイル化されたデータについて、地域の特性を加味して、集計、公表する。	17回	都	区	是非
⑤ - 54	掘削工事場所等への立入検査などに関する事務 (温泉法)	温泉法に基づき、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設への立入検査及び質問に関する事務を行う。	17回	都	都	都

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
⑤ - 55 鳥獣の捕獲等の許可などに関する事務 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、野生鳥獣の捕獲の許可等に関する事務を行う。	17回	都	都区	是非
⑤ - 56 特別地域内での工作物の新築などの許可などに関する事務 (自然公園法)	特別地域内における工作物の新築、改築、又は増築などの行為に係る許可等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 57 採取計画の認可などに関する事務 (砂利採取法)	採取計画の認可と災害防止、指導等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 58 採取計画の認可などに関する事務 (採石法)	採取計画の認可と災害防止、指導等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 59 指定届出機関の指定などに関する事務 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)	感染症の発生の状況及び動向の把握を行うために、感染症の発生の状況の届出を担当させる病院等の指定等の事務を行う。	18回	都	都	都
⑤ - 60 事業者登録などに関する事務 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律)	清掃事業者等の登録等の事務を行う。	21回	都	区	是非
⑤ - 61 照射録の検査に関する事務 (診療放射線技師法)	必要があると認めるときに、照射録を提出させ、又は職員に検査させる事務を行う。	21回	都	都	都
⑤ - 62 広告事項の許可などに関する事務 (歯科技工士法)	歯科技工所等に係る広告事項の許可の事務を行う。	18回	区	区	区
⑤ - 63 看護師等確保推進者変更命令などに関する事務 (看護師等の人材確保の促進に関する法律)	看護師等確保推進者が必要な職務を遂行しない場合、その変更を命ずる事務を行う。	21回	都	都	都
⑤ - 64 病院の開設の許可などに関する事務 (医療法)	病院の開設許可などの事務を行う。	18回	都	都	都
⑤ - 65 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康診断の実施などに関する事務 (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)	被爆者に対する健康診断の実施や、必要な指導を行う。	18回	都	区	是非
⑤ - 66 業務の停止などに関する事務 (あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律)	法律改正以前から業務を行っているいわゆる「みなし免許者」に対する業務停止命令等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 67 高度管理医療機器等の販売業許可などに関する事務 (薬事法)	高度管理医療機器等の販売業許可などの事務を行う。	18回	都	都	都
⑤ - 68 特定毒物研究者の許可などに関する事務 (毒物及び劇物取締法)	特定毒物研究者の許可などの事務を行う。	18回	都	都区	是非
⑤ - 69 受胎調節実地指導員の指定などに関する事務 (母体保護法)	受胎調整の実地指導員の指定などに関する事務を行う。	18回	都	区	是非

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
⑤ - 70 浄化槽工事業者に対する指示に関する事務 (浄化槽法)	浄化槽設置工事について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認める場合において、当該浄化槽工事業者に対し、必要な指示をする。	17回	都	都	都
⑤ - 71 児童手当受給資格認定などに関する事務 (児童手当法)	小学校修了前の児童を養育する父母等に対する手当の支給等に関する事務を行う。	19回		対象外	
⑤ - 72 有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務 (老人福祉法)	老人福祉法に基づき、有料老人ホームに対する報告徴収や立入検査などの事務を行う。	18回	区	区	区
⑤ - 73 介護老人保健施設の開設の許可などに関する事務 (介護保険法)	介護保険法に基づき介護老人保健施設等の設置者からの施設開設許可申請等に対し、法令に従った要件を具備しているか審査許可の事務を行なう。	18回	区	区	区
⑤ - 74 指定障害福祉サービス事業者への勧告などに関する事務 (障害者自立支援法)	障害者自立支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の指定、変更の届出及び公示に関する事務などを行う。	18回	区	区	区
⑤ - 75 更生医療の給付などに関する事務 (戦傷病者特別援護法)	更生医療給付及び補装具の支給及び修理に関する事務を行う。	19回		対象外	
⑤ - 76 一般旅券の消印及び還付に関する事務 (旅券法)	旅券法に基づき、旅券の申請受付、交付等の事務を行う。	16回	都	区	是非
⑤ - 77 発掘に関する指示及び命令などに関する事務 (文化財保護法)	文化財保護法により埋蔵文化財について、その調査のために土地を掘削する場合の届出の受理などの事務を行う。	18回	区	区	区

⑥上記以外の府県事務

⑥ - 1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定などに関する事務 (都市計画法)	①都道府県が定める都市計画のうち以下のもの 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画・区域区分に関する都市計画・都市再開発方針に関する都市計画 ②都道府県都市計画審議会の設置 ③開発審査会の設置 ④都市計画事業認可(区施行)等	19回	都	都	都
⑥ - 2 一級河川(指定区間)、二級河川の管理などに関する事務 (河川法)	都道府県知事は、一級河川以外の水系に係る河川で公共の利害に重要な関係のあるものについて、関係区市町村の意見を聞き、二級河川の指定等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 3 土砂災害防止のための工事、指定地等の管理などに関する事務 (砂防法)	砂防工事は原則として都道府県知事が行う。	19回		対象外	
⑥ - 4 海岸保全計画の策定などに関する事務 (海岸法)	都道府県知事は「海岸保全基本計画」を定め、主務大臣に報告する。	19回		対象外	
⑥ - 5 国の都市公園の設置及び管理に要する費用の負担などに関する事務 (都市公園法)	都府県の区域を越える公園及び緑地の整備事業に係る負担金の納付を行う。	19回		対象外	

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
⑥ - 6	港務局の設立の認可などに関する事務 (港湾法)	都道府県知事は、港湾を管理運営する港務局を設立における認可を行う。	19回	対象外		
⑥ - 7	公有水面埋立の許可などに関する事務 (公有水面埋立法)	埋立をしようとする者は、都道府県知事(港湾区域においては港湾管理者)の免許を受けなければならぬ。	19回	都	都	都
⑥ - 8	市町村公共下水道事業計画の承認などに関する事務 (下水道法)	流域別下水道整備総合計画の策定、公共下水道管理者(二以上の市町村を跨ぐ公共下水道)としての事務、流域下水道管理者としての事務、政令で定める都道府県の許可、指示など	19回	都	都	都
⑥ - 9	区市町村施行の市街地再開発事業の認可などに関する事務 (都市再開発法)	①事業計画(設計の概要)の認可及び国土交通大臣、関係区市町村長へ関係図書の送付②権利変換計画及び管理処分計画の認可③特定建築者の決定の承認④区市町村施行者に対する報告、勧告等⑤区市町村施行者に対する是正の要求⑥管理規約(建物の区分所有等に関する法律の特例)の同意	19回	都	都	都
⑥ - 10	都道府県等が実施する土地区画整理事業に係る事務 (土地区画整理法)	都道府県が土地区画整理事業を施行することができる。	19回	対象外 (C-15で検討)		
⑥ - 11	建築審査会の設置などに関する事務 (建築基準法)	建築基準法に規定する各種許可の前提としての同意及び建築基準法第94条第1項の審査請求に対する裁決についての議決等を行う附属機関である建築審査会の事務局として、毎月の審査会開催に関する事務、審査請求に係る事務等を行っている。	20回	都	都	都
⑥ - 12	建設業の許可などに関する事務 (建設業法)	建設業法に基づき、建設業(28業種)の許可及び建設業者の指導監督などの事務を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 13	二級建築士・木造建築士の試験などに関する事務 (建築士法)	建築士法では、一級建築士、二級建築士及び木造建築士の制度を定めている。都は、建築士法に基づき、二級建築士及び木造建築士の試験、建築士及び建築士事務所の登録等の事務を行っている。また、建築士及び建築士事務所の業務の適正化を確保するため、建築士法に基づき指導監督等に関する事務を行っている。	19回	都	都	都
⑥ - 14	市町村に対する準景観地区の指定の同意などに関する事務 (景観法)	市町村が準景観地区を指定する際、都道府県知事に協議し同意を得る必要がある。	19回	都	都	都
⑥ - 15	宅地造成に関する工事の許可などに関する事務 (宅地造成等規制法)	宅地造成工事規制区域内での工事についての許可の事務を行う。	19回	対象外 (④-50で検討)		
⑥ - 16	土砂災害警戒区域の指定などに関する事務 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれがある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制などに関する事務を行う。	20回	都	都	都

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
⑥ - 17	高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務 (高齢者の居住の安定確保に関する法律)	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、高齢者の居住の安定の確保を図るために高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などの事務を行う。	20回	都	区	是非
⑥ - 18	事業主体に対する指導監督などに関する事務 (公営住宅法)	都は、区市町村が、公営住宅整備事業などの基幹事業に対する取組を進めるに同時に、地域の実情に応じた様々な住宅施策を実施することができるよう、区市町村の取組を支援(地域住宅計画の共同作成、国費・都費に関する事務等)する。	19回	都	都	都
⑥ - 19	宅地建物取引主任者の試験などに関する事務 (宅地建物取引業法)	宅地建物取引主任者資格試験に関する事務は、宅地建物取引業法第16条の2の規定に基づき、指定試験機関である(財)不動産適正取引推進機構に委任している。①宅地建物取引業者の免許の交付、取消、変更、監督等②宅地建物取引主任者の試験、宅地建物取引業審議会	19回	都	都	都
⑥ - 20	不動産鑑定業者の登録などに関する事務 (不動産の鑑定評価に関する法律)	不動産の鑑定評価に関する法律に基づき、不動産の鑑定評価に関する法律に基づき、不動産鑑定業の登録及び都内に主たる事務所を置く大臣登録業者に関する経由事務などの事務を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 21	不動産特定共同事業の許可などに関する事務 (不動産特定共同事業法)	不動産特定共同事業法に基づき、不動産事務所の設置許可及び都内に主たる事務所を置く大臣許可の業者に関する経由事務などの事務を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 22	都道府県国土利用計画の策定などに関する事務 (国土利用計画法)	都道府県国土利用計画の策定、変更などの事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 23	土地開発公社の定款の認可などに関する事務 (公有地の拡大の推進に関する法律)	市町村が設立する土地開発公社に係る認可などの事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 24	公害防止計画の作成などに関する事務 (環境基本法)	法第17条に基づく法定計画として、現に公害が著しい地域等について公害防止を目的とする地域計画であり、環境大臣の指示により東京地域公害防止計画を策定する。策定に係る府内関係部署・区市等との調整、環境省との協議、毎年の現況調査等の事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 25	公害審査会の設置などに関する事務 (公害紛争処理法)	公害審査会は、民事上の公害紛争を裁判外で迅速かつ適正に解決することを目的として都道府県に設置されている(知事の附属機関)。	19回	都	都	都
⑥ - 26	窒素酸化物総量削減計画の策定などに関する事務 (自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法)	自動車NOx・PM法に基づき、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準を平成22年度までに全ての測定局で達成することを目標として、ディーゼル車規制など単体対策の推進のほか、TDMや道路ネットワークの整備などの施策の実施により、NOx・PMの総量を削減する計画を策定する。	19回	都	都	都

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
⑥ - 27	上乗せ基準の設定などに関する事務 (大気汚染防止法)	大気汚染を防止するため、条例により厳しい基準を定めることができる。	19回	都	都	都
⑥ - 28	上乗せ基準の設定などに関する事務 (水質汚濁防止法)	水質汚濁防止対策を推進するため、上乗せ排水基準の設定及び水質汚濁防止法対象外の項目や施設に対し、条例により規制を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 29	温泉の掘削、動力装置の許可などに関する事務 (温泉法)	温泉をゆう出させる目的で行う土地を掘削、増掘又は動力の装置に係る許可、立入検査等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 30	上乗せ基準の設定などに関する事務 (ダイオキシン類対策特別措置法)	ダイオキシン類対策特別措置法による規制基準値では良好な環境が維持できない場合、自治体の条例によりダイオキシン類対策特別措置法で定める基準値より厳しい基準値を定める事が出来る。ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象以外についても規制対象とする場合もある。	19回	都	都	都
⑥ - 31	廃棄物再生事業者の登録に関する事務 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物再生事業者の登録の事務を行う。	20回	都	区	是非
⑥ - 32	解体工事業者の登録などに関する事務 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、解体工事業者の登録などに関する事務を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 33	引取業者の登録などに関する事務 (再掲)	※②-6へ区分変更				
⑥ - 34	第一種フロン類回収業者の登録などに関する事務 (特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律)	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づき、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づき、フロン類の回収業者等の登録、フロン類の破壊業者の許可及び事業者に対する立入検査の実施などの事務を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 35	浄化槽検査機関の指定などに関する事務 (浄化槽法)	浄化槽事業者の登録及び水質検査を行う検査機関の指定等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 36	都道府県自然環境保全審議会の設置などに関する事務 (自然環境保全法)	自然保護条例及び自然環境関連法令に基づく案件を審議する本審議会及び各部会(計画、規制、鳥獣、温泉部会)の開催(本審議会年3回程度、部会年15回程度)及び運営管理、委員の選任及び解任、委員報酬等の支払い等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 37	国定公園に関する公園事業の執行などに関する事務 (自然公園法)	国定公園の保護又は利用のための施設に関する事業を行う。	19回	対象外		
⑥ - 38	鳥獣保護事業計画の策定などに関する事務 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)	国の定める基本指針に基づき、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の策定等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 39	製造保安責任者試験等の実施などに関する事務 (高圧ガス保安法)	製造保安責任者試験、販売主任者試験の実施に関する事務を行う。	19回	都	都	都

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
⑥ - 40 液化石油ガス設備土試験の実施などに関する事務 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)	液化石油ガス設備土試験の実施に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 41 火薬類取扱保安責任者に係る試験などに関する事務 (火薬類取締法)	丙種火薬類製造責任者試験、火薬類取扱保安責任者試験の実施に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 42 猟銃製造業者等の許可などに関する事務 (武器等製造法)	武器等製造法に基づき猟銃等の製造、販売事業について、法令に定めた技術基準に適合しているか否かを審査し、適合している場合は許可を行う。また、猟銃等の保管・取扱が適正に確保されているか等の立入検査・指導を実施している。	19回	都	都	都
⑥ - 43 電気工事士免状の交付などに関する事務 (電気工事士法)	電気工事士法第4条に基づく、第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状の交付を行う。また、免状の紛失等に伴う免状の再交付、氏名変更に伴う免状の書換え事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 44 電気工事業者の登録などに関する事務 (電気工事業の業務の適正化に関する法律)	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、一般家庭、商店等及びビル、工場等の電気工作物の保安を確保するため、電気工事業を営む者の登録、各種届出書の受理及び電気工事業者の業務の規制などの事務を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 45 電気用品販売業者の立入検査などに関する事務 (電気用品安全法)	電気用品販売事業者に対する立入検査などの事務を行う。	19回	対象外		
⑥ - 46 都道府県老人福祉計画の策定などに関する事務 (老人福祉法)	市町村老人福祉計画の達成に資するため、各区市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画の策定等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 47 介護保険審査会の設置などに関する事務 (介護保険法)	介護保険審査会の設置及び介護支援専門員の登録・試験・研修に関する事務、都道府県介護保険事業支援計画の策定等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 48 都道府県医療費適正化計画の策定などに関する事務 (高齢者の医療の確保に関する法律)	国の医療費適正化基本方針に即して、5年ごとに都道府県における医療費適正化を推進するための計画策定、後期高齢者医療審査会の設置、保険医療機関等の指導等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 49 市町村が設置する障害者支援施設に対する監督などに関する事務 (障害者自立支援法)	適正な事業運営及び施設運営を図ることを目的として、特別区が設置した障害者支援施設の長に対して、都道府県知事が報告の徴収や立入検査、事業の停止や廃止を命ぜること。	19回	都	都	都
⑥ - 50 身体障害者更生相談所の設置などに関する事務 (身体障害者福祉法)	市町村の更生援護の実施に関して、市町村相互間の連絡調整や必要な援助等を行うこと。	19回	対象外		
⑥ - 51 知的障害者更生相談所の設置などに関する事務 (知的障害者福祉法)	市町村の更生援護の実施に関して、市町村相互間の連絡調整や必要な援助等を行うこと。	19回	対象外		

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
⑥ - 52	精神科病院の設置などに関する事務 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	精神科病院を設置すること。都では都立松沢病院を設置している。市町村に対する必要な援助及び市町村相互間の連絡調整を行うこと。	19回	都	都	都
⑥ - 53	保育士試験の実施などに関する事務 (児童福祉法)	保育士試験を実施し、保育士証の交付及び保育士登録簿の整備などをを行う。	19回	都	都	都
⑥ - 54	婦人相談所の設置などに関する事務 (売春防止法)	「東京都女性相談センター」を設置し、婦人相談員による相談業務及び一時保護などを行う。	19回	都	都	都
⑥ - 55	不妊手術又は人工妊娠中絶の結果の届出の受理などに関する事務 (母体保護法)	不妊手術又は人工妊娠中絶を行った医師に義務付けられている都道府県知事に対する届出を受理する。	19回	対象外		
⑥ - 56	児童手当に要する費用の負担などに関する事務 (児童手当法)	児童を養育する者に対し区が支給する児童手当の費用について、区からの申請に基づき国の法定負担分の交付申請などをを行う。	19回	都	都	都
⑥ - 57	児童扶養手当に要する費用の負担などに関する事務 (児童扶養手当法)	父と生計を同じくしていない児童に対し区が支給する児童扶養手当の費用について、区からの申請に基づき国の法定負担分の交付申請などをを行う。	19回	都	都	都
⑥ - 58	受給資格及び手当の額の認定などに関する事務 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	特別児童扶養手当の受給資格及び手当の額について、手帳又は医師の診断書に基づき障害の程度を認定する。なお、認定期務は東京都心身障害者福祉センターで行っており、申請者から提出された診断書に基づき、東京都の医師が審査し認定している。	20回	都	区	是非
⑥ - 59	教育、保育等を総合的に提供する施設の認定などに関する事務 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)	認定こども園の認定などをを行う。	21回	区	区	区
⑥ - 60	市町村が行う同法の施行に関する事務についての監査などに関する事務 (生活保護法)	市町村が行う生活保護事務について検査、指示及び助言を行い、より適正かつ効率的に運営できるよう指導援助する。	19回	都	都	都
⑥ - 61	国民健康保険の保険者に対する指導などに関する事務 (国民健康保険法)	保険者が行う国保事業が健全に運営されるよう、報告の微収及び実地検査、必要な指導等を行う。また、国保組合・国保連の設立認可、保険医療機関等の指導、国保審査会の設置等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 62	都道府県福祉人材センターの指定などに関する事務 (社会福祉法)	社会福祉事業の従事者確保を目的に設立された社会福祉法人を、都道府県ごとに1ヶ所に限り福祉人材センターとして指定・監督等を行う。また、都道府県地域福祉支援計画(任意)を策定する。	19回	都	都	都
⑥ - 63	被爆者健康手帳の交付などに関する事務 (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)	被爆事実を証明できる書類、申請者本人、証明人からの事情聴取や関係資料を基に事実確認し、被爆者健康手帳の交付等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 64	恩給調査進達などに関する事務 (恩給法)	旧軍人・軍属等及びこれらの遺族に関する各種恩給請求の受付、履歴調査並びに進達事務。	19回	都	都	都

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
⑥ - 65 遺族年金等調査進達などに関する事務 (戦傷病者戦没者遺族等援護法)	戦傷病者や戦没者の遺族に対する各種年金や一時金の請求書等の受理、調査、進達事務。	19回	都	都	都
⑥ - 66 人材確保支援計画の策定などに関する事務 (地域保健法)	町村の申出に基づき、地域保健対策を円滑に実施するための人材確保または資質向上の支援に関する計画を定めることができる。	19回		対象外	
⑥ - 67 都道府県健康増進計画の策定などに関する事務 (健康増進法)	国が策定する基本方針を勘案し、都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画を策定する。	19回	都	都	都
⑥ - 68 栄養士の免許交付などに関する事務 (栄養士法)	厚生労働大臣の指定した養成施設(都内は31施設)において栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して免許を交付し、栄養士名簿の整備などを行う。	19回	都	都	都
⑥ - 69 予防接種の実施の指示などに関する事務 (予防接種法)	市町村長は保健所長(特別区の場合は都知事)の指示を受けて、定期予防接種(ジフテリア、百日咳、ポリオ、麻疹、風疹、日本脳炎、破傷風、結核、インフルエンザ)を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 70 クリーニング師免許試験の実施などに関する事務 (クリーニング業法)	クリーニングの業務が適正に行われるよう、営業者が衛生上講ずべき措置の基準を定める条例制定の事務を行う。	21回	都	区	是非
⑥ - 71 条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務 (理容師法)	理容の業務が適正に行われるよう、営業者が衛生上講ずべき措置の基準を定めるなどの条例制定の事務を行う。	21回	都	区	是非
⑥ - 72 条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務 (美容師法)	美容の業務が適正に行われるよう、営業者が衛生上講ずべき措置の基準を定めるなどの条例制定の事務を行う。	21回	都	区	是非
⑥ - 73 水道事業認可(給水人口が五万人を超えるものを除く)などに関する事務 (水道法)	飲料水の安全を確保するため、水道事業(6事業)、簡易水道事業(15事業)の認可を行うこと。	19回		対象外	
⑥ - 74 調理師試験の実施などに関する事務 (調理師法)	調理師試験、免許の交付、従事者届の受理等を実施。	19回	都	都	都
⑥ - 75 製菓衛生師試験の実施などに関する事務 (製菓衛生師法)	製菓衛生師試験、免許の交付に関する事務等を実施。	19回	都	都	都
⑥ - 76 狂犬病発生時の厚生労働大臣への報告及び隣接都道府県知事への通報などに関する事務 (狂犬病予防法)	狂犬病発生時に、狂犬病のまん延防止を図るため、都道府県知事は、保健所長からの報告を受け、厚生労働大臣へ報告し、かつ隣接都道府県知事へ通報を行うこと。	19回		対象外	
⑥ - 77 動物愛護管理推進計画の策定などに関する事務 (動物の愛護及び管理に関する法律)	環境大臣の定める基本指針に即して、都道府県の区域内における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画を定める。	19回	都	都	都
⑥ - 78 医療計画策定などに関する事務 (医療法)	厚生労働大臣の定める基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために計画を定める。また、都道府県審議会を設置する。	19回	都	都	都

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
⑥ - 79 准看護師試験の実施などに関する事務 (保健師助産師看護師法)	准看護師試験を実施し、免許の交付及び准看護師籍の整備を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 80 歯科衛生士届出の受理などに関する事務 (歯科衛生士法)	歯科衛生士学校養成所が行う主務大臣への申請等の経由事務などを行う。	19回	都	都	都
⑥ - 81 歯科技工士届出の受理などに関する事務 (歯科技工士法)	厚生労働大臣が行う試験を第1号法定受託事務として実施する。免許の申請等の経由及び歯科技工士学校養成所が行う申請等の経由事務などを行う。	19回	都	都	都
⑥ - 82 地方薬事審議会の設置などに関する事務 (薬事法)	一般用医薬品の販売等を担う登録販売者としての資質を確認するための試験及び登録を行う。	21回	都	都	都
⑥ - 83 薬剤師届出の受理などに関する事務 (薬剤師法)	薬剤師が隔年で厚生労働省大臣に対して行う、業務従事者届の経由を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 84 毒物又は劇物の販売業の登録などに関する事務 (毒物及び劇物取締法)	毒物劇物取扱者試験を実施。	19回	都	都	都
⑥ - 85 麻薬卸売業者などの免許交付などに関する事務 (麻薬及び向精神薬取締法)	麻薬卸売業者等の免許を与え、監督及び麻薬中毒者に対する措置を行う。また、向精神薬卸売業者等の免許を与え、向精神薬試験研究施設設置者の登録を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 86 大麻取扱者の免許交付などに関する事務 (大麻取扱法)	大麻取扱者(大麻栽培者及び大麻研究者)に免許を与え、必要な監督等を実施する。	19回	都	都	都
⑥ - 87 覚せい剤施用機関の指定などに関する事務 (覚せい剤取締法)	覚せい剤施用機関(診療上覚せい剤の施用を必要とする病院又は診療所)及び覚せい剤研究者等を指定し、必要な監督等を実施する。	19回	都	都	都
⑥ - 88 定期健康診断等の実施の指示などに関する事務 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)	市町村長は保健所長(特別区の場合は都知事)の指示を受けて、定期の健康診断を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 89 組織変更の届出の受理などに関する事務 (中小企業団体の組織に関する法律)	商工会組合の組織変更の届出等協業組合から事業協同組合への組織変更の届出等	20回	都	都区	是非
⑥ - 90 認可取消に係る清算人の選任などに関する事務 (中小企業等協同組合法)	火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会等の認可など組合が解散したときの清算人の選任など都道府県中央会に関する事務	19回	都	都	都
⑥ - 91 決算関係書類の提出受領などに関する事務 (商工会法)	商工会の決算関係書類を確認の上受領する。	19回	対象外		
⑥ - 92 収支決算、事業の状況等の報告徴取などに関する事務 (商工会議所法)	商工会議所の収支決算、事業の状況等の書類を確認の上受領する。	19回	対象外		
⑥ - 93 採石業者の登録などに関する事務 (採石法)	採石業者の登録、採取計画の認可、指導等の事務を行う。	19回	対象外		

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
⑥ - 94 砂利採取業者の登録などに関する事務 (砂利採取法)	砂利採取業者の登録、採取計画の認可、指導等の事務を行う。	19回	対象外		
⑥ - 95 貸金業の登録などに関する事務 (貸金業法)	貸金業法に基づき、資金需要者等の利益の保護を図るために、貸金業の登録や登録業者の指導、立入検査などの事務を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 96 旅行業の登録などに関する事務 (旅行業法)	旅行業法に基づき、旅行の安全の確保を図るために、旅行業又は旅行業者代理店の登録などの事務を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 97 通訳案内士の登録などに関する事務 (通訳案内士法)	通訳案内士法に基づき、外国人観光客に対する接遇の向上を図るために、通訳案内士の登録などの事務を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 98 国際観光ホテルへの立入検査などに関する事務 (国際観光ホテル整備法)	国際観光ホテル整備法に基づき、外客に対する接遇の充実を図るために、国際観光ホテルに対し立入検査などの事務を行う。	20回	都	区	是非
⑥ - 99 農業振興地域整備基本方針の作成などに関する事務 (農業振興地域の整備に関する法律)	農業振興地域整備基本方針の作成、国への協議などに関する事務を行う。	19回	対象外		
⑥ - 100 普及指導センターの設置などに関する事務 (農業改良助長法)	地域の特性に即した農業の振興を図るために普及指導センターの設置等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 101 土地改良区の設立の認可などに関する事務 (土地改良法)	土地改良区の設立、合併、解散に係る認可などに関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 102 買収令書の交付及び縦覧などに関する事務 (農地法)	買収令書の作成、交付、農業委員会への賛本送付などに関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 103 組合の信用事業規程の承認などに関する事務 (農業協同組合法)	農業者の経済的社会的地位の向上を図るために農業協同組合等が行う信用事業規程の承認等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 104 家畜商の免許などに関する事務 (家畜商法)	業務の健全な運営を図るために家畜商の免許の交付等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 105 家畜保健衛生所の設置などに関する事務 (家畜保健衛生所法)	地方における家畜衛生の向上を図るために家畜保健衛生所の設置等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 106 地域森林計画の策定などに関する事務 (森林法)	森林の保続培養と森林生産力の増進などを図るために地域森林計画の策定等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑥ - 107 都道府県連合会の監査規程の承認 (森林組合法)	森林組合連合会の業務又は会計の状況の検査などに関する事務を行う。	19回	対象外		
⑥ - 108 保護水面の指定などに関する事務 (水産資源保護法)	水産資源の保護培養を図るために保護水面の指定や管理、管理計画の策定等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 109 漁船の登録などに関する事務 (漁船法)	漁船の性能向上を図るために漁船の建造、改造の許可や漁船の登録、検認等に関する事務を行う。	19回	都	都	都

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
⑥ - 110 職業転換給付金の支給などに関する事務 (雇用対策法)	労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上を図るため、職業転換給付金の支給等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 111 障害者雇用支援センターの指定などに関する事務 (障害者の雇用の促進等に関する法律)	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者の職業の安定を図るため、障害者就業・生活支援センターの指定及び監督などの事務を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 112 都道府県職業能力開発計画の策定などに関する事務 (職業能力開発促進法)	職業の安定と労働者の地位の向上を図るため職業能力開発計画の策定等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 113 都道府県卸売市場整備計画の策定などに関する事務 (卸売市場法)	農林水産大臣の定める「卸売市場整備基本方針」及び「中央卸売市場整備計画」に即して都道府県卸売市場整備計画を定め、卸売市場の整備を計画的に実施することに関する事務、都道府県卸売市場審議会に関する事務。	19回	都	都	都
⑥ - 114 教育委員会の設置に関する事務 (地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	都道府県は教育委員会を設置する。	19回	都	都	都
⑥ - 115 学校の設置の届出受理などに関する事務 (学校教育法)	市町村の設置する幼稚園、小中学校等は都教委が、私立の幼稚園等は都知事が認可する。	20回	対象外		
⑥ - 116 県費負担教職員の定数の設定などに関する事務 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)	教職員定数は、都道府県の条例で定める。市町村別・種類ごとの定数は都教委が定める。	19回	区	区	区
⑥ - 117 県費負担教職員の給与の負担などに関する事務 (市町村立学校職員給与負担法)	市町村立学校職員の給与等は都道府県の負担とする。	19回	区	区	区
⑥ - 118 学校給食の開設等の届出受理などに関する事務 (学校給食法)	市町村立小中学校等の学校給食の開設、廃止等の届出を受理する。	19回	都	都	都
⑥ - 119 教員免許状の授与などに関する事務 (教育職員免許法)	教育職員免許状の授与、検定、更新、書換え又は再交付及び授与証明書等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 120 私立学校審議会の設置などに関する事務 (私立学校法)	都道府県知事が所轄する私立学校に関する設置、廃止等を行う場合は、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴かなければならない。	19回	都	都	都
⑥ - 121 学校法人からの報告徴収などに関する事務 (私立学校振興助成法)	私立学校振興助成法の規定により助成を受ける学校法人に対して、会計の状況の検査、是正命令等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 122 区市町村立公民館の職員研修などに関する事務 (社会教育法)	公民館職員の研修、法人の設置する公民館の事業停止命令等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑥ - 123 地域生涯学習振興基本構想の作成などに関する事務 (生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律)	都道府県内における地域生涯学習振興基本構想の作成、生涯学習審議会の設置に関する事務を行う。	19回	都	都	都

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
⑥ - 124 国民体育大会の共同開催などに関する事務 (スポーツ振興法)	国民の心身の健全な発達を図るため国民体育大会等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 125 重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関する事務 (文化財保護法)	文化財保護法に基づき、重要文化財の保存管理又は修理についての指揮監督などの事務を行う。	20回	都	都区	是非
⑥ - 126 銃砲刀剣類の登録などに関する事務 (銃砲刀剣類所持等取締法)	銃砲刀剣類所持等取締法に基づき、美術品若しくは骨とう品として価値のある古式鉄砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録などに関する事務を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 127 割賦販売事業者に対する立入検査などに関する事務 (割賦販売法)	営業所及び代理店が一の都道府県内のみにある場合に、割賦販売業者等に対する立入検査等を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 128 訪問販売事業者等に対する指示などに関する事務 (特定商取引に関する法律)	不適正な取引を行なっている疑いのある事業者を調査し、必要に応じて事業者指導、行政処分等を行い、不適正取引による消費者被害の未然・拡大防止を図る。	20回	都	都	都
⑥ - 129 消費生活協同組合の設立認可などに関する事務 (消費生活協同組合法)	消費生活協同組合法に基づき、組合設立の認可、検査等を行うほか、東京都生活協同組合連合会と連携を図りながら、管理運営に関する助言指導、管理運営状況等の調査等を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 130 不適正表示の申出の受理などに関する事務 (家庭用品品質表示法)	主たる事務所及び店舗が複数区にある販売業者について、家庭用品の適正表示のための指示、公表等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 131 公正取引委員会への措置要求などに関する事務 (不当景品類及び不当表示防止法)	不当な景品類・表示による顧客の誘引を防止するため、事業者に対する指示、立入検査等を行う。また、違反行為は是正指導などに従わない場合には、公正取引委員会に対し、措置請求を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 132 宗教法人の認証などに関する事務 (宗教法人法)	宗教法人の設立規則の認証、規則変更、合併・解散の認証、裁判所に対する解散命令の請求などを行う。	20回	都	都	都
⑥ - 133 公益法人の認定などに関する事務 (民法)	公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人の公益認定、事業運営に係る監督等を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 134 特定非営利活動法人の認証などに関する事務(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものに限る。) (特定非営利活動促進法)	特定非営利活動法人に関する設立等の認証申請書の受理・認証、届出書類等の受理及び法人指導・監督などの事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 135 旅券の作成などに関する事務 (旅券法)	国の発給の指示による一般旅券の作成、及び記載事項の訂正、査証欄の増補等の事務を行う。	20回	都	区	是非
⑥ - 136 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定などに関する事務 (配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律)	国的基本方針に基づき、都道府県の配偶者暴力防止等の基本計画の策定を行う。	19回	都	都	都

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
⑥ - 137 計量器の検定などに関する事務 (計量法)	特定計量器や車両等装置用計量器(タクシーメーター)について、法で定める方法により検定や装置検査を行い、技術上の基準に適合するときは合格とし、検定証印や装置検査証印の付与を行う。	20回	都	都区	是非
⑥ - 138 行政書士試験の実施などに関する事務 (行政書士法)	行政書士の業務の適正を図るため行政書士試験の実施等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 139 警察事務などに関する事務 (警察法)	都民の生活安全・治安等の維持	19回	都	都	都
⑥ - 140 公安委員会の設置に関する事務 (地方自治法、警察法)	都道府県知事の所轄の下に公安委員会を設置する。	19回	都	都	都
⑥ - 141 都道府県地域防災計画の作成などに関する事務 (災害対策基本法)	総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図るため都道府県地域防災計画の作成等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 142 災害救助の実施などに関する事務 (災害救助法)	災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図るため災害救助の実施等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 143 自衛隊派遣要請などに関する事務 (自衛隊法)	大規模災害が発生した場合の迅速な救援を行うため自衛隊派遣要請等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 144 都道府県税の賦課徴収などに関する事務 (地方税法)	都道府県税の賦課徴収等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑥ - 145 統計調査員の設置などに関する事務 (統計法)	統計制度の改善発達を図るため統計調査員の設置等に関する事務を行う。	19回	都	都	都

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
2 役意共管事務						
【総務分野など】A						
A - 1	都市外交の推進に関する事務(アジア大都市ネットワーク21など)	姉妹友好都市をはじめとした海外諸都市との交流、「アジア大都市ネットワーク21」によるアジアの首都及び大都市との連携等を行う。	28回	都	都	都
A - 2	治安対策に関する事務(防犯ネットワーク支援など)	都民の体感治安を改善するため、不法滞在外国人対策など犯罪のない東京の実現を目指した取組を推進している。また、「東京都安全・安心まちづくり条例」に基づき、安全・安心まちづくり等を推進している。	23回	都	都区	是非
A - 3	青少年施策に関する事務(心の東京革命の推進など)	青少年の自立性と社会性を育成するための環境を整備していくことを基本に、ひきこもり対策などの若者の自立、非行少年の立ち直り支援、東京都青少年・健全育成条例の運用等の取組を行う。	23回	都	都区	是非
A - 4	交通安全対策に関する事務(集中的な渋滞対策、違法駐車対策の推進など)	都内の区域における陸上交通の安全に関する施策を、長期的視野に立ち総合的に推進するための総合調整を行うとともに、交通安全に係る普及啓発や集中的な渋滞対策等を推進している。	23回	都	都区	是非
A - 5	東京オリンピックの招致に関する事務	国際オリンピック委員会に対する招致活動、招致に向けた機運の醸成等を行う。	28回	対象外		
A - 6	東京マラソン事業の補助に関する事務	東京マラソン組織委員会に対する補助等を行う。	28回	対象外		
A - 7	情報基盤の整備に関する事務	区市町村等と連携した電子自治体の構築、地域の情報化の推進等を行う。	28回	対象外		
A - 8	公立大学法人首都大学東京の支援に関する事務	公立大学法人首都大学東京の業務の評価及び支援に関する事務、法人に対する指揮監督に関する事務を行う。	23回	都	都	都
A - 9	防災管理に関する事務	危機管理に係る情報の収集、調査、分析等に関する事務、防災に係る調査などの事務を行う。	23回	都	都区	是非
A - 10	統計に関する事務	統計調査、統計の分析加工、統計情報の提供等を行う。	28回	対象外		
A - 11	人権対策に関する事務	都民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、人権施策の企画立案や調整、人権尊重の理念等の普及啓発、研修、人権問題に係る相談などをを行う。	23回	都	都区	是非
A - 12	病院事業に関する事務		28回			
1 (1)	都立病院事業に関する事務	都立病院の運営を行う。		都	都	都
2 (1)	公社立病院事業に関する事務	地域病院の運営を行う財團法人東京都保健医療公社に対する指導監督、運営費の補助等を行う。		都	都	都

事務名			事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果		
A - 13	交通事業に関する事務			28回			
1 (1)	自動車運送事業に関する事務		乗合バス事業、貸切バス事業、特定バスによる旅客運送を行う。		都	都	都
2 (1)	軌道事業に関する事務		路面電車による旅客運送を行う。		都	都	都
3 (1)	新交通事業に関する事務		新交通システムによる旅客運送を行う。		都	都	都
4 (1)	懸垂電車事業に関する事務		懸垂電車(モノレール)による旅客運送を行う。		都	都	都
5 (1)	高速電車事業に関する事務		地下高速電車による旅客運送を行う。		都	都	都
A - 14	工業用水道事業に関する事務		工業用水等の供給を行う。	28回	都	都区	是非
A - 15	と場の管理運営に関する事務		と場の管理運営、と畜解体業務を行う。(都立芝浦屠場)	28回	都	都	都

【生活・文化分野】B

B - 1	専門相談に関する事務(一般・交通事故・外国人相談)		都民からの相談等に対し、適切な助言や情報提供を行う。	28回	都	都	都
B - 2	国際交流の推進に関する事務		地域国際化推進検討委員会を設置し、地域国際化推進の課題を検討し、都政に反映させている。また、民間団体が行う在住外国人を支援する事業に助成する事務等を行う。	24回	都	都	都
B - 3	市民活動の促進に関する事務		ボランティア、NPO等の市民活動を促進するとともに、これらの団体との協働を推進する。	24回	都	都区	是非
B - 4	男女平等参画推進に関する事務(東京ウイメンズプラザの管理運営など)		男女平等参画社会の実現に向け、東京ウイメンズプラザの管理運営等を行う。	24回	都	都	都
B - 5	消費生活対策に関する事務(消費生活センター事業、公衆浴場対策など)			24回			
1 (1)	消費生活対策に関する事務		消費生活の安定と向上のため、事業活動の適正化、消費者の支援等を行う。		都	都	都
2 (1)	公衆浴場対策に関する事務		都民の入浴機会の確保、公衆浴場の転廃業の防止及び経営の安定を図るため、各種助成策を実施する。		都	都区	是非
B - 6	私立学校教育の助成に関する事務(保護者負担軽減など)		私立学校の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減、経営の健全化等を図るため、各種の助成を行う。	24回	都	都区	是非

事務名			事業概要	幹事会	評価		
		都	区	結果			
B - 7	文化振興に関する事務(江戸東京博物館・写真美術館・現代美術館・東京文化会館の運営など)		24回				
1 (1)	文化振興に関する事務	文化の振興を図るため、アーティスト支援、文化行事等を行う。	東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館及び東京都美術館の管理運営を行う。	東京都文化会館及び東京芸術劇場の管理運営を行う。	都	都	都
2 (1)	江戸東京博物館などの運営に関する事務	都			都	都	
3 (1)	東京文化会館などの運営に関する事務	都			都	都	
B - 8	スポーツ施設の運営に関する事務	東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館及び東京辰巳国際水泳場の管理運営を行う。	24回	都	都	都	
B - 9	体育振興に関する事務(競技スポーツ基盤整備、広域スポーツセンター、スポーツ団体・大会補助など)	スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、都民の心身の健全な発達に寄与するため、スポーツ活動の推進等の事務を行う。	24回	都	都	都	

【国土・都市基盤整備分野】C

C - 1	建設副産物の再利用の促進に関する事務	公共工事土量調査、東京都建設発生土利用調整会議の運営、東京都建設リサイクル推進計画の策定等を行う。	28回	都	都	都	
C - 2	都市基盤調査などに関する事務		25回				
1 (1)	総合治水対策に関する事務	豪雨対策、雨水流出抑制等の総合的な治水対策を推進する。	東京外かく環状道路の計画区間の地下化に伴い、地上部街路、関連する沿線のまちづくり等について調査・検討を行う。	都	都区	是非	
2 (1)	外環に係わるまちづくりの調査に関する事務	都		都	都		
C - 3	みどりの新戦略の推進に関する事務(民間による公園づくりの推進など)	東京の緑の充実を図るため、都市計画公園の整備推進、民設公園制度の普及促進等を行う。	25回	都	都区	是非	
C - 4	都市高速鉄道の建設助成に関する事務	都市交通の混雑緩和と利便性の向上を図るため、東京都交通局及び東京地下鉄㈱が行う地下高速鉄道の新線建設、耐震補強及び大規模改良に対して、建設費の助成を行う。	26回	都	都	都	
C - 5	首都高速道路整備事業に対する出資に関する事務	区部及びその周辺における自動車交通の円滑化を図り、首都機能を維持増進するため、首都高速道路の整備に対して出資を行い、事業を推進する。	25回	都	都	都	
C - 6	バス事業の助成に関する事務	バス利用者の利便性の向上等を図るため、社団法人東京バス協会、バス事業者等に対して助成を行う。	28回	都	都	都	

事務名		事業概要	幹事会	評価		
都	区			結果		
C - 7	新たな鉄道・新交通システムの整備に関する事務	混雑の緩和、速達性の向上、都市構造・都市機能の再編整備への対応等のため、事業者とともに鉄道・新交通システムの整備を推進する。	26回	都	都	都
C - 8	京急蒲田駅・日暮里駅鉄道駅総合改善事業費の補助に関する事務	国の鉄道駅総合改善事業費補助制度により、鉄道駅の機能向上に係る事業費を補助する。	28回	都	都	都
C - 9	羽田空港再拡張に関する事務	羽田空港再拡張事業費の無利子貸付、羽田空港の国際化の推進等を行う。	28回	対象外		
C - 10	地下駅火災対策施設の整備助成に関する事務	国地下鉄火災対策基準を満たしていない地下駅における火災対策施設の整備に対し、補助を行う。	28回	対象外		
C - 11	都市開発資金の借入れなどに関する事務	都市計画道路・公園等の区域内の土地の先行取得に必要な資金について、国からの借入れを行うほか、土地区画整理事業等に関して国から資金を借り入れ、土地区画整理組合等に対し、事業に要する経費を無利子で貸し付ける。	25回	都	都区	是非
C - 12	都市防災施設整備に関する事務(避難場所・避難道路の見直し、防災密集地域総合整備、住宅市街地総合整備など)					
1 (1)	避難場所・避難道路の指定に関する事務	震災時の市街地大火から避難者の安全を確保するため、避難場所・避難道路の指定を行う。	25回	都	都	都
2 (1)	地域危険度測定調査に関する事務	地震に関する地域の危険度を測定し、その結果を都民に公表する。	28回	都	都	都
3 (1)	防災都市づくり推進計画の策定などに関する事務	木造住宅密集地域の防災対策を推進するため、防災都市づくり推進計画の策定、防火規制区域の指定を行う。	28回	都	都区	是非
4 (1)	木造住宅密集地域の整備促進に関する事務	都市の防災性を向上させるため、区が行う木造住宅密集地域整備事業等に対する助成等を行う。	25回	都	都区	是非
5 (1)	住宅市街地総合整備事業などに関する事務	住宅市街地総合整備事業制度要綱に基づき、当該事業に係る国庫補助の進達等を行う。	25回	都	都区	是非
C - 13	土地区画整理事業の助成に関する事務	土地区画整理事業に対する補助を行う。	25回	都	都区	是非
C - 14	街路の整備に関する事務	都市計画道路の整備を行う。	28回	都	都区	是非
C - 15	都市改造に関する事務		25回			

事務名			事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果		
1	(1)	土地区画整理事業の施行に関する事務	道路、公園などの公共施設の整備改善と宅地の利用促進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を伴う土地区画整理事業を施行する。(東京都施行は20ha以上又は区施行以外の事業)		都	都区	是非
2	(1)	市街地再開発事業の施行に関する事務	市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を施行する。		都	都区	是非
3	(1)	沿道一体整備事業の施行に関する事務	沿道の効率的な土地利用、防災機能の向上等を図るため、道路整備と一体的に沿道まちづくりを進める。		都	都区	是非
C - 16		しゃれた街並みづくりの推進に関する事務	都民等の発意を引き出しながら、地域が取り組むまちづくり活動を魅力ある街並みの形成に結び付けるため、「街区再編まちづくり制度」「街並み景観づくり制度」「まちづくり団体の登録制度」の運用を行う。	25回	都	区	是非
C - 17		建築物の耐震改修の促進などに関する事務	耐震化に対する意識啓発、建築物の耐震化促進を行う。	25回	都	都区	是非
C - 18		民間住宅施策の推進に関する事務	総合的なマンション施策、良質で多様な住宅の供給誘導を推進する。	25回	都	都区	是非
C - 19		都営住宅の供給に関する事務	公営住宅法に基づき、都営住宅の建設・管理を行う。	25回	都	都区	是非
C - 20		公園・動物園・霊園の整備・管理に関する事務		25回			
1	(1)	都立公園の整備・管理に関する事務	都市公園法に基づき、都立公園(47公園(平成21年6月1日現在)うち有料公園8庭園)の整備・管理を行う。		都	都区	是非
2	(1)	動物園の整備・管理に関する事務	都市公園法に基づき、都立公園内に設置する公園施設として、動物園(動物園及び水族館)の整備・管理を行う。		都	都	都
3	(1)	霊園の整備・管理に関する事務	都立霊園(都内8箇所(うち区部4箇所))の整備・管理を行う。		都	都	都
4	(1)	青山葬儀所の整備・管理に関する事務	青山葬儀所(斎場)の整備・管理運営を行う。		都	都	都
5	(1)	瑞江葬儀所の整備・管理に関する事務	瑞江葬儀所(斎場)の整備・管理運営を行う。		区	都	是非
C - 21		東京港の整備・管理に関する事務		25回			
1	(1)	港湾施設の整備・管理などに関する事務	港湾施設、海岸保全施設の整備・管理を行う。		都	都	都
2	(1)	海上公園の整備・管理に関する事務	臨海地域及び水域において海上公園の整備・管理を行う。		都	都区	是非

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
【環境・廃棄物分野】D					
D - 1	環境に係る調査研究に関する事務	東京都環境科学研究所(財団法人東京都環境整備公社)において、環境に係る調査研究を行う。	28回	都	都
D - 2	地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する事務(カーボンマイナス東京10年プロジェクトなど)	気候変動の危機を回避するためには、低炭素型社会への早期の移行を実現させていくための地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する積極的な施策を行う。	26回	都	都区
D - 3	環境改善に関する事務(事業者の環境保全活動への支援、騒音振動対策など)		26回		
1 (1)	事業者の環境保全活動への支援に関する事務	光化学スモッグを起す原因物質であり、また、人体への有害性物質を含む揮発性有機化合物(VOC)に対する中小企業の排出削減に向けた取組への支援を行う。		都	都区
2 (1)	騒音振動防止対策に関する事務	騒音・振動の課題解決のため、航空機や鉄道の騒音発生源ごとに測定等を行い、騒音・振動の低減化要請等を関係機関に行なうなど、騒音振動対策を総合的に行なう。		都	都区
D - 4	自動車公害対策に関する事務(ディーゼル車対策融資あっせん、燃料対策、道路沿道環境対策など)		26回		
1 (1)	自動車交通量対策に関する事務	自動車利用の抑制等の推進を図る。		都	都
2 (1)	自動車公害発生源対策に関する事務(ディーゼル車対策等)	ディーゼル車対策等の推進を図る。		都	都区
3 (1)	道路沿道環境対策に関する事務(局地汚染対策)	局地的高濃度汚染の改善に向けた調査・検討を行う。		都	都
D - 5	水環境の保全に関する事務	水環境の改善に向けた取組として、清流復活事業、多摩川水量確保対策事業を行う。	28回	都	区
D - 6	緑地保全策の推進に関する事務	自然保護条例に基づく緑地保全地域の指定、緑化計画書の届出受理、開発許可等を行う。	26回	都	都区
D - 7	生物多様性の確保に関する事務(カラス対策など)	生態系のバランスを維持する上で極めて重要な生物多様性の確保を図るため、野生動植物の保護や鳥獣保護等を行う。	26回	都	都区
D - 8	廃棄物対策に関する事務(埋立処分場の建設整備など)	埋立処分場の管理運営・整備などを行なう。	26回	都	都

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
【福祉・保健分野】E					
E - 1	新しい福祉の基盤づくりに関する事務	26回			
1 (1)	新しい福祉の基盤づくりに関する事務	誰もが地域の中で、質の高い福祉サービスを安心して、自ら選択・利用できるようにするために、サービスの質・量を確保するとともに、新しい福祉の構築を推進する。	都	都区	是非
2 (1)	福祉サービスの利用支援・相談の仕組みづくりなどに関する事務	福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、苦情対応、権利擁護相談など、福祉サービスの利用者が地域において自立した生活を送れるよう支援する。	都	都	都
E - 2	民間施設サービス推進費補助、独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助に関する事務	民間社会福祉施設サービス推進費補助、独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助等を行う。	28回	対象外 (E-1で検討)	
E - 3	東京都社会福祉事業団に対する補助に関する事務	社会福祉事業等を行う社会福祉法人東京都社会福祉事業団に対する補助を行う。	28回	都	都
E - 4	医学系総合研究所(東京都医学研究機構)の助成等に関する事務	医学系総合研究所の運営を行う財團法人東京都医学研究機構に対する助成等を行う。	28回	都	都
E - 5	福祉サービス第三者評価システムに関する事務	東京都福祉サービス評価推進機構を通じて多様な評価機関の認証、評価者の育成、共通評価項目の見直し・改定、評価手法改善のための試行調査等を行う。	26回	都	都
E - 6	救急医療の充実に関する事務	救急医療事業、小児救急医療対策、周産期医療体制の充実、災害時医療体制の整備を行う。	28回	都	都区
E - 7	歯科保健対策の推進に関する事務(心身障害者口腔保健センターの運営など)	歯科保健対策の普及啓発、心身障害児施設歯科診療事業運営費補助、心身障害者口腔保健センターの運営を行う。	28回	都	都
E - 8	地域医療対策に関する事務	地域における医療サービスの提供体制の確保を行う。	26回	都	都区
E - 9	医療人材対策に関する事務(看護専門学校の管理運営、開業医小児医療研修など)		26回		
1 (1)	医療人材の確保に関する事務	医師の勤務環境の改善や医療人材(専門医、看護職員、医療技術者等)の養成・確保を行う。		都	都
2 (1)	都立看護専門学校の運営に関する事務	都内の医療機関等に従事する看護師を養成するために、看護専門学校の運営を行う。		都	都
E - 10	老人保健に関する事務	区市町村が実施する保健事業に係る費用の一部を補助する。	28回	都	都

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
E - 11	血液の確保に関する事務	医療にとって必要不可欠な安全な血液製剤を安定的に確保するため、普及啓発等を行う。	26回	都	都	都
E - 12	医療費助成に関する事務	心身障害者等の保健の向上等を図るため、医療費の一部を助成する。	26回	都	区	是非
E - 13	健康づくりの推進に関する事務	都民の健康づくりの推進に関する事務を行う。	26回	都	都	都
E - 14	低所得者等への援護に関する事務					
1 (1)	低所得者等への援護に関する事務(低所得者対策)	低所得者の安定した生活の確保を図るために、生活福祉資金の貸付、多重債務者生活再生事業等を行う。	28回	都	都	都
2 (1)	低所得者等への援護に関する事務(生活保護)	生活保護法による被保護者に対して、本人及び世帯の自立の助長を図ることを目的に、被保護者の就労や社会参加を支援する区に対してその経費を全額補助する。	27回	都	区	是非
3 (1)	低所得者等への援護に関する事務(路上生活者対策)	路上生活者の自立支援を図るために、緊急一時保護センター事業、巡回相談事業、更生施設利用者等自立生活援助事業等を行う。	28回	都	都	都
E - 15	福祉のまちづくりの推進に関する事務	高齢者や障害者を含むすべての人が、安全、安心かつ快適に暮らし、訪れることができる社会の実現を図るために、ユニバーサルデザインの理念に基づき、建築物や公共交通施設等の都市施設を円滑に利用できるようバリアフリーの基盤整備など、福祉のまちづくりを推進する。	27回	都	都区	是非
E - 16	国民健康保険組合・国民健康保険団体連合会に対する補助に関する事務	国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に対し、国民健康保険事業に要する費用の補助を行う。	28回	都	都	都
E - 17	地域福祉推進事業補助に関する事務	区市町村が実施する福祉サービス等の事業に対し、補助を行う。	28回	都	区	是非
E - 18	難病対策に関する事務	難病患者や家族の負担軽減を図るために、医療費の助成(審査、認定を含む。)を行う。	28回	都	都	都
E - 19	山谷対策に関する事務	2区に跨る山谷地域における簡易宿所の居住者等に対して、雇用の安定、社会福祉及び保健衛生の向上などを図るため、東京都山谷対策本部に基づき、総合的な山谷対策事業を推進する。	27回	都	都	都
E - 20	地域における高齢者の日常生活の支援などに関する事務	地域における高齢者の日常生活を支援する。	27回	都	都区	是非
E - 21	高齢者の生きがいと社会参加の促進に関する事務	老人クラブへの助成、シルバーバスの交付等を行う。	28回	都	都	都

事務名		事業概要	幹事会	評価		
都	区			都	区	結果
E - 22	老人福祉施設等の整備・管理運営に関する事務					
1 (1)	都立高齢者施設の運営に関する事務	養護老人ホーム、ナーシングホームの運営を行う。	28回	都	都	都
2 (1)	老人福祉施設等の整備に関する事務	老人福祉施設等の整備を促進するため、施設整備費等に要する経費の一部を補助する。	27回	都	都区	是非
E - 23	東京都健康長寿医療センターの運営に関する事務	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに対する補助等を行う。	28回	都	都	都
E - 24	認知高齢者の支援などに関する事務	認知症対策推進事業、若年性認知症支援モデル事業、高齢者権利擁護推進事業等を行う。	28回	都	都区	是非
E - 25	(財)東京都福祉保健財団の助成に関する事務	財団法人東京都福祉保健財団に対する補助、職員の派遣等を行う。	28回	都	都	都
E - 26	児童健全育成に関する事務	東京都児童会館の運営、地区児童館に対する補助を行う。	28回	都	都	都
E - 27	保育所等に関する事務	次代を担う子供が健やかに生まれ、育まれる社会の形成を目指して、様々な子育て支援策を推進する。	27回	都	都区	是非
E - 28	子育て支援に関する事務	子育て支援に関する事務を行う。	27回	都	都区	是非
E - 29	ひとり親家庭福祉に関する事務	ひとり親家庭等電話相談事業、ひとり親家庭自立促進事業、母子家庭及び寡婦自立促進講習会の開催等を行う。	28回	都	都	都
E - 30	障害者(児)施設の整備・管理運営に関する事務	障害者支援施設の設置・運営を行う。	28回	都	都	都
E - 31	地域での居住の安定の確保に関する事務	地域生活支援型入所施設の整備費の補助、精神障害者退院促進支援事業等を行う。	28回	都	都	都
E - 32	障害者の地域生活支援サービスの充実に関する事務		28回			
1 (1)	障害者の相談支援体制の整備に関する事務	区市町村が行う高次脳機能障害者支援促進事業に対し、補助を行う。		都	都	都
2 (1)	障害者の地域生活を支えるサービス基盤の整備に関する事務	中途失聴・難聴者コミュニケーション事業、障害者IT支援総合基盤整備事業、手話通訳者養成事業等を行う。		都	都	都
E - 33	障害者の経済的基盤の整備に関する事務	障害者の経済的自立を図るため、重度心身障害者に対する手当を支給する。	27回	都	区	是非

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
E - 34	障害者施策推進区市町村包括補助事業に関する事務	区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する障害者に対する福祉サービスの充実に資する事業を支援する。	27回	都	区	是非
E - 35	障害者の文化活動の促進に関する事務	東京都障害者福祉会館の運営、東京都障害者総合美術展の開催を行う。	28回	都	都	都
E - 36	障害者のスポーツ・レクリエーション活動の振興に関する事務	東京都障害者総合スポーツセンターの運営、東京都障害者スポーツ大会の開催等を行う。	28回	都	都	都
E - 37	障害者の就労の促進に関する事務	障害者就労支援協議会の運営、雇用にチャレンジ事業等を行う。	28回	都	都	都
E - 38	重症心身障害児(者)の保健医療に関する事務	重症心身障害児(者)の療育体制の整備に関する事務を行う。	27回	都	都	都
E - 39	精神障害者の医療対策に関する事務	精神障害者の医療費の助成や医療体制の確保を行い、精神障害者に対する保健・医療サービスを充実する。	27回	都	都区	是非
E - 40	精神障害者の地域生活支援に関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条に基づき、精神障害者社会適応訓練事業を行う。	28回	対象外 (④-15で検討)		
E - 41	健康安全に関する事務	都民の健康安全に関する事務を行う。	27回	都	都	都

【産業・労働分野】F

F - 1	中小企業対策に関する事務		28回			
1 (1)	創業・起業支援、経営支援など	東京の産業活力を向上させるため、中小企業に対する創業・起業支援、経営支援、技術支援等を行う。		都	都区	是非
2 (1)	金融支援	中小企業の資金調達の円滑化を図るため、制度融資などを行う。		都	都	都
3 (1)	その他の中小企業支援	産業交流展の開催、東京都ベンチャー技術大賞の表彰、中小企業情報ネットワーク整備、中小企業向け債券市場の仕組みづくり等を行う。		都	都	都
4 (1)	商店街振興に関する事務	区市町村や商店街の多種多様な取組を支援することにより、地域経済や雇用を支える商店街の活性化を図る。		都	都区	是非
5 (1)	創業支援センターの運営	都が保有する空き庁舎を活用し、創業者やベンチャー企業に対し、インキュベータオフィスとして提供する。		都	都	都
6 (1)	地域中小企業振興センター	地域における中小企業振興の拠点として、都内3箇所に設置している地域中小企業振興センターの運営を行う。		都	都	都

事務名			事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果		
7	(1)	国際展示場、東京国際フォーラムなどの運営	都内の中小企業が見本市、会議等に活用できる施設の管理運営を行う㈱東京国際フォーラム及び㈱東京ビッグサイトへの出資等を行う。		都	都	都
8	(1)	試験研究機関	中小企業の抱える技術的課題を支援するため、試験研究機関を運営する地方独立行政法人東京都産業技術研究センターの支援を行う。		都	都	都
F - 2	観光振興に関する事務			28回			
1	(1)	観光プロモーション	東京に広く世界から旅行者を誘致するため、観光プロモーション、イベントの開催、東京観光情報センターの運営等を行う。		都	都	都
2	(1)	観光まちづくり	広域観光まちづくり支援、水辺の観光資源化の推進、産業を活かした観光ルート整備支援を行う。		都	都	都
3	(1)	国際ユースホステル	東京国際ホステル施設を民間事業者に貸し付ける。		都	都	都
4	(1)	都市観光支援事業	東京における観光産業の振興を図るために、財團法人東京観光財団の支援を行う。		都	都	都
F - 3	農業の振興に関する事務		高い意欲と戦略的な経営マインドを有する農業者に対し、施設整備等への支援を行い、都市の有利性を活かした農業経営力を強化する。	28回	都	区	是非
F - 4	(財)しごと財団に対する助成、しごとセンターの運営に関する事務		財團法人東京しごと財団が実施する事業に要する経費の補助、東京都しごとセンターの運営を行う。	28回	都	都	都
F - 5	若年労働者・高齢者の就業対策に関する事務(シルバー人材センター補助など)		若者ジョブサポーターの組織化などにより若年者の就業を支援するとともにはつらつ高齢者就業機会創出支援事業などにより高齢者の就業を支援する。	28回	都	都区	是非
F - 6	技能振興に関する事務(東京都職業能力開発協会の助成など)		東京都職業能力開発協会への助成、東京都優秀技能者(東京マイスター)の表彰等を行う。	28回	都	都	都
F - 7	労働知識の普及・啓発に関する事務(労働教育、資料・情報の提供など)		労働セミナーの実施などにより、労働知識の普及・啓発を行う。	28回	都	都	都
F - 8	勤労者福祉対策に関する事務			28回			
1	(1)	勤労者福祉支援事業など	中小企業で働く人々や家内労働者等の福祉向上を図るため、財團法人東京都中小企業振興公社が実施する事業に対する補助を行う。		都	都	都

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
2 (1) 中小企業従業員融資、家内労働対策	中小企業の従業員等を対象に、生活資金並びに妊娠中、子育て期間中または介護休業期間に要する資金を、中央労働金庫等を通じて融資するほか、家内労働法の普及啓発、家内労働の衛生環境改善に対する助成等を行う。		都	都	都

【教育分野】G

G - 1	中高一貫教育校に関する事務	中高一貫教育校(都立高等学校・附属中学校、中等教育学校)の設置、運営及び廃止に関する事務を行う。	28回	都	都	都
G - 2	社会教育に関する事務		28回			
1 (1) 埋蔵文化財調査センター	埋蔵文化財の調査研究、展示等を行う埋蔵文化財調査センターの管理運営を行う。			都	都	都
2 (1) 社会教育施設管理	都立図書館、ユースプラザの管理運営を行う。			都	都	都
3 (1) 社会教育推進事業	地域教育推進ネットワーク東京都協議会の運営、放課後子供教室推進事業費等補助等を行う。			都	都	都
4 (1) 文化財保護事業	東京文化財ワーカーの実施、文化財の保存助成等を行う。			都	都	都
G - 3	学校保健給食に関する事務	学校保健や学校給食に関して、区市町村に対する指導、助言等を行う。	28回	都	都	都
G - 4	高等学校の整備・運営などに関する事務	高等学校の設置、運営、施設の管理保全等に関する事務を行う。	28回	都	都	都
G - 5	学校教育指導に関する事務(スクールカウンセラーの配置、語学教育の充実など)		28回			
1 (1) 学校教育に関する事務	学校教育の充実に向けた様々な事業を行う。			都	都区	是非
2 (1) 人材育成に関する事務	将来を担う若者や質の高い教員の養成を図る事業を行う。			都	都区	是非
G - 6	高等専門学校の運営などに関する事務	都立産業技術高等専門学校を設置・運営する公立大学法人首都大学東京の支援を行う。	28回	対象外 (A-8で検討)		

検討対象事務評価シート (児童相談所の例)

法令に基づく事務

4

1児童相談所設置など児童福祉に関する事務

事務名	概要及び備考	評価	効率	専門性	規模	一法令	特段	参考文献	総合評価
2児童相談所設置などに関する事務									
	<p>○児童に関する専門的な相談、一時保護、措置等を行う児童相談所の設置に関する事務である。区市町村の区域を有する必要はあるが、現在、特別区が実施している児童家庭相談と合わせて、児童に関する相談及び支援を一体的に行うことができるように、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたよき速できめ細かな対応が図れることが期待できる。なお、児童相談所の設置自体を特別区に移譲するには、法改正が必要である。</p> <p>○当該事務については、特に虐待が疑われる場合には、立入調査から一時保護、児童福祉施設への措置といった、一貫した要保護児童対策等を可能な体制が整備されることが不可欠であり、専門的、技術的な対応が可能な体制が整備されている必要がある。</p> <p>○都においては、区部に7ヶ所、多摩に4ヶ所の計11ヶ所に児童相談所を設置しており、規模のメリットを生かして、専門性の高い人材を確保・育成してきた。近年、虐待件数の増大に伴い、児童相談所の児童福祉社の定数を増やしつつある。一方ではそれに見合う専門的人材の確保・育成が難しい状況がある。</p> <p>○児童相談所業務のうち、特に相談業務は、地域との連携が求められることから、特別区が実施するメリットは大きい。</p> <p>○しかししながら、確保すべき人材の総数は、現在よりも多くなると考えられる。すべての区において専門の人材の必要数を常時確保・育成する必要がある。</p> <p>○次に、生命に係るような重篤な児童虐待への対応など極めて緊急性を要する事案にも対処できるよう、相談対応力の強化が必要である。</p> <p>○また、児童相談業務においては、実情に応じて、区の区域を越えて親子分離を行いうなどの対応が必要であり、区間の広域的な連携体制が必要である。</p> <p>○上記に加え、必要に応じて、速やかに児童を保護できる一時保護所の設置等が必須となる。</p> <p>○よって、当該事務は、区に移管する方向で検討するが、上に掲げた各課題の解決が前提である。</p>	区	△	△	△	△	△	△	△
(1)児童相談所設置などに関する事務	児童福祉法、少年法、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童相談所の設置を行い、18歳未満の児童に関する相談及び市町村支援に関する事務を行う。	都	△	△	△	△	△	△	△

検討対象事務評価個票

[都]

大区分 1 中区分 2 小区分 (1)

		4	
		< 考え方 >	
<p>事業名 市立こども病院 担当 福祉保健局</p> <p>(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理する事務が必要な事務かどうか。</p>		<p>○当該事務については、特に虐待が疑われる場合には、立入調査から一時保護、児童福祉施設への措置といった、一貫した要保護児童対策等を実施することが必要不可欠であり、専門的、技術的な対応が可能な体制が整備されている必要がある。</p> <p>○都においては、区部に7ヶ所、多摩に4ヶ所の計11ヶ所に児童相談所を設置しており、規模のメリットを生かして、専門性の高い人材を確保・育成してきた。近年、虐待件数の増大に伴い、児童相談所の児童福祉司の定数を増やしてきたが、一方ではそれに見合う専門的人材の確保・育成が難しい状況がある。</p> <p>○児童相談所業務のうち、特に相談業務は、地域との連携が求められることから、特別区が実施するメリットは大きい。</p>	
<p>(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。</p>		<p>○しかしながら、確保すべき人材の総数は、現在よりも多くなると考えられ、すべての区において専門的人材の必要数を常時確保・育成する必要がある。</p> <p>○次に、生命に係るよう重篤な児童虐待への対応などを要する事案については、緊密な連携と迅速的確かな対応が求められ、区部全体が困難事例にも対処できるよう、相談対応力の強化が必要である。</p> <p>○また、児童相談業務においては、実情に応じて、区の区域を越えて親子分離を行うなどの対応が必要であり、区間の広域的な連携体制が必要である。</p> <p>○上記に加え、必要に応じて、速やかに児童を保護できる一時保護所の設置等が必須となる。</p>	
<p>(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。</p>		<p>○理由</p> <p>○理由 特別区が一定以上の規模になつても、児童相談所長、児童福祉司は、児童福祉法において資格要件が示されており、高い専門性が求められる。</p>	
<p>(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。</p>		<p>○理由</p> <p>○理由 特別区が一定以上の規模になつても、児童相談所に付設する一時保護所や児童福祉施設の設置・運営について、特別区単体で処理することは効率性の面から課題がある。</p>	
<p>(5) 大都市の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一本的に処理する事務かどうか。</p>		<p>○理由</p> <p>○理由</p>	
<p>(6) 法令の趣旨目的その他の法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。</p>		<p>○理由</p>	
<p>(7) その他特段の事情があるかどうか。</p>		<p>○理由</p>	
		総合評価 都 区 保	

検討対象事務評価個票

[区]

大区分 1 中区分 2 小区分 (1)

事業名	児童相談所設置などに関する事務	
担当局	福祉・保健局	< 考え方 >
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務はどうか。	○児童相談所を設置し、虐待・障害・不登校などの専門的な相談に応じ、一時保護及び調査・判定に基づく施設入所などの援助を行なう等、児童の成長を保障するための事務であり、指定都市及び児童相談所設置市に移譲されている事務である。判断基準に照らして、一時保護や児童相談所に關して広域的な調整や、現在、特別区が実施している児童家庭相談と合わせて子供の調整や技術を要する相談に対する援助などを、都が担うべき事務もあるが、現在、特別区が実施している児童家庭相談と合わせて子供の援助から要保護児童への対応まで、児童に関する相談及び支援を一體的に行なうことができるよう特に区が担う方向で検討すべきである。	
△	・区市町村の区域を越えた広域的な対応が必要となる場合もあるが、都の役割分担及び各区間の連携による対応も含めて考えれば、都による一元的な処理が必要とは言えない。	
理由	・医師、児童福祉司等の専門技術を持った人材や、効率的な執行体制の確保等が必要であるが、現行の都のノウハウや資源を引継ぐほか、各区間の連携によれば事業の円滑な執行は可能と考えられる。	
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効率や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務はどうか。	○児童相談所の設置自体を特別区に移譲するには、児童相談所設置市の政令指定を受けたための法改正を含めた検討が必要である。なお、政府の地方分権改革推進会議（第1次）においては、都道府県と市との協議が整った場合には速やかに指定を行なうなど、児童相談所設置市の政令による指定期間等を見直す方針が示されている。	
△	○特別区が担うことにより、児童の福祉に関する事務を一貫して実施できるようになり、住民にわかりやすく、地域におけるより迅速できめ細かな対応ができることが期待できる。	
理由	○広域的な対応を要する場合の都区間の役割分担及び各区間の連携の方策、また専門技術を要する人材の確保等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。	
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務はどうか。	○児童相談所設置市（第1次）における特別区が担うことによる指定期間等を見直す方針が示されている。	
△	○特別区が担うことにより、児童の福祉に関する事務を一貫して実施できるようになり、住民にわかりやすく、地域におけるより迅速できめ細かな対応ができることが期待できる。	
理由	○広域的な対応を要する場合の都区間の役割分担及び各区間の連携の方策、また専門技術を要する人材の確保等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。	
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務はどうか。	○特別区が担うことにより、児童の福祉に関する事務を一貫して実施できるようになり、住民にわかりやすく、地域におけるより迅速できめ細かな対応ができることが期待できる。	
△	○特別区が担うことにより、児童の福祉に関する事務を一貫して実施できるようになり、住民にわかりやすく、地域におけるより迅速できめ細かな対応ができることが期待できる。	
理由	○特別区が担うことにより、児童の福祉に関する事務を一貫して実施できるようになり、住民にわかりやすく、地域におけるより迅速できめ細かな対応ができることが期待できる。	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るために必要な事務はどうか。	○特別区が担うことにより、児童の福祉に関する事務を一貫して実施できるようになり、住民にわかりやすく、地域におけるより迅速できめ細かな対応ができることが期待できる。	
△	○特別区が担うことにより、児童の福祉に関する事務を一貫して実施できるようになり、住民にわかりやすく、地域におけるより迅速できめ細かな対応ができることが期待できる。	
理由	○特別区が担うことにより、児童の福祉に関する事務を一貫して実施できるようになり、住民にわかりやすく、地域におけるより迅速できめ細かな対応ができることが期待できる。	
(6) 法令の趣旨目的その他の法令上の制約等により、移管することができない事務はどうか。	○特別区が担うことにより、児童の福祉に関する事務を一貫して実施できるようになり、住民にわかりやすく、地域におけるより迅速できめ細かな対応ができることが期待できる。	
△	○特別区が担うことにより、児童の福祉に関する事務を一貫して実施できるようになり、住民にわかりやすく、地域におけるより迅速できめ細かな対応ができることが期待できる。	
理由	○特別区が担うことにより、児童の福祉に関する事務を一貫して実施できるようになり、住民にわかりやすく、地域におけるより迅速できめ細かな対応ができることが期待できる。	
(7) その他特段の事情があるかどうか。	○特別区が担うことにより、児童の福祉に関する事務を一貫して実施できるようになり、住民にわかりやすく、地域におけるより迅速できめ細かな対応ができることが期待できる。	
△	○特別区が担うことにより、児童の福祉に関する事務を一貫して実施できるようになり、住民にわかりやすく、地域におけるより迅速できめ細かな対応ができることが期待できる。	
理由	○特別区が担うことにより、児童の福祉に関する事務を一貫して実施できるようになり、住民にわかりやすく、地域におけるより迅速できめ細かな対応ができることが期待できる。	
評価	< 総合評価 >	
△	都	保
△	区	保

検討対象事務の内容

大区分 1 中区分 2 小区分 (1)

事業名	児童相談所設置などに関する事務													
担当	福祉保健局													
(都における事務処理の状況)														
①設置状況 中央児童相談所1ヶ所、地域児童相談所10ヶ所計11ヶ所の体制(区部7ヶ所、多摩4ヶ所)														
事務内容														
(事務の概要)	<p>・児童相談所を設置すること(法第12条)</p> <p>・児童相談所の所長を監督すること(法第12条の2)</p> <p>・児童福祉社を置くこと(法第13条)</p> <p>・送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊娠婦について児童相談所長が採る措置に関すること(法第24条)</p> <p>・送致のあつた児童につき都道府県が採る措置に関すること(法第27条)</p> <p>・保護者分の決定を受けた児童につき、都道府県が採る措置に関すること(法第27条の2)</p> <p>・強制的措置を必要とする場合に都道府県が採る措置に関すること(法第27条の3)</p> <p>・保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害する場合に都道府県が採る措置に関すること(法第28条)</p> <p>・児童委員等をして児童の生所等に立ち入り、必要な調査又は質問をさせること(法第29条)</p> <p>・里親等に対する指示又は警告の聽取から離れて自己の家庭に同居させた者からの届出の受理に関すること(法第30条)</p> <p>・児童以外の児童を強制行為者から離して自己の家庭に同居させること(法第30条の2)</p> <p>・児童が満20歳に達するまで都道府県が採ることができる措置に関すること(法第31条)</p> <p>・児童相談所長をして児童に一時保護を加えさせ、又は適当な者に一時保護を加えさせることを委託させること(法第33条)</p> <p>・家庭裁判所への送致を受けること(少年法第6条)</p> <p>・家庭裁判所からの送致を受けること(少年法第18条)</p> <p>・児童の住所又は居所への立入調査等に関すること(児童虐待の防止等に関する法律第9条)</p> <p>・児童虐待に対する指導に関すること(児童虐待の防止等に関する法律第13条)</p>													
事務	<p>・家庭裁判所への送致を受けること(少年法第6条)</p> <p>・家庭裁判所からの送致を受けること(少年法第18条)</p> <p>・児童の住所又は居所への立入調査等に関すること(児童虐待の防止等に関する法律第9条)</p> <p>・児童虐待に対する指導に関すること(児童虐待の防止等に関する法律第13条)</p>													
容	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務に關し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。 <p>(標記事務の移管・委託等に関する状況) : (有・無)</p> <p>無</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務は、原則として都道府県が処理することとされているが、法第59条の4の規定により指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市及び金沢市)等においては、当該市が処理するものとされている。 													
内														
(都における事務処理の状況)														
②平成18年度実績														
・相談受理実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>児童相談6,610件(うち虐待相談3,288件)、保健相談1,425件</th> <th>障害相談8,847件(平行相談6,966件、その他の相談)、保健相談1,307件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計 29,777</td><td>合計 29,777</td> </tr> </tbody> </table>		児童相談6,610件(うち虐待相談3,288件)、保健相談1,425件	障害相談8,847件(平行相談6,966件、その他の相談)、保健相談1,307件	合計 29,777	合計 29,777								
児童相談6,610件(うち虐待相談3,288件)、保健相談1,425件	障害相談8,847件(平行相談6,966件、その他の相談)、保健相談1,307件													
合計 29,777	合計 29,777													
・施設入所措置(新規入所)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1,858件(うち乳児院485件、児童養護施設668件、知的障害児施設76件、その他303件)</th> <th>3,736件(うち乳児院454件、児童養護施設2,827件、知的障害児施設152件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設入所措置(平成18年度末)</td><td>施設入所措置(平成18年度末)</td> </tr> </tbody> </table>		1,858件(うち乳児院485件、児童養護施設668件、知的障害児施設76件、その他303件)	3,736件(うち乳児院454件、児童養護施設2,827件、知的障害児施設152件)	施設入所措置(平成18年度末)	施設入所措置(平成18年度末)								
1,858件(うち乳児院485件、児童養護施設668件、知的障害児施設76件、その他303件)	3,736件(うち乳児院454件、児童養護施設2,827件、知的障害児施設152件)													
施設入所措置(平成18年度末)	施設入所措置(平成18年度末)													
・施設入所措置(定期)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1,444件</th> <th>409件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設入所措置(定期入所)</td><td>施設入所措置(定期入所)</td> </tr> </tbody> </table>		1,444件	409件	施設入所措置(定期入所)	施設入所措置(定期入所)								
1,444件	409件													
施設入所措置(定期入所)	施設入所措置(定期入所)													
・里親托の状況 年度末委託児童数357件、年度末里親登録数409件	<table border="1"> <thead> <tr> <th>里親托の状況 年度末委託児童数357件、年度末里親登録数409件</th> <th>里親托の状況 年度末委託児童数357件、年度末里親登録数409件</th> </tr> </thead> </table>		里親托の状況 年度末委託児童数357件、年度末里親登録数409件	里親托の状況 年度末委託児童数357件、年度末里親登録数409件										
里親托の状況 年度末委託児童数357件、年度末里親登録数409件	里親托の状況 年度末委託児童数357件、年度末里親登録数409件													
<一時保護所の定員>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>児童相談センター</th> <th>保護定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西部一時保護所</td><td>48</td> </tr> <tr> <td>足立</td><td>32</td> </tr> <tr> <td>八王子</td><td>24</td> </tr> <tr> <td>立川</td><td>16</td> </tr> <tr> <td>計</td><td>144</td> </tr> </tbody> </table>			児童相談センター	保護定員	西部一時保護所	48	足立	32	八王子	24	立川	16	計	144
児童相談センター	保護定員													
西部一時保護所	48													
足立	32													
八王子	24													
立川	16													
計	144													
※ 西部一時保護所(児童相談センター所管)は、平成18年4月1日開設														
※ 墓田児童相談所(一時保護所は、西部一時保護所の全面開設に伴い、平成18年3月31日付休止。)														

都区のあり方検討 移管検討対象事務（53項目）一覧

«法令上都の事務のうち、「区に移管する方向で検討する事務」として都区が一致した事務»

1 生活文化スポーツ局（3項目）

- (1) 「③-1 特定計量器に係る定期検査、勧告などに関する事務」
- (2) 「⑤-20 適正計量管理事業所の指定などに関する事務」
- (3) 「⑤-48 販売事業者に対する立入検査などに関する事務」

2 都市整備局（11項目）

- (1) 「④-30 住宅街区整備事業の認可などに関する事務」
- (2) 「④-33 賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務」
- (3) 「④-37 高齢者向け賃貸住宅整備計画認定などに関する事務」
- (4) 「④-50 宅地造成工事規制区域の指定などに関する事務」
- (5) 「④-56 流通業務地区公共施設都市計画決定などに関する事務」※
- (6) 「④-75 特定建築物の基準適合報告などに関する事務」
- (7) 「④-76 マンション建替組合の設立の認可などに関する事務」
- (8) 「④-79 交通結節機能高度化構想の作成及び国土交通大臣との協議などに関する事務」
- (9) 「④-81 地域住宅計画に記載された配慮入居者への特定優良賃貸住宅の全部又は一部の賃貸の承認などに関する事務」
- (10) 「④-82 雨水浸透阻害行為の許可、条件の付加などに関する事務」
- (11) 「④-87 特定優良賃貸住宅を特定入居者に賃貸することの承認に関する事務」

3 環境局（8項目）

- (1) 「③-2 汚水等を排出する特定施設の設置届の受理などに関する事務」
- (2) 「③-3 ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務(工場に係るもの除外)」
- (3) 「④-25 ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務」
- (4) 「③-4 公害防止統括者等の届出の受理などに関する事務」
- (5) 「③-5 ダイオキシン類を発生する特定施設の設置届の受理などに関する事務」
- (6) 「③-6 土壌汚染状況調査の実施の命令などに関する事務」
- (7) 「④-52 指定区域内建築物用地下水採取許可などに関する事務」
- (8) 「⑤-44 ガス事業者などの事業場への立入検査などに関する事務」

4 福祉保健局（22項目）

- (1) 「②-3 狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務」

- (2) 「③-7 犬及びねこの引取りに関する事務」
- (3) 「④-67 動物取扱業者の登録などに関する事務」
- (4) 「④-1 児童相談所設置など児童福祉に関する事務」
- (5) 「④-2 民生委員の推薦など民生委員に関する事務」
- (6) 「④-4 保護施設設置など生活保護に関する事務」
- (7) 「④-5 行旅病人等に関する費用弁償に関する事務」
- (8) 「④-13 墓地経営の許可など墓地、埋葬等の規制に関する事務」 ※
- (9) 「④-6 施設届出受理など社会福祉事業に関する事務」
- (10) 「④-8 資金貸付など母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務」
- (11) 「④-9 居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務」
- (12) 「④-83 構造改革特別区区域内の特別養護老人ホーム不足区域における特別養護老人ホーム設置認可申請の審査などに関する事務」
- (13) 「④-10 指定養育医療機関の指定など母子保健に関する事務」
- (14) 「④-16 事務費用補助など結核の予防に関する事務(結核指定医療機関の指定など)」 ※
- (15) 「④-42 社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務」 ※
- (16) 「④-57 非課税証明書の発行などに関する事務」
- (17) 「④-66 貸付金償還免除などに関する事務」
- (18) 「⑤-62 広告事項の許可などに関する事務」
- (19) 「⑤-72 有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務」
- (20) 「⑤-73 介護老人保健施設の開設の許可などに関する事務」
- (21) 「⑤-74 指定障害福祉サービス事業者への勧告などに関する事務」
- (22) 「⑥-59 教育、保育等を総合的に提供する施設の認定などに関する事務」

5 産業労働局（4項目）

- (1) 「④-22 特定工場の新設届出受理などに関する事務」
- (2) 「④-31 農住組合の土地交換分合計画認可などに関する事務」
- (3) 「④-36 大規模小売店舗新設届出受理などに関する事務」
- (4) 「④-88 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定などに関する事務」

6 教育庁（5項目）

- (1) 「④-21 県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務」
- (2) 「⑥-116 県費負担教職員の定数の設定などに関する事務」
- (3) 「⑥-117 県費負担教職員の給与の負担などに関する事務」
- (4) 「④-41 重要文化財の現状変更許可などに関する事務」
- (5) 「⑤-77 発掘に関する指示及び命令などに関する事務」

(注) 緑掛けは、事務配分の検討の方向付け終了後に、地方分権一括法等により特別区に移譲されている事務（※は、検討対象事務の一部が移譲されているもの）

(R3. 10. 1 現在)

特別区の区域のあり方、都区制度・分権改革関連の動き等に関する 幹事会提出資料（一覧）

○第2回幹事会（平成19年6月26日）

【資料】「地方分権改革関連の動き」（区側資料）

最近の地方分権改革関連の動きに関する下記の資料

- ・第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」(H15.11.13) 拠粹
- ・第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」(H18.2.28) 拠粹
- ・地方分権改革推進法の概要について
- ・地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方（概要）－地方が主役の国づくり－ 地方分権改革推進委員会 (H19.5.30)
- ・道州制ビジョン懇談会の概要について

【資料】「最近の都区を取り巻く状況」（都側資料）

最近の都区を取り巻く状況に関する下記の資料（大都市の財源狙い撃ちや都心直轄化の議論など、東京都及び特別区の反論）

- ・経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～（平成19年6月19日 経済財政諮問会議）
- ・地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方－地方が主役の国づくり－（平成19年5月30日 地方分権改革推進委員会）
- ・道州制に関する第2次中間報告（平成19年6月14日 自由民主党道州制調査会）
- ・大都市狙い撃ちの「財政力格差是正論」への反論＜概要＞（平成19年6月1日 東京都）
- ・地方税財政の見直しに対する緊急アピール（平成19年6月12日 4都府県知事（東京都・神奈川県・愛知県・大阪府））
- ・「東京富裕論」への反論～真に見直すべきは国と地方の関係です～【概要】（平成19年6月 特別区長会）

○第4回幹事会（平成19年8月29日）

【資料】「第11回地方分権改革推進委員会資料」（都側資料）

東京富裕論に関する第11回地方分権改革推進委員会財務省提出資料（平成19年7月5日）

○第5回幹事会（平成19年9月19日）

【資料】「市町村合併をめぐる状況等について」（都側資料）

最近の市町村合併をめぐる状況や特別区の区域のあり方に関する下記の資料

- ・市町村合併の推進（総務省HPより）
- ・最近の総務省の動き
- ・第22次地方制度調査会答申（拠粹）
- ・大都市制度のあり方（（自治研究（第82巻第5号）現総務省行政局長久元喜造）より拠粹）
- ・東京23区の区域の変遷

○第6回幹事会（平成19年10月29日）

【資料】「特別区の区域のあり方に係る検討の視点について」（都側資料）

特別区の区域の現状とこれを踏まえた特別区の区域のあり方に関する検討の視点（「生活圏拡大の視点」「行財政基盤強化の視点」「行政改革推進の視点」「税源偏在是正の視点」）及び各視点等に関連する下記の資料

- ・特別区の人口規模・財政規模の格差拡大
- ・特別区の面積と人口の推移
- ・特別区民の従業・通学状況の変化
- ・自転車駐車場定期利用の状況及び居住地等の内訳（自転車定期利用）
- ・公立図書館の利用者の範囲
- ・行政区域と経済圏が一致しないために不都合が生じていると報道された事例
- ・児童相談所の設置状況
- ・特別区における公立小・中学校の学校数及び教員数
- ・人口千人当たり職員数・歳出額の各区比較
- ・大都市部合併における検証
- ・特別区税収入額の推移、固定資産税収入額の推移
- ・各区の財政調整（平成17年度決算）

【資料】「都市と地方の共倒れを招く『法人二税の格差是正策』に反論する＜概要＞（平成19年10月 東京都）」（都側資料）

【資料】「都市と地方の共倒れを招く『法人二税の格差是正策』に反論する（平成19年10月 東京都）」（都側資料）

【資料】「『東京富裕論』への反論～真に見直すべきは国と地方の関係です～（平成19年6月 特別区長会）」（区側資料）

【資料】「特別区財政の現状と課題（平成19年9月 特別区長会事務局）」（区側資料）

地方税収格差問題をめぐる国への反論等に関する資料

○第7回幹事会（平成19年11月22日）

【資料】「第6回幹事会（10月29日）における主な意見・指摘等」（都側資料）

【資料】「特別区の区域のあり方に関する論点メモ」（都側資料）

第6回幹事会において、特別区の区域のあり方に関して出された意見・指摘等をまとめた資料、その意見・指摘等を体系的に整理した論点メモ及び下記の関連資料

- ・合併のメリット・デメリット
- ・都区制度の概要
- ・第22次地方制度調査会答申（抜粋）
- ・第28次地方制度調査会答申（抜粋）
- ・道州制のあり方に関する意見等
- ・既に提唱されている新しい特別区の名称
- ・首都についての法制度
- ・都市実態の類似性・異質性についての基礎資料

【資料】「『東京自治制度懇談会 議論の整理』の概要」（都側資料）

【資料】「東京自治制度懇談会 議論の整理～地方自治制度改革の課題と方向性について～」（都側資料）

平成 19 年 11 月に公表された「東京自治制度懇談会 議論の整理」

○第 8 回幹事会（平成 19 年 12 月 17 日）

【資料】「特別区の区域のあり方 関連資料」（区側資料）

第 29 次地方制度調査会資料等の抜粋及びその他の関連資料

- ・市町村合併の検証をめぐる意見（第 29 次地制調専門小委員会議録より抜粋）
- ・未合併要因に関する調査（第 29 次地制調第 2 回専門小委員会資料抜粋）
- ・地方分権改革推進委員会「中間的なとりまとめ」（H19. 11. 16）（抜粋）
- ・東京自治制度懇談会「議論の整理」（H19. 11）（抜粋）
- ・第二次特別区制度調査会報告（H19. 12. 11）「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想（抜粋）
- ・常住地別の従業先・通学先人数の割合
- ・諸指標・性質別歳出に係る比較
- ・合併に関する各種アンケート調査結果（第 29 次地制調第 2 回専門小委員会資料抜粋）
- ・合併後の住民等アンケート調査結果（報道機関が実施したもの）（第 29 次地制調第 3 回専門小委員会資料抜粋）

【資料】「特別区の区域のあり方にに関する参考論点」（区側資料）

今後の議論の素材として、参考となる論点を幾つかのテーマに分けて示した資料

【資料】「第二次特別区制度調査会報告『都の区』の制度廃止と『基礎自治体連合』の構想 概要版」（区側資料）

【資料】「第二次特別区制度調査会報告『都の区』の制度廃止と『基礎自治体連合』の構想」（区側資料）

平成 19 年 12 月に公表された「第二次特別区制度調査会報告『都の区』の制度廃止と『基礎自治体連合』の構想」

○第 11 回幹事会（平成 20 年 4 月 24 日）

【資料】「特別区の区域のあり方にに関する論点」（都側資料）

【資料】「特別区の区域のあり方にに関する考え方（検討の素材）」（都側資料）

「特別区の区域のあり方にに関する参考論点（第 8 回幹事会区側資料）」を参考に「特別区の区域に関する論点メモ（第 7 回幹事会都側資料）」をブラッシュアップした「特別区の区域のあり方にに関する論点」及びこの論点に対応する都の考え方と区側の「参考論点」（第 8 回区側幹事会資料）とを対比するととともに、区側の見解を求めた資料

○第 12 回幹事会（平成 20 年 5 月 29 日）

【資料】「既に公表されている再編案の例」（都側資料）

既に公表されている特別区の区域の再編案の概要

- ・「東京・『6都市+自主区』まちづくり会議構想」（財）森記念財団、平成 11 年 6 月）
- ・「東京改都」（深川保典、中公新書ラクレ 8、平成 13 年 5 月）
- ・「東京二十三区の再編」（浅見泰司・中野英夫・小林庸至、都政研究、平成 14 年 8 月）
- ・「東京都の肖像」（塚田博康、都政新報社、平成 14 年 9 月）

- ・「構想『自治行政学』」(佐々木信夫、地方財務、平成19年7月)

【資料】「主に夜間人口を対象とする行政サービスに係る各区比較（試算）」（都側資料）

主に夜間人口を対象とする行政サービスを抽出して、これに係る各区の人口千人当たりの職員数及び歳出額を試算し、各区の人口規模との関係を比較する資料

○第13回幹事会（平成20年6月26日）

【資料】「特別区などの昼夜間人口比率」（都側資料）

昼夜間人口比率上位20団体（常住人口5000人以上）における特別区の比率、大阪市との昼夜間人口比率の比較、特別区における昼夜間人口比率の推移などに関する資料

【資料】「特別区などの就業・通学者の状況」（都側資料）

就業・通学者の自区内完結率について、特別区と旧5大市、大阪市や他都市との比較、特別区における自区内就業・通学者の完結率の推移に関する資料

【資料】「東京自治制度懇談会と特別区地方制度調査会の報告比較」（都側資料）

都と特別区の基本的な性格、都と特別区の事務配分、都と特別区の財源配分などの論点について、東京自治制度懇談会「議論の整理」と特別区地方制度調査会「『都の区』の制度廃止と『基礎自治体連合』の構想」の考え方とを対比した資料

【資料】「東京自治制度懇談会報告及び特別区地方制度調査会報告に関する意見」（都側資料）

東京自治制度懇談会報告及び特別区地方制度調査会報告に関して公表されている意見を抜粋してまとめた資料

〔東京自治制度懇談会報告に関する意見〕

- ・「今後の特別区のあり方を考える～都区双方の報告の意味するもの～」（志賀徳壽、るびゅ・さんとる、平成20年3月）

〔特別区地方制度調査会報告に関する意見〕

- ・「東京自治制度の今後のあり方に関する一考察」（辻琢也、都政研究、平成20年3月）
- ・「自己目的化する特別区の分権議論」（高橋信行、るびゅ・さんとる、平成20年3月）

○第14回幹事会（平成20年7月31日）

【資料】「特別区の再編に関するアンケートについて」（都側資料）

平成19年7月に東京商工会議所が会員企業に対して実施した「東京圏における広域行政に関するアンケート」について、特別区の再編に関する部分の結果をまとめた資料

【資料】「自由民主党道州制推進本部 第3次中間報告について」（都側資料）

平成20年7月29日に自由民主党道州制推進本部がとりまとめた第3次中間報告について、その概要と特別区に関する記述の部分を抜粋した資料

【資料】「特別区の区域のあり方に関する都からの質問事項に関連する『参考論点』抜粋」（区側資料）

第11回幹事会で都側から区側に示された質問に関する参考論点（「特別区の区域のあり方に関する参考論点（第8回幹事会資料）」）の抜粋及び、参考として、「特別区の区域のあり方に関する参考論点（第8回幹事会資料）」のうち、主要なものを抜粋した「特別区の区域のあり方に関する主要論点」と地方分権改革推進委員会「中間的なとりまとめ」の中で基礎自治体のあり方に関する基本的な考え方を示した部分を抜粋した「地方分権改革推進委員会で示された基礎自治体のあり方に関する考え方」を示した資料

○第15回幹事会（平成20年9月3日）

【資料】「諸外国の大都市制度」（都側資料）

国の地方自治制度、都市の自治制度、都市を構成する団体の自治制度、地域自治組織について、ロンドン（イギリス）、パリ（フランス）、ニューヨーク（アメリカ）、ソウル（韓国）と東京（日本）とを比較した資料

【資料】「都からの質問事項への区側回答に対する都の意見」（都側資料）

第14回幹事会で区側から出された「特別区の区域のあり方に関する都からの質問事項に関する『参考論点』抜粋」に対する都の意見

【資料】「区側から示された『特別区の区域のあり方に関する主要論点』に対する都の意見」（都側資料）

第14回幹事会で区側から参考として出された「特別区の区域のあり方に関する主要論点」に対する都の意見

○第16回幹事会（平成20年10月2日）

【資料】「再編案の主な基本類型」（都側資料）

東京都議会の行財政改革基本問題特別委員会における資料「自治制度改革の論点整理（知事本部平成14年4月）」で示された再編統合の類型を基本に、再編案の主な基本類型として、「都心部・中心部を統合する考え方」「中心部・周辺部を統合する考え方」「全区域を統合する考え方」「その他」があることを説明した資料

【資料】「東京・『6都市+自主区』まちづくり会議構想（財団法人 森記念財団 平成11年6月）の概要」（都側資料）

平成11年6月に財団法人森記念財団が公表した「東京・『6都市+自主区』まちづくり会議構想」について、基本認識、検討に当たっての着眼点、再編案、留意点という観点から、その概要を説明した資料

【資料】「東京23区の再編（浅見泰司・中野英夫・小林庸至）の概要『都政研究平成14年8月号』」（都側資料）

浅見泰司・中野英夫・小林庸至氏が都政研究平成14年8月号に掲載した「東京23区の再編」について、基本認識、検討に当たっての視点、再編案という観点から、その概要を説明した資料

【資料】「道州制と大都市制度のあり方～東京23区部を一体とする新たな『東京市』へ」（参考資料）

東京商工会議所 政治・行政改革推進委員会が平成20年9月11日に発表した提言

○第17回幹事会（平成20年11月13日）

【資料】「地方自治に関する最近の新聞報道について」（都側資料）

地方自治に関する最近の新聞報道の概要

- ・「道州制論議前倒し」（平成20年11月11日 日本経済新聞夕刊）
- ・「東商提示 道州制～23区“合併”案」（平成20年11月11日 東京新聞）

○第18回幹事会（平成20年12月17日）

【資料】「既存の再編案と行政圏等との関係」（都側資料）

第16回幹事会で取り上げた「東京・『6都市+自主区』まちづくり会議構想」（財団法人森記念財団平成11年6月）及び「東京23区の再編」（浅見泰司・中野英夫・小林庸至、都政研究平成14年8月号）における再編案（区割り案）について、再編後の特別区がどういう姿になるか、下記の項目についてシミュレーションを行った結果及び再編後の特別区と行政圏等との関係がどうなるかを図で示した資料

[シミュレーション結果]

- ・再編後の特別区の基本情報（人口、面積、昼夜間人口比率）
- ・再編後の特別区の収支（特別区税、調整税（55%相当分））
- ・再編後の特別区の通勤通学・業務移動圏・私事移動圏完結率

[行政圏等との関係]

- ・二次保健医療圏
- ・都立高校の旧学区
- ・都建設事務所管区域
- ・労働基準監督署管轄区域
- ・ハローワーク管轄区域
- ・警視庁方面本部
- ・東京消防庁消防方面本部
- ・児童相談所管轄区域

【資料】「道州制の導入に向けた第2次提言（2008年11月18日（社）日本経済団体連合会）」（参考資料）

（社）日本経済団体連合会が平成20年11月18日に公表した道州制の導入に向けた提言

【資料】「地方分権改革推進委員会 第2次勧告（平成20年12月8日 地方分権改革推進委員会）」（参考資料）

地方分権改革推進委員会が平成20年12月8日に提出した義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大等を内容とする第2次勧告

○第20回幹事会（平成21年4月27日）

【資料】「大都市制度構想提言『日本を牽引する大都市』について（平成21年2月 横浜・大阪・名古屋3市による大都市制度構想研究会）」（都側資料）

横浜、大阪、名古屋3市による大都市制度構想研究会が公表した「都市州」制度創設を内容とする提言

【資料】「地域活性化に資する地方分権改革と道州制の推進について（平成21年4月16日 日本・東京商工会議所）」（都側資料）

日本・東京商工会議所が平成21年4月16日に発表した道州と基礎自治体の役割等を内容とする提言

○第21回幹事会（平成21年6月29日）

【資料】「特別区の区域の沿革について—『都と区の制度的変遷に関する調査研究』より」（都側資料）

都が行った都と区の制度的変遷に関する調査研究における明治期から現在までの特別区の区域

の沿革に関する資料

【資料】「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申について（平成 21 年 6 月 16 日 地方制度調査会）」（都側資料）

第 29 次地方制度調査会が平成 21 年 6 月 16 日に提出した市町村合併を含めた基礎自治体のあり方等を内容とする答申

○第 22 回幹事会（平成 21 年 7 月 30 日）

【資料】「特別区の区域の沿革について－『都と区の制度的変遷に関する調査研究』より－」（都側資料）

都が行った都と区の制度的変遷に関する調査研究における昭和 7 年の東京市域拡張に関する資料

○第 23 回幹事会（平成 21 年 12 月 22 日）

【資料】「特別区の区域の沿革について－『都と区の制度的変遷に関する調査研究』より－」（都側資料）

都が行った都と区の制度的変遷に関する調査研究における昭和 22 年の区域再編に関する資料

【資料】「地方分権改革推進委員会 第 3 次勧告・第 4 次勧告（平成 21 年 10 月 7 日、11 月 9 日 地方分権改革推進委員会）」（都側資料）

地方分権改革推進委員会が平成 21 年 10 月 7 日、同年 11 月 9 日に提言した義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大等を内容とする第 3 次勧告、第 4 次勧告

【資料】「地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月 15 日 閣議決定）」（都側資料）

平成 21 年 12 月 15 日に閣議決定された地方分権改革推進計画

【資料】「地域主権型道州制の導入に向けて＜中間報告書＞（平成 21 年 10 月 9 日 社団法人 経済同友会）」（都側資料）

社団法人 経済同友会が平成 21 年 10 月 9 日に公表した道州制の意義等を内容とする中間報告書に関する資料

【資料】「第 1 回東京の自治のあり方研究会の会議概要」

平成 21 年 11 月 5 日に開催された第 1 回東京の自治のあり方研究会の会議概要に関する資料

○第 24 回幹事会（平成 22 年 5 月 31 日）

【資料】「国の地域主権戦略会議の動き」（都側資料）

平成 21 年 11 月に内閣府に設置された地域主権戦略会議に関する資料

【資料】「大阪府市再編構想について」（都側資料）

橋下徹大阪府知事が提唱した大阪府市再編構想に関する資料

【資料】「道州制移行における課題－財政面から見た東京問題と長期債務負担問題－（平成 22 年 5 月 19 日 公益社団法人 経済同友会）」（都側資料）

公益社団法人 経済同友会が平成 22 年 5 月 19 日に公表した道州制下における東京のあり方等を内容とする提言

【資料】「道州制ビジョン：東京圏をどうするのか（平成 21 年 11 月 11 日 財団法人東京市政調査会

理事長 西尾勝)」(都側資料)

平成 21 年 11 月 11 日に行われた財団法人東京市政調査会理事長 西尾勝氏の講演に関する資料

【資料】「第 2 回東京の自治のあり方研究会の会議概要」

平成 22 年 2 月 3 日に開催された第 2 回東京の自治のあり方研究会の会議概要に関する資料

【資料】「第 3 回東京の自治のあり方研究会の会議概要」

平成 22 年 5 月 19 日に開催された第 3 回東京の自治のあり方研究会の会議概要に関する資料

○第 25 回幹事会（平成 22 年 6 月 29 日）

【資料】「地域主権戦略大綱（平成 22 年 6 月 22 日 閣議決定）」(都側資料)

平成 22 年 6 月 22 日に閣議決定された地域主権戦略大綱

【資料】「大阪府市再編構想について」(都側資料)

橋下徹大阪府知事が提唱した大阪府市再編構想に関する資料

【資料】「道州制移行における課題—財政面から見た東京問題と長期債務負担問題—（平成 22 年 5 月 19 日 公益社団法人 経済同友会）」(都側資料)

「道州制ビジョン：東京圏をどうするのか（平成 21 年 11 月 11 日 財団法人東京市政調査会理事長 西尾勝）」(都側資料)

「第 2 回東京の自治のあり方研究会の会議概要」

※第 24 回幹事会資料と同一

【資料】「第 3 回東京の自治のあり方研究会の会議概要」

※第 24 回幹事会資料と同一（会議概要のみ）

○第 26 回幹事会（平成 22 年 8 月 31 日）

【資料】「地方行財政検討会議について」(都側資料)

平成 22 年 1 月に総務省に設置された地方行財政検討会議の検討状況に関する資料

【資料】「第 4 回東京の自治のあり方研究会の会議概要」

平成 22 年 7 月 27 日に開催された第 4 回東京の自治のあり方研究会の会議概要に関する資料

○第 27 回幹事会（平成 22 年 10 月 27 日）

【資料】「大阪府自治制度研究会『中間とりまとめ』（平成 22 年 9 月 22 日）の概要～大阪にふさわしい新たな大都市制度を目指して～」(都側資料)

大阪府自治制度研究会が平成 22 年 9 月 22 日に公表した中間とりまとめに関する資料

【資料】「第 5 回東京の自治のあり方研究会の会議概要」

平成 22 年 10 月 21 日に開催された第 5 回東京の自治のあり方研究会の会議概要に関する資料

特別区の区域のあり方に係る検討の視点について (第6回都区のあり方検討委員会幹事会 : 都側資料1から抜粋)

1 特別区の区域の現状

- 昭和22年に現在の23区になってから60年が経過した。
23区とした考え方：1区の面積10km²、1区の人口20万人程度、
区部の将来人口400万人程度
- この間、特別区は、事務や税財政の権限強化など自治権を拡充し、平成12年改革により、基礎的な地方公共団体に位置づけられた。
- しかし、区域の見直し（再編）の必要性については、これまで地方制度調査会の答申で数次にわたり指摘があったものの、手付かずのまま今日に至っている。
- 23区間の人口や財政規模の格差は、23区になった昭和22年当時と比べて著しく拡大している。
人口：3.97倍→20.13倍 財政規模：2.60倍→5.12倍

2 検討の視点

(1) 生活圏拡大の視点

- ① 特別区民の生活圏は、昭和30年と平成17年を比べると、明らかに拡大している。
特別区全体で見ても、勤務先が多いはずの都心区を見ても、自区内での従業・通学者が減少している。
- ② 生活圏に比べ区域が狭いために、行政サービスの受益と負担が一致しない、あるいは行政施策に不都合が生じていると指摘されている事例がある。

(2) 行財政基盤強化の視点

特別区が住民に身近な事務を幅広く担おうとする場合、人口要件や事務の効率的な執行等の必要性から、規模拡大の要請が働くと考えられる。

(3) 行政改革推進の視点

人口規模が小さい場合や区域が狭い場合、行政運営が非効率になっている面があると考えられる。

(4) 税源偏在是正の視点

特別区の行財政基盤を強化するためには、税源の偏在を是正する必要があると考えられる。

特別区の区域のあり方に関する論点

(第11回都区のあり方検討委員会幹事会：都側資料1から抜粋)

1 特別区の再編

(1) 区域問題の性格

各区の考え方、地域特性等がさまざまな中で、一律に区域の再編を議論することができるか。できない場合、どのように対応すべきか。

(2) 住民意識

特別区の再編に関する住民意識についてどう考えるか。

(3) 特別区の特殊性

区域再編を検討するに当たり、特別区には、大都市地域における基礎自治体として、一般の市町村とは異なる、考慮すべき特別な事情があるか。

(4) 規模

① 規模の上・下限、バラつき

特別区の規模の上・下限やバラつきについてどう考えるか。

② 住民自治との関係

特別区の規模と住民自治との関係についてどう考えるか。

③ 規模の指標

特別区の規模の指標として、どのようなものが考えられるか。

(5) 区域再編の必要性

① 相互連携・相互補完との関係

自治体間の相互連携・相互補完と区域再編の関係についてどう考えるか。

② 区域再編の必要性

特別区の区域再編の必要性についてどう考えるか。

③ 住民にとってのメリット

特別区の区域の再編は、住民にとってどのようなメリットがあるか。

(6) 区域再編と税源偏在

特別区の再編を行うとした場合、特別区の区域において税源が偏在していることをどう考えるか。

2 都区制度

(1) 都区制度の是非

今後も都区制度を維持すべきか。

(2) 特別区の位置付け

今回の見直しが行われた場合、特別区の地方自治法上の位置付けについてどう考えるか。

3 道州制への対応

道州制が導入された場合、都区はどうあるべきか。

4 大都市制度

(1) 特別区の姿

特別区はどのような姿を目指すべきか。いわゆるフルセット型の自治体か、あるいは、相互補完型の自治体か。

(2) 特別区の名称

今回の見直しが行われた場合、特別区の名称についてどう考えるか。

(3) 首都性

特別区の区域が事実上の首都の機能を有することについてどう考えるか。

(4) 適用区域

- ・特別区に隣接する市にも大都市制度を適用すべきか。
- ・大都市制度の適用区域を都心部に縮小すべきか。

特別区の区域のあり方に関する参考論点

(第8回都区のあり方検討委員会幹事会：区側資料2から抜粋)

<区域問題の性格について>

- 区域のあり方については、各区が主体的に判断すべき問題であり、都が示す考え方を参考に議論はするとしても、23区が一致した見解を持つのは困難ではないか。
- 23区それぞれ態様も事情も異なり、考え方や地域性もさまざまであるので、一律に区域の再編を議論することはできないのではないか。
- 区域の問題はそれぞれの自治体が考えることであり、都と23区で合意して取り組む性格のものではないのではないか。

<住民意識について>

- 昭和27年の自治権剥奪から平成12年の基礎的な地方公共団体としての地位獲得に至る長年の自治権拡充運動と、順次獲得した自治権のもとでの住民参加による自治行政の積み重ねにより、区民意識が定着しており、区民から合併を求める積極的な声は出ていないのではないか。
- 都区財政調整制度で、23区均衡の取れた住民サービスが提供しうる仕組みになっていることから、区民は、各区の人口や財政力の格差によるデメリットを感じておらず、再編を現実的な問題として受け止める可能性は低いのではないか。
- 特別区制度は、ある意味で制約される面もあるが、各区が支えあうという点で良い面もあり、都と区は、時代に応じより良い形を求めて知恵を絞って制度を運用してきた。住民の生活圏域は広がっているが、区民は今の状況に不自由を感じていないので、区域の再編を意識していないのではないか。
- 区民が再編の意志を持っていない中で、住民を中心に据えた議論を基本に置かず、仮に区域の再編をしたとしても、区民の意識としてうまく運営していけないのでないか。
- 人口や財政力の格差や日常生活圏域と区域の不一致が存在することと、実際に生活している区民・都民がそれを不適切なものだと意識しているかどうかは一致しないのではないか。
- 行政だけのイニシアチブで合併ができるわけではなく、そこに生活している住民や経済活動をしている事業者のきちんとした理解が前提として必要ではないか。
- 現行の都区制度を前提とした区域の再編は、効率化の視点のみが強調され、住民自治の観点に欠けることになるのではないか。

<特別区制度の特殊性について>

- 大都市地域の中の基礎自治体のあり方と一般的な地域の再編問題とは異なるものがあるのではないか

いか。

- そもそも特別区の区域は、ひとつの大都市地域を单一の基礎自治体で担うことが困難であることから、住民自治の観点を重視して複数の基礎自治体をおいているのであり、規模を拡大して身近な自治を地域内分権に委ねることは、制度的に複雑化を招くのではないか。

＜自治体の規模、面積等について＞

- 区域が狭小と言っても、基礎自治体の行政は、福祉、教育、生活基盤整備など、住民生活に密着したサービスが基本であり、すでに大規模な人口を抱える区が多い中で、さらに人口規模が大きくなると行政と住民の距離が遠くなり、住民自治の観点から問題が生じるのではないか。
- 区によって事情は異なるが、すでに大規模な人口を抱えている区も多く、住民の自治意識の高さも相まって、一層の地域内分権の強化が課題となっている中で、区の規模を拡大することは住民との距離を広げることになるのではないか。
- 人口規模や財政規模について、合併を必然とするほどの格差があるとは言えないのではないか。
- 都区制度のもとでの再編を行ったとしても、政令指定都市制度が適用されるわけでもなく、大規模化することのメリットは無いのではないか。

＜生活圏と区域の関係について＞

- 生活圏に比べて区域が狭いと言っても、特別区だけの問題ではなく、東京圏全体の問題であり、生活圏と行政区域を一致させるとすれば、基礎自治体の再編よりも広域自治体のあり方を議論すべきではないか。
- 生活圏が拡大していることは紛れもない事実であるが、このことは、特別区の区域に限ったことではなく、特別区への昼間流入人口が330万人あることを見ても、東京圏全体の課題ではないか。
- 東京は、隣接県まで広範囲に市街地が連たんしているので、そもそも住民の日常生活圏と基礎自治体の行政区域を一致させることはできないのではないか。
- 区民の生活圏は幅広く、また特別区の区域以外からも多くの人々が流入してきてるので、隣接の区と再編しても住民の生活圏と区域が一致することにはならないのではないか。

＜行財政基盤と区域の関係について＞

- 必ずしも自治体の規模の大小が行財政基盤の強弱に直接結びつくわけではないのではないか。
- 自治体の規模拡大によらずとも自治体間の連携や相互補完で対応できるのではないか。
- 特別区は、一定の行財政基盤があり、都区財政調整による財源の均衡化も含めて考えれば、現状においてもより多くの行政を担ううる能力を持っているのではないか。

＜行政改革と区域との関係について＞

- 区域の再編は、費用面での効率性だけではなく、自治体における意思決定が適切に行えるかどうか、行政サービスの向上に結びつくかどうかという視点も合わせて考えるべきではないか。
- 行政の効率性は、それぞれの地域事情等を踏まえた取り組み方の問題ではないか。
- 人口規模の小さい区は、昼間流入人口の多い区でもあり、そのための様々な行政需要がある。このことを考慮せずに、単純に住民一人当たりの決算額や職員数で比較するのは無理があるのでないか。

＜税源偏在について＞

- 特別区の区域はひとつの大都市地域として形成されてきた沿革から、個々の区域ごとに見れば財源が偏在しているのは当然のことであり、再編によって偏在を是正することはできないのではないか。
- 都区制度においては、区間の税源の著しい偏在があるからこそ、それを調整するために都区財政調整制度があるのであり、区域の再編が行われたとしても、財政調整制度を廃止することはできないのではないか。
- 各区の財源の偏在というよりも、一定のエリア間の偏在であり、隣接する区の財政状況はそれ程大差がないので、必ずしも再編で財源が均一化されることにならないのではないか。
- 財源偏在を是正する手段として都区財政調整制度があり、特別区の区域全体で受益と負担のバランスを保つつつ、行政水準の均衡化が図れているのではないか。

＜区域を越える課題への対応について＞

- 特別区は、人事行政、福祉事業、清掃事業等の分野で、事務の共同処理や連携により、広域的対応を進めてきた蓄積があり、再編によらずとも区域を越える課題にも対応できるのではないか。

＜再編の必要性について＞

- 特別区は、一定の規模や行財政能力を有しており、都区財政調整制度による財源の均衡化も含めて考えれば、今後の分権改革の中で基礎自治体に期待される役割を担えるだけの受け皿を持っており、通常言われている合併のメリットは働きにくいのではないか。
- 基礎自治体の行政は、住民の身近なところでより多くのサービスを効率的に提供することが基本であり、行財政運営の創意工夫や自治体間の相互補完、民間活動との連携等の方策も含めれば、区域の再編が不可欠とは言えないのではないか。
- 現状で事務、財源上の桎梏となる問題ではなく、行財政改革を継続して進めていくことにより、持続

的に効率的な行政執行が可能なのではないか。

- 区域の再編が必要であるというのであれば、再編の一般的なメリットの議論ではなく、道州制等の議論も含めて将来の東京を考えたときに、東京の自治をもっと前進させるためにどのような基礎的自治体の姿が必要なのかを、具体的に示すべきではないか。
- 現状において、特別区の区域再編を行わなければならないほどの積極的な事情はないので、今後事務事業の大幅な移管を検討していった先に、その受け皿として必要があれば、それぞれの区の判断で、区域の再編を検討することになるのではないか。

特別区の区域のあり方にに関する考え方（都から示された論点に沿った整理）

1 特別区の再編 都が示した論点	都の考え方	都が示した参考論点
<p>(1) 区域問題の性格</p> <p>各区の考え方、地域特性等がさまざまなかなかで、一律に区域の再編を議論することができるか。できない場合、どのように対応すべきか。</p>	<p>○特別区の区域のあり方は、都区のあり方検討の中で、都区共同で検討を行うことが合意されている。</p> <p>○都区間において、「再編を含む区域のあり方にについて、議論が必要である」という認識は一致しているところであり、少なくとも大きな方向性や考え方については検討できるものと考える。</p>	<p>○区域の再編の問題は、それぞれの区や地域のあり方に関わるものであり、23区が統一的な見解を持ち得る性格の問題ではない。都区のあり方検討を通じて、都区の役割分担のあり方を整理したうえで、それぞれの区が基礎自治体として自らのあり方を構築する中で、区域の問題について主体的に判断するものである。</p> <p>○区域のあり方については、各区が主体的に判断すべき問題であり、都が示す考え方を参考に議論はするとしても、23区が一致した見解を持つのは困難ではないか。</p> <p>○23区それぞれ態様も事情も異なり、考え方や地域性もさまざまであるので、一律に区域の再編を議論することはできないのではないか。</p> <p>○区域の問題はそれぞれの自治体が考えることであり、都と23区で合意して取り組む性格のものではないのか。</p>
<p>(2) 住民意識</p> <p>特別区の再編に関する住民意識についてどう考えるか。</p>	<p>○現在、特別区の再編のメリットやデメリットに関する情報をほどんど提供していないため、住民から合併を求める声も出てこないものと考えられる。しかし、こうした中でも、例えば都内の企業から、合併を求める声が挙がっている。</p> <p>○特別区の区域のあり方は、住民生活に深く関わる問題であり、いざれ、再編のメリットやデメリットを明らかにするなど、十分な情報提供を行い、住民や事業者のきちんととした理解を得ていくことが必要である。</p>	<p>○昭和27年の自治権剥奪から平成12年の基礎的な地方公共団体として地位獲得に至る長年の自治権拡充運動と、順次獲得した自治権のもとの住民参加による自治行政の積み重ねにより、区民意識が定着しており、区民から合併を求める積極的な声は出でないのではないか。</p> <p>○都区財政調整制度で、23区均衡の取れた住民サービスが提供しうる仕組みになつていることから、区民は、各区の人口や財政力の格差によるデメリットを感じておらず、再編を現実的な問題として受け止める可能性は低いのではないか。</p> <p>○特別区制度は、ある意味で制約される面もあるが、各区が支えあうという点で良い面もあり、都と区は、時代に応じより良い形を求めて知恵を絞つて制度を運用してきた。住民の生活圏域は広がっているが、区民は今の状況に不自由を感じていないので、区域の再編を意識していないのではないか。</p> <p>○区民が再編の意志を持つていない中で、住民を中心にはじめて議論を基本に置かずには、仮に区域の再編をしたとしても、区民の意識としてうまく運営していくなければならない。</p> <p>○人口や財政力の格差や日常生活圏域と区域の不一致が存在することと、実際に生活している区民・都民がそれを不適切なものだと意識しているのか、どうかは一致しないのではないか。</p> <p>○行政だけのイニシアチブで合併ができるわけではなく、そこに生活している住民や経済活動をしている事業者のきちんとした理解が前提として必要ではないか。</p> <p>○現行の都区制度を前提とした区域の再編は、効率化の観点のみが強調され、住民自治の観点に欠けることになるのではないか。</p>

都が示した論点	都の考え方	区が示した参考論点
(3) 特別区の特性 区域再編を検討するに当たり、特別区には、大都市地域における基礎的自治体として、一般の市町村とは異なる、考慮すべき特別な事情があるか。	○総務省の研究会が平成19年4月に発表した「大都市部における市町村合併の推進」に掲げられている「大都市部における市町村合併の必要性」は、基本的には特別区にも当てはまるものと考えている。 ※なお、「大都市地域の中の基礎自治体のあり方と一般的な地域の再編問題」とでは、具体的にどこがどのように異なると考えているのかを明らかにしたい。	○大都市地域の中の基礎自治体のあり方と一般的な地域の再編問題とは異なるものがあるのではないか。 ○そもそも特別区の区域は、ひとつの大都市地域を単一の基礎自治体で担うことが困難であることから、住民自治の観点を重視して複数の基礎自治体をおいているのであり、規模を拡大して身近な自治を地域内分権に委ねることは、制度的に複雑化を招くのではないか。
(4) 規模の上・下限、バラつき 特別区の規模の上・下限やバラつきについてどう考えるか。	①規模の上・下限、バラつき 特別区の規模の上・下限やバラつきについてどう考えるか。 ②現在、暫定的に政令市に移行する規模として認められている70万人 ③従来、政令市に移行する規模として認められていた100万人 ○なお、30万人、70万人、100万人といった人口規模は、中核市や政令市に移行する場合の下限としての要件となるが、特別区の場合には、現実に中核市や政令市に移行するわけではないため、より柔軟に、参考値として活用することも考えられる。 ・次の規模も一つの目安になり得る。 ①政令市の法令上の規模とされている50万人 ②現在、暫定的に政令市に移行する規模として認められている70万人 ③従来、政令市に移行する規模として認められていた100万人 ○市に政令市、中核市、特例市という区分が設けられ、人口と事務区分との関連付けが明確になつた流れを踏まえれば、特別区においても、これと同様の考え方を基本に置くことが考えられる。 ・現在の特別区は、一部の市の事務を除き、概ね中核市と同等の事を処理していると見ることができるため、現行の事務配分の下では、中核市の30万人という規模が、一つの目安になり得る。	○必ずしも自治体の規模の大小が行政財政基盤の強弱に直接結びつくわけではないのではないか。 ○自治体の規模拡大によらずとも自治体間の連携や相互補完で対応できるのではないか。 ○特別区は、一定の行政財政基盤があり、都区財政調整による財源の均衡化も含めて考えれば、現状においてもより多くの行政を担いう能力を持つているのではないか。 ○特別区は、人事行政、福祉事業、清掃事業等の分野で、事務の共同処理や連携により、広域的対応を進めてきた蓄積があり、再編によらずとも区域を越える課題にも対応できるのではないか。 ○人口規模や財政規模について、合併を必然とするほどの格差があるとは言えないのではないか。 ○都区制度のもとでの再編を行ったとしても、政令指定都市制度が適用されるわけでもなく、大規模化することのメリットは無いのではないか。

	都が示した論点	都の考え方	区が示した参考論点
②住民自治との関係	<p>○特別区の中で規模の大きい世田谷区等においても、住民自治の実をあげているのであって、規模の拡大が直ちに住民自治に支障をもたらすものではない。</p> <p>○ただ、再編に伴い、住民自治を充実させるための新たな対応を検討することは有意義である。</p> <p>○住民自治の観点からも、基礎自治体のあるべき姿や再編を含む特別区の区域のあり方を考えることも必要なのではないか。</p>	<p>○そもそも特別区の区域は、ひとつの大都市地域を単一の基礎自治体で担うことが困難であることから、住民自治の観点を重視して身近な自治を地域内分権に委ねることは、制度的に複雑化を招くのではないか。</p> <p>○区域が狭いと、基礎自治体の行政は、福祉、教育、生活基盤整備など、住民生活に密着したサービスが基本であり、すでに大規模な人口を抱える区が多い中で、さらに人口規模が大きくなると行政と住民の距離が遠くなり、住民自治の観点から問題が生じるのではないか。</p> <p>○区によって事情は異なるが、すでに大規模な人口を抱えている区も多く、住民の自治意識の高さも相まって、一層の地域内分権の強化が課題となっている中で、区の規模を拡大することは住民との距離を広げることになるのではないか。</p> <p>○現行の都区制度を前提とした区域の再編は、効率化の観点のみが強調され、住民自治の観点に欠けることになるのではないか。</p>	
③規模の指標	<p>【日常生活圏】</p> <p>○広域自治体と対比したときの基礎自治体の最大の特徴は「身近さ」である。このことから、主に日常生活を行っている範囲、「我が家」意識の及ぶ範囲、行政サービスの受益と負担が一致しやすい範囲などをまとめて、日常生活圏として捉える考え方方が、特別区の規模の一つの指標になり得るのではないかと考える。</p> <p>※日常生活圏が特別区の規模の指標にならないとすれば、これに替わるものとしてどのような指標があるか、お示し願いたい。</p> <p>○日常生活圏が拡大したという点は、特別区の区域を検討する際の一つの指標になるのではないか。</p> <p>○考え方や地域性が様々であったとしても、区域の再編を議論することができないということにはならないのではないか。</p> <p>○ご指摘の通り、費用面での効率性とともに、住民の生活圏が拡大している現状における住民にとっての適切な意思決定の方針や行政サービスの向上を図っていくという観点から区域の再編を検討する必要はあるのではないか。</p> <p>○受益と負担の観点からも、現在の特別区の意思決定が適切に行われているか、検討する必要があるのではないか。</p>	<p>【日常生活圏】</p> <p>○生活圏に比べて区域が狭いと言つても、特別区だけの問題ではなく、東京圏全体の問題であり、生活圏と行政区域を一致させるとすれば、基礎自治体の再編よりも広域自治体のあり方を議論すべきではないか。</p> <p>○生活圏が拡大していることは紛れもない事実であるが、このことは、特別区の区域に限ったことではなく、特別区への屋間流入人口が330万人あることを見ても、東京圏全体の課題ではないか。</p> <p>○東京は、隣接県まで広範囲に市街地が連たんしているので、そもそも住民の日常生活圏と基礎自治体の行政区域を一致させることはできないので「それはならないのではないか」とにはならないのではないか。</p> <p>○区民の生活圏は幅広く、また特別区の区域以外からも多くの人々が流入してきたているので、隣接の区と再編しても住民の生活圏と区域が一致することにはないのではないか。</p> <p>○23 区それぞれ地域性も事情も異なり、考え方や地域性もさまざまであるので、一律に区域の再編を議論することはできないのではないか。</p> <p>○区域の再編は、費用面での効率性だけではなく、自治体における意思決定が適切に行えるかどうか、行政サービスの向上に結びつくかどいう視点も合わせて考えるべきではないか。</p>	<p>【行政基盤】</p> <p>○事務機能の拡大に伴い、専門性の確保、事務量の時期的な変動への対応等が必要となる。これらに効率性を確保しつつ考えていくためには、行財政基盤の拡充が求められることとなり、一定程度の規模の拡大が必要になる。</p>

都が示した論点	都の考え方	区が示した参考論点				
⑤ 区域再編の必要性	<p>【事務事業の効率性】</p> <p>○多くの事務事業は、いわゆる規模の利益を追求する事が可能であり、また、一般的に、合併により行政改革が一気に進むことが知られている。</p> <p>○自治体の人口や面積が音になつたからといって、自治体における意思決定が適切に行えないくなるものではない。</p> <p>また、再編に伴い効率化が図られることにより、既存の行政サービスも五塞されることになるが、それ以外にも、再編に伴い事務機能が拡充すれば行政サービスの向上に結びつく。区域再編の検討において、こうしたことを総合的に勘案すべきであるのは、ご指摘のとおりである。</p> <p>○ある事務事業に地域事情を踏まえて取り組んだからといって、それがすなわち効率的な行政であるとは限らない。</p> <p>※屋間流入人口の多い区は様々な行政需要があると主張しているが、様々な行政需要とは何か、具体的にお示し願いたい。</p>	<p>【事務事業の効率性】</p> <p>○区域の再編は、費用面での効率性だけではなく、自治体における意思決定が適切に行えるかどうか、行政サービスの向上に結びつくかどうかという視点も合わせて考えるべきではないか。</p> <p>○行政の効率性は、それぞれの地域事情等を踏まえた取り組み方の問題ではないか。</p> <p>○人口規模の小さい区は、屋間流入人口の多い区でもあり、そのための様々な行政需要がある。このことを考慮せずに、単純に住民一人当たりの決算額や職員数で比較するのは無理があるのではないか。</p> <p>○屋間流入人口の多い区の行政需要については、その特殊性があらゆる分野に及んでおり、概に特定できるものではないが、例えば、道路、廃棄物、教育、防災ほか様々なものがある。</p>				
⑥ 区域再編の関係	<p>①相互連携・相互補完との関係</p> <p>自治体間の相互連携、相互補完と区域再編の関係についてどう考えかるか。</p>	<p>○相互連携・相互補完を活用することを否定するものではないが、都から移管される事務の多くを特別区全域に一部事務組合や広域連合を組成して対応するとすれば、住民に最も身近な自治体が事務を担うべきという考え方に対する。</p> <p>○特別区の自治を実質的に充実するため、移管を受ける事務は各区が直接担うことを中心とするべきである。</p>	<p>○自治体の規模拡大によらずとも自治体間の連携や相互補完で対応できるのではないか。</p> <p>○特別区は、人事行政、福祉事業、清掃事業等の分野で、事務の共同処理や連携により、広域的対応を進めてきた蓄積があり、再編によらずとも区域を越える課題にも対応できるのではないか。</p> <p>○基礎自治体の行政は、住民の身近なところでより多くのサービスを効率的に提供することが基本であり、行政運営の創意工夫や自治体間の相互補完、民間活動との連携等の方策も含めれば、区域の再編が不可欠とは言えないのではないか。</p>	<p>○人口規模や財政規模について、合併を必然とするほどの格差があるとは言えないのではないか。</p> <p>○特別区は、一定の規模や行政財政能力を有しており、都区財政調整制度による財源の均衡化も含めて考えれば、今後の分権改革の中では基礎自治体に期待される役割を担えるだけの受け皿を持つており、通常言われている合併のメリットは働きにくいいのではないか。</p>	<p>○生活圏は、全体で一つの大都市を形成しているという特徴があるため、特別区相互間ににおいては、一般の市相互間よりも行政サービスにおける均質性がより強く求められる。特別区の人口・財政規模は、昭和25年と平成17年を比較すると、それぞれ3.7倍から20.1倍、2.6倍から5.1倍へと格差が拡大しており、行政サービスの均質性にも影響を与えるかもしれない情況となつてゐる。</p> <p>○特別区民の生活圏は、昭和30年と平成17年を比べると、明らかに拡大しており、生活圏に比べて区域が狭いために、行政サービスの受益と負担が一致しない、あるいは行政施策に不都合が生じていると指摘されている事例があり、生活圏拡大の視点から、特別区の区域の再編が必要である。</p>	<p>○生活圏全体の問題ではなく、東京圏全体の問題であり、生活圏と行政区域を一致させるとすれば、基礎自治体の再編よりも広域自治体のあり方を議論すべきではないか。</p> <p>○生活圏が拡大していることは紛れもない事実であるが、このことは、特別区の区域に限ったことではなく、特別区への屋間流入人口が、330万人あることを見ても、東京圏全体の課題ではないか。</p> <p>○東京は、隣接県まで広範囲に市街地が連たんしているので、そもそも住民の日常生活圏と基礎自治体の行政区画を一致させることはできないのでないか。</p> <p>○区民の生活圏は幅広く、また特別区の区域以外からも多くの人々が流入してきているので、隣接の区と再編しても住民の生活圏と区域が一致するにはならないのではないか。</p>

都が示した論点	都の考え方	区が示した参考論点
行政基盤の強化	<p>○現行の規模・区域のまでは、各区が現在よりも多くの事務を担うことは困難である。今後、より広範囲の事務を担っていくためには、専門性の確保やある程度以上の事務の発生件数の確保が必要であり、規模を拡大する必要がある。</p>	<p>○必ずしも自治体の規模の大小が行政基盤の強弱に直接結びつくわけではないのではないか。</p> <p>○自治体の規模拡大によらずとも自治体間の連携や相互補完で対応できるのではないか。</p> <p>○特別区は、一定の行政基盤があり、都区財政調整による財源の均衡化も含めて考えれば、現状においてもより多くの行政を担う能力を持つているのではないか。</p> <p>○現状において、特別区の区域再編を行わなければならぬほどの積極的な事情はないので、今後事務事業の大幅な移管を検討していった先に、その受け皿として必要があれば、それぞれの区の判断で、区域の再編を検討することになるのではないか。</p>
行政改革の推進	<p>○全国的に平成の大合併が進み、自治体の数が半減する中で、特別区においては、例えば次のような非効率が指摘されており、効率的な行政を行うために、再編を検討すべき時期に来ている。</p> <p>①区境の商店街振興や防災対策などにおいて両区の連携が十分でなく、効果的な施策の展開が望まれている。</p> <p>②人口1人当たりの歳出額の格差が5.0倍になつており、財政効率の検証が必要となっている。</p>	<p>○区域の再編は、費用面での効率性だけではなく、自治体における意思決定が適切に行えるかどうか、行政サービスの向上に結びつくかどうかという視点も合わせて考えるべきではないか。</p> <p>○行政の効率性は、それぞれの地域事情等を踏まえた取り組み方の問題ではないか。</p> <p>○人口規模の小さい区は、昼間流入人口の多い区でもあり、そのための様々な行政需要がある。このことを考慮せずに、単純に住民一人当たりの決算額や職員数で比較するのは無理があるのでないか。</p> <p>○基礎自治体の行政は、住民の身近なところでより多くのサービスを効率的に提供することが基本であり、行政運営の創意工夫や自治体間の相互補完、民間活動との連携等の方策も含めれば、区域の再編が不可欠とは言えないのではないか。</p> <p>○現状で事務、財源上の桎梏となる問題はなく、行政改革を継続して進めていくことにより、持続的に効率的な行政執行が可能なのではないか。</p>
③住民にとってのメリット	<p>○特別区の再編により、受益と負担の一致や行政改革の推進などが期待できるほか、例えば、次のようないふしが生じる。</p> <p>①各種窓口サービスが住民や勤務地の近くなど多くの場所で利用可能となる。</p> <p>②老朽化した小中学校や図書館などの更新や耐震化等が進む。</p> <p>③生活の実態に即した小中学校区が設定される。</p> <p>④事業者の立場から各区への届出事務が簡素化される。</p> <p>⑤再開発や土地区画整理など区境の面的な整備が進みやすくなる。</p>	<p>○特別区は、一定の規模や行政能力を有しており、都区財政調整制度による財源の均衡化も含めて考えれば、今後の分権改革の中では基礎自治体に期待される役割を担えるだけの受け皿を持つており、通常言われている合併のメリットは働きにくいのではないか。</p> <p>○基礎自治体の行政は、住民の身近なところでより多くのサービスを効率的に提供することが基本であり、行政運営の創意工夫や自治体間の相互補完、民間活動との連携等の方策も含めれば、区域の再編が不可欠とは言えないのではないか。</p>

都が示した論点	都の考え方	区が示した参考論点
(6) 区域再編と税源偏在 特別区の再編を行うとした場合、特別区の区域において税源が偏在していることをどう考えるか。	<p>○財源が集中する中心区が細分化されているため、極度の受益と負担のアンバランスが生じており、しかも、そのアンバランスが拡大していることから、再編によるアンバランスの一一定の解消が望まれる。</p> <p>○特別区の区域においても、特別区の区域に存在する税源の偏在を完全に是正することはできないが、ある程度の是正は可能である。</p>	<p>○特別区の区域はひとつの大都市地域として形作られてきた沿革から、個々の区域ごとに見れば財源が偏在しているのは当然のことであり、再編によって偏在を是正することはでききないのではないか。</p> <p>○都区制度においては、区間の税源の著しい偏在があるからこそ、それを調整するために都区財政調整制度があるのであり、区域の再編が行われたとしても、財政調整制度を廃止することはできないのではないか。</p> <p>○各区の財源の偏在というよりも、一定のエリア間の偏在であり、隣接する区の財政状況はそれ程大差がないので、必ずしも再編で財源が均一化されることにならないのではないか。</p> <p>○財源偏在を是正する手段として都区財政調整制度があり、特別区の区域全体で受益と負担のバランスを保ちつつ、行政水準の均衡化が図れているのではないか。</p>

都が示した論点		都の考え方	区が示した参考論点
2 都区制度	(1) 都区制度の是非 今後も都区制度を維持すべき。	○今回の検討では、基本的に区制度の存続を前提に考えることが合意されている。ただし、道州制の導入等、大きな変革を想定した場合には検討の必要がある。	○区域の再編が必要であるというのであれば、再編の一般的なメリットの議論ではなく、道州制等の議論も含めて将来の東京を考えたときに、東京の自治をもつと前進させるためにどのような基礎的自治体の姿が必要なのかを、具体的に示すべきではないか。
	(2) 特別区の位置付け 今回の見直しが行われた場合、特別区の地方自治法上の位置づけについてどう考えるか。	※区側の見解をお聞きしたい。	○今回の検討が基本的に現行の都区制度の下での都区のあり方にに関する検討を行うこととしたものであり、地方分権改革や道州制等の動向も踏まえながら検討を行うのは当然としても、都区制度そのものの見直しについては、都区双方の調査研究組織の報告が異なる方向を示していることもあり、今回の検討の伴組みの中で検討するのは困難ではないか。
3 道州制への対応	道州制が導入された場合、都区はどうあるべきか。	○道州制が導入された場合、都区制度に大きな影響があるので、道州制の導入を視野に入れた検討も行う必要がある。	
4 大都市制度	(1) 特別区の姿 特別区はどのような姿を目指すべきか。いわゆるフルセシット型の自治体か、あるいは相互補完型の自治体か。	○23区全体が一つの大都市を形成し、その中に特別区が複数存在するという構造になっているため、いわゆるフルセシット型の自治体ではなく、相互補完型の自治体を目指すべきである。 ※区側の見解をお聞きしたい。	
	(2) 特別区の名称 今回の見直しが行われた場合、特別区の名称についてどう考えるか。	※区側の見解をお聞きしたい。	
	(3) 首都性 特別区の区域が事実上の首都の機能を有することについてどう考えるか。	○首都であるために特別な制度が必要と考えられる範囲はそれほど広くないと考える。※区側の見解をお聞きしたい。	
	(4) 適用区域 ・特別区に隣接する市にも大都市制度を適用すべきか。 ・大都市制度の適用区域を都心部に縮小すべきか。	○適用区域の拡大や縮小については、より長期的な視野から検討する必要がある。 ※区側の見解をお聞きしたい。	

区が示した「特別区の区域のあり方にに関する主要論点」に対する都の意見

区が示した主要論点（「参考論点」からの抜粋）	都の意見
○区域のあり方については、各区が主体的に判断すべき問題であり、都が示す考え方を参考を持つことと/or、23 区が一致した見解を持つことは困難ではないか。	○区域のあり方について、本検討委員会で検討するということは、都区双方で既に一致しているところであり、最終的には各区が判断するにしても、都区で今後のあるべき姿を検討して示していく必要があるのではないか。 ○23 区が一致した見解を持つことは難しくとも、再編を含む区域のあり方にについて、事務移管が進んだ将来の姿も視野に入れながら、特別区自らが明確なビジョンを持ち、発信していく必要があるのではないか。
○特別区は、一定の規模や行政能力を有しており、都区財政調整制度による財源の均衡化も含めて考えれば、今後の分権改革の中で基礎自治体に期待される役割を担えるだけの受け皿をつくり、通常言われている合併のメリットは大きいのではないか。	○再編を含む区域のあり方の検討は、事務配分の受け皿としての視点からだけで行うものではなく、生活圏の拡大の視点や行政改革推進の視点、さらには平成の大合併が推進したという全国的な状況も踏まえることが必要なのではないか。 ○区域の再編を行うことにより、一般的な合併のメリットは享受できるのではないか。個々の区の行政能力は更に高まり、都民区民へのサービスの向上につながるなど、合併のメリットはあるのではないか。
○基礎自治体の行政は、住民の身近なところでより多くのサービスを効率的に提供することが基本であり、行政運営の創意工夫や自治体間の相互補完、民間活動との連携等の方策も含めれば、区域の再編が不可欠とは言えないのではないか。	○より良いサービスを効率的に提供していくために、区域の再編が有効かどうか、都区で検討する必要があるのではないか。 ○行政運営の創意工夫や自治体間の相互補完、民間活動との連携等の取組みと区域の再編はトレードオフの関係ではなく、効率的な行政執行を実現するため、区域の再編についても検討することは、都民区民にとって有益なのではないか。
○現状において、特別区の区域再編を行わなければならぬほどの種類的な事情はないので、今後事務事業の大幅な移管を検討していった先に、その受け皿として必要があれば、それぞれの区の判断で、区域の再編を検討することになるのではないか。	○再編を含む区域のあり方の検討は、事務配分の受け皿としての視点からだけでなく、生活圏の拡大の視点や行政改革推進の視点、さらには平成の大合併が推進したという全国的な状況も踏まえることが必要なのではないか。 ○事務移管にあたっては、施設の整備や専門的人材の確保などのハード・ソフト両面からの体制づくりなど、各区が責任を持って担う受け皿となりうることが必要であり、事務移管と区域のあり方の議論はセットで行うべきではないか。
○区域の再編は、費用面での効率性だけではなく、自治体における意思決定が適切に行えるかどうか、行政サービスの向上に結びつくかどうかという視点も合わせて考えてるべきではないか。	○地域における意思決定のレベルはその決定される事柄に応じて様々であるべきであり、コミュニケーションレベルの視点で行うものもあれば、広域的な視点が必要なものもあるのではないか。 ○費用面での効率性とともに、住民の生活圏が拡大している現状における住民にとつての適切な意思決定のあり方や行政サービスの向上を図っていくという観点から区域の再編を検討する必要があるのではないか。
○人口や財政力の格差や日常生活圏域と区域の不一致が存在することを、不適切に感じている区民もいるのではないか。 ○したがって、人口や財政力の格差や日常生活圏域と区域の不一致に伴う問題点や、区域の再編により、行政サービスの向上に有効かどうかを都区で検討し、そうした情報を区民・都民に対して公表していくことが必要なのではないのか。	○人口や財政力の格差や日常生活圏域と区域の不一致が存在するということを、不適切に感じている区民もいるのではないか。 ○したがって、人口や財政力の格差や日常生活圏域と区域の不一致に伴う問題点や、区域の再編により、行政サービスの向上に有効かどうかを都区で検討し、そうした情報を区民・都民に対して公表していくことが必要なのではないのか。
○そもそも特別区の区域は、ひとつの大都市地域を単一の基礎自治体で担うことのが困難であることから、住民自治の観点を重視して複数の基礎自治体をいいているのであり、規模を拡大して身近な自治体を地域内分権に委ねることは、制度的に複雑化を招くのではないか。	○住民自治の観点からも、基礎自治体のあるべき姿や再編を含む特別区の区域のあり方を考えることも必要ではないか。 ○現在の特別区の規模はまちまちであり、住民サービスの向上と住民自治の充実という観点から、区域再編の必要性と併せて地域内分権のあり方も検討する必要があるのでないか。また、小規模な区が総合支所制をとることは、制度の複雑化となるのではないか。
○特別区は、人事行政、福祉事業、清掃事業等の分野で、事務の共同処理や連携により、広域的対応を進めてきた蓄積があり、再編によらずとも区域を越える課題にも対応できるのではないか。	○広域連合や一部事務組合により事務を行なうことは、都民区民からの距離が遠くなり、責任も間接的となるなど、民主的側面において、現行制度には限界があるのではないか。 ○区域の再編により、より良いサービスを効率的に提供することが可能になるのではないか。

都の意見	区が示した主要論点（「参考論点」からの抜粋）
○現状で事務、財源上の桎梏となる問題ではなく、行財政改革を継続して進めいくことよりももちろん必要であるが、現状で財源上の桎梏となる問題はないとしても、特別区の地域の財源が国から常に狙われている中で、区域のあり方の議論は、やはり必要なではないか。	○今後も、行財政改革を継続して進めしていくことはもちろん必要であるが、現状で財源上の桎梏となる問題はないとしても、特別区の地域の財源が国から常に狙われている中で、区域のあり方の議論は、やはり必要なではないか。
○区域の再編が必要であるといふのであれば、再編の一般的なメリットの議論ではなく、道州制等の議論も含めて将来の東京を考えたときに、東京の自治をもつと前進させるためにどのような基礎的自治体の姿が必要なのかを、具体的に示すべきではないか。	○道州制等の議論を含めて将来の東京を考えたときに、東京の自治をさらに発展させるためには、広域自治体のあるべき姿はどういうものか、基礎自治体のあるべき姿とはどのようなもののか、都区のあり方検討委員会の場においても、都と区は積極的に議論していくべきではないか。その際に、再編の一般的なメリットの議論は無視できないのではないか。
○生活圏に比べて区域が狭いと言っても、特別区だけの問題ではなく、東京圏全体の問題であり、生活圏と行政区画を一致させるとすれば、基礎自治体の再編よりも広域自治体のあり方を議論すべきではないか。	○各区の住民の生活圏が各区の区域を越えて広がっていることは事実であり、受益と負担の一一致を図っていくという観点から、特別区の区域の再編について検討する必要があるのではないか。

< 講 師 略 歴 >

特別区長会事務局参与 志賀 徳壽 (しが とくじ)

昭和 49 年 7 月 練馬区採用
昭和 59 年 4 月 特別区人事・厚生事務組合に転籍
平成 5 年 4 月 (財) 特別区協議会調査部副参事
平成 5 年 7 月 同行財政担当課長 (都区財政調整協議等を担当)
平成 7 年 4 月 (財) 特別区協議会制度改革推進室税財政担当課長を兼務
平成 12 年 4 月 板橋区に派遣 (学務課長、財政課長)
平成 15 年 4 月 特別区長会事務局次長
平成 24 年 4 月 特別区人事・厚生事務組合 総務部長
(公財) 特別区協議会総務部長、特別区長会事務局参事兼務
平成 25 年 6 月 (公財) 特別区協議会 常務理事 (令和 3 年 6 月退任)
平成 25 年 7 月 特別区人事・厚生事務組合 副管理者 (令和 3 年 6 月退任)
特別区長会事務局長 (令和 3 年 6 月退任)
令和 3 年 7 月 現職

特別区長会事務局講演会講演録

都区のあり方検討とは何か

発 行 令和 7 年 10 月

編集発行 特別区長会事務局

東京都千代田区飯田橋 3-5-1

電話 03 (5210) 9736

